

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
1	子育て・福祉・医療	子育て環境の充実	安心して妊娠・出産できる環境づくり	妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発	1、2	健康課	妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、妊娠初期から個々の状況に応じた適切な支援を行います。	・母子健康手帳交付時に保健師による面接を全数行い、特に支援が必要なケースについては、保健師間での情報共有や支援内容の検討を定期的に行った。必要に応じて医療機関や関係課と連携し、継続的な個別支援を実施した。 ・妊娠8か月アンケートを実施し、希望者及び必要な妊婦と面接を行った。 ・妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るため、ファミリー学級を実施した。	・妊娠届出時の面接及び妊娠8か月アンケートにおいて、支援が必要な妊婦を把握し、適切な支援につなぐことで妊娠・出産・子育てに関する不安の軽減を図ることができた。 ・ファミリー学級は妊娠出産の正しい知識の普及啓発をし、かつ仲間づくりの場となっている。	・妊娠、出産、育児まで切れ目のない支援体制の充実を図る。 ・特に支援が必要な人をスクリーニングするための判断基準を適宜見直し、適切な個別支援に繋げるとともに、医療機関や関係課との情報共有や連携を継続する。 ・ファミリー学級の内容や周知方法を検討しながら継続していく。
2	子育て・福祉・医療	子育て環境の充実	妊娠・出産・子育ての一貫した支援	重点プラン 母子保健事業	3	健康課	妊婦・乳幼児健診や地区担当保健師を主とした相談支援、ファミリー学級、思春期ふれあい体験などを実施し、母性をはぐくみ乳幼児の健康の保持増進を図ります。また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊婦及び乳幼児のいる家庭に切れ目のないきめ細かい支援を行うことによって、育児における孤立感の減少・虐待の防止と早期発見を図ります。さらに、対象者の利便性向上（子育てワンストップ）に努めます。	・妊婦及び乳幼児のいる家庭の不安軽減や虐待防止の観点から、妊婦・乳幼児の各種健診や地区担当保健師による個別支援を行った。 ・コロナ禍で中止していた思春期ふれあい体験を一部再開した。 ・子育て世代包括支援センター「たてっ子」において、妊娠出産子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供や助言を行った。	・妊産婦、子育て家庭に寄り添い、切れ目のないきめ細やかな支援を継続していく。	・未把握者ゼロを維持するために、未訪問・健診未受診者への状況把握を行う。 ・妊婦及び乳幼児のいる家庭のニーズを把握し、適切なサービス利用に結び付けていく。そのため、窓口対応の利便性向上、育児における孤立感の減少・虐待防止と早期発見等について関係各課で検討し改善事項を共有できるように調整していく。
3	子育て・福祉・医療	子育て環境の充実	子育てしやすい環境づくりの推進	子育て支援事業	4	こども課	保護者が必要とする施設や事業等の情報提供とともに、病児・病後児保育事業を実施し、子育て支援を推進します。	【子育てコンシェルジュ】2人体制 相談実績 1,235件 ・子育て相談他 250件 ・保育所幼稚園 757件 ・学童 186件 ・一時預かり 42件 【病児・病後児保育事業】（亀田病児・病後児保育室たてやま） ・市内利用者数 417人 ・市外利用者数 83人 ・保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、受け入れ態勢を維持した。	【子育てコンシェルジュ】 ・コンシェルジュの丁寧な相談対応により、元気の広場で行う相談では「広場でコンシェルジュに相談する」が定着し、気軽に子育ての相談をする場となった。電話対応や窓口対応では、多くが一度の対応で終了するが、中には経過を連絡する相談者もいて、対応の中で信頼関係が築けている。 ・子育てに関するサービスのコーディネーターであることは理解されるようになってきたが、市民への認知度はまだ低い。 【病児・病後児保育事業】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者が、コロナ禍以前と同程度まで増加した。	【子育てコンシェルジュ】 ・利用者支援員（コンシェルジュ）の複数配置を継続し、親切、丁寧な相談を実施する。 ・子の成長とともに相談者となる市民（親）は替わっていくため、定期的なPRを行い、周知を図る。 ・子育てイベント等がある場合には積極的に参加し活動の場を作る。 【病児・病後児保育事業】 ・一定のニーズがあり、利用者は増加していることから、今後も必要な体制を保持する。
4	子育て・福祉・医療	子育て環境の充実	子育てしやすい環境づくりの推進	重点プラン 保育園・こども園における保育サービスの充実		こども課	多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や土曜・休日保育、預かり保育の充実を図るとともに、私立保育園に対する運営支援を行います。また、在宅乳幼児等の保護者の子育て支援として「一時預かり事業」の充実を図ります。	・延長保育や休日保育の充実について、公立・私立園ともに人的資源不足により拡充することができなかったものの、平日の11時間保育等の基本的な保育サービスは維持しつつ、保育園での完全給食を実施した。 ・使用済みおもつを持ち帰ることなく、園で処分することとした。 ・私立保育園に対し、保育士の処遇改善のため、運営費補助を行った。	・多様化する保育ニーズに対し、基本的な保育サービスの維持及び一部拡充により、保護者の仕事と子育ての両立に貢献することができた。 ・保育ニーズの多様化に対応する付加サービスの拡充、個別対応が必要な園児の増加による保育士の負担拡大、産休等に伴う代替保育士の確保が課題となっている。	・付加サービスの拡充は、人的資源の確保や私立施設の協力が欠かせないため、今後も実現に向けた検討を行う。 ・民間の担い手の発掘などを含め、保育士確保の検討を行う。 ・引き続き、市内民間保育園に対する運営費等の支援を実施する。 ・育児休業中の園児の継続利用期間の延長について検討する。 ・一時預かり事業の拡充に向けた検討を行う。
5	子育て・福祉・医療	子育て環境の充実	子育てしやすい環境づくりの推進	幼児教育の充実		こども課	北条幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について検討するとともに、私立幼稚園及び私立保育園に通う保護者に対する支援を行います。また、短時間児について、公立こども園での3歳からの受け入れについて検討します。	・北条幼稚園の認定こども園への移行について、公私連携幼保連携型認定こども園の設置に向けて、運営法人が建設工事の入札を行ったが、不調となった。 ・幼児教育無償化に伴い、私立認定こども園及び新制度に移行していない私立幼稚園を利用する世帯に対し、保育料等を助成した。	・北条幼稚園の認定こども園の移行について、施設建設の入札が不調となったが、交付金の再申請など令和7年4月の開設に向け調整を行った。 ・少子化や幼稚園への就園率の減少により、園児数が少ない小規模幼稚園では、集団による教育・保育の提供が課題となっている。 ・3歳からの短時間児の公立こども園での受入れについて、待機児童対策の優先により、実現することができなかった。	・北条幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園への移行について、運営法人と協議のうえ、令和7年4月開設に向けた業務を実施する。 ・小規模幼稚園について、「こども園化」を含め、統廃合について検討する。 ・引き続き、私立幼稚園における幼児個々のニーズに応じた特色ある教育への支援を実施する。 ・引き続き、公立こども園での3歳からの受入れについて検討する。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
6	子育て・福祉・医療	子育て環境の充実	子育てしやすい環境づくりの推進	重点プラン「元気な広場」運営事業	4	こども課	子育て親子や世代間の交流、子育てに関する相談及び情報提供を通じた不安解消を図るため、子育て支援拠点「元気な広場」の運営及び「出張子育てひろば」の実施を推進します。また、会員間の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を推進し、子育て支援ネットワークの拡充に努めます。	【元気な広場】 (294日開設/年) ・来場者数21,205人 ・来場組数8,819組 ・新規組数285組 【出張子育てひろば】 (船形ひろば他：65日開設/年) ・来場者数557人 ・来場組数200組 【館山市ファミリー・サポート・センター】 ・預かり件数45件 ・会員数：まかせて会員53人 おねがい会員483人 両方会員30人	【元気な広場・出張子育てひろば】 ・利用者の拡大と交流の場として 様々なイベントを行い、利用者数増につなかった。（前年比125%） ・開設から14年で、延べ35万人の来館者数を迎えた。 ・スタッフが丁寧な対応と相談を行い、利用者が子育ての悩みを相談しやすい環境作りに務めた。 ・R5利用者満足度99.0% ・出張子育て広場における低い利用率の改善策が求められる。 【館山市ファミリー・サポート・センター】 ・ファミリー・サポート・センター事業の登録会員の拡大。特にまかせて会員の拡大への方策が必要。	・今後も市民のニーズに沿った運営ができるよう継続していく。 ・祝日や土曜日の開館についての検討。 ・子育ての不安解消や軽減の度合いを深めるよう取り組み、利用者満足度の高水準を維持する。 ・出張子育てひろばの開催について、商業施設や図書館などでの開催の検討を行い、利用者が増加するような取り組みを行う。 ・ファミリー・サポート・センター事業の会員拡大の取り組みを行う。
7	子育て・福祉・医療	子育て環境の充実	子育てしやすい環境づくりの推進	学童クラブ運営事業	5	こども課	小学校下校後に保護者が家庭にいない留守家庭児童の健全育成と安全確保のため、公設化等による安定的で質の高い学童クラブの運営に努めます。	・公設学童クラブを運営委託により実施するとともに、保護者会が運営する学童クラブへ運営費の補助を行った。 ・利用者ニーズの増大に対し、定員拡大となる調整を行った。 ・令和4年度に感染症対策として導入した、登降所システムや手洗い場の自動水栓を引き続き有効活用し、安全対策に努めた。 放課後児童健全育成事業補助金 1,425千円 放課後児童健全育成事業委託料 96,579千円	・受け入れ態勢を整え、安定した質の高い学童クラブの運営を行っている。 ・良好な運営から利用者が増えており、時期により、高学年児童が利用できない状況にある。 ・個別対応が必要な児童の増加により、支援員の負担が増えている。	・利用ニーズの高まりにより、令和6年4月から館山学童の定員を10人増やし対応している。 ・夏休み長期休業に伴う利用数の増加に対応するため、休業期間に限定し学童を増設し、定員の拡充を行う。 ・個別指導が必要な児童に対し、学校やこども課家庭児童係と連携を強化し、子ども家庭支援員や家庭相談員の定期巡回などの支援を行う。 ・学校再編に伴う学童の編成について検討していく。
8	子育て・福祉・医療	子育て環境の充実	子育て家庭への支援の充実	子ども医療費給付事業		社会福祉課	中学校3年生までの通院医療費及び入院医療費の助成を継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの保健の向上を図ります。	・中学校3年生までの入院及び通院医療費の助成に加え、令和5年8月診療分から入院及び通院医療費の助成対象を18歳到達年度の3月31日まで拡充した。	・子ども医療費の助成は、保護者の経済的負担の軽減、疾病の早期発見、早期治療による健康保持が期待される。受給券の発行対象を高校3年生まで拡充するとともに、館山市子ども医療費支給条例等に基づき、審査・認定、受給権発行、医療費の給付等、業務の適正な運用に務めた。	・引き続き、審査・認定、受給権発行、医療費の給付等、業務の適正な運用に務め、事業実施の予定である。
9	子育て・福祉・医療	子育て環境の充実	子育て家庭への支援の充実	ひとり親家庭支援事業		社会福祉課	ひとり親家庭の不安解消や経済的自立のため、医療費の助成や児童扶養手当、高等職業訓練給付金の支給を行うとともに、母子・父子自立支援員による相談や助言を行います。	・ひとり親家庭等に医療費の助成、児童扶養手当、高等職業訓練給付金、自立支援給付金の支給を行った。	・児童扶養手当法等に基づき、申請事務（審査・認定）や手当の支給等、業務の適正な運用に務めた。 ・千葉県（助成事業）と協同し、ひとり親家庭への医療費支給に係る申請事務（審査・認定）や支給等、業務の適正な運用に務めた。 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づき、ひとり親家庭の父母、寡婦の技能習得等の就業支援を行った。	・ひとり親家庭を対象に、就労・生活面に関する相談・助言等を行い、ハローワーク等との関係機関との連携により、支援制度の案内や適宜、貸付・給付等に結び付けられるよう、情報提供・相談体制の充実を図る。
10	子育て・福祉・医療	子育て環境の充実	子育て家庭への支援の充実	児童虐待防止ネットワーク事業		こども課	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携や情報の共有化に努め、児童虐待への対応や虐待を未然に防止するためのネットワーク体制を強化します。	・要保護児童対策地域協議会実務者会議を6回、個別支援会議を22回開催し、心配な子どもの情報共有及び関係機関との連携を図った。 ・子どもの見守りを一層強化するため、要保護児童対策地域協議会を中心に把握する支援ニーズの高い子どもを対象とした支援対象児童等見守り強化事業を実施した。	・関係機関との連携などにより、児童虐待に関する重大事案を防ぐことができた。	・児童福祉法の改正に伴い、国は、母子保健と児童福祉を一体的に運営することも家庭センターの設置を目指している。本市においても各部局機能の統合や強化について検討を図っていく。
11	子育て・福祉・医療	子育て環境の充実	子育て環境の整備	保育園・幼稚園・こども園・学童クラブの整備及び安全対策充実		こども課／建築施設課	保育・教育環境の向上のため、老朽化した施設の整備改修を行うとともに、北条地区及び那古地区のこども園化を検討します。また、園児の安全を確保するため、食物アレルギー対策や「新しい生活様式」に対応した安全・安心な体制を強化します。	・北条幼稚園の認定こども園への移行について、公私連携幼保連携型認定こども園の設置に向けて、運営法人が建設工事の入札を行ったが、不調となった。 ・園長会議、調理担当者会議、看護師会議等を通じて共通認識を深めることで危機管理の徹底を図った。	・北条幼稚園の認定こども園の移行について、施設建設の入札が不調となったが、交付金の再申請など令和7年4月の開設に向け調整を行った。 ・災害や犯罪等から園児を守るため、関係団体等との連携・協力体制の更なる強化が課題となっている。 ・多様化するアレルギーについて、個別に適切な対応ができるよう更なる対策が課題となっている。	・「館山市子育て支援施設の個別施設計画」に基づく施設整備を実施する。 ・小規模幼稚園について、「こども園化」を含め、統廃合について検討する。 ・子どもたちが通う保育園、幼稚園、こども園の安全確保及び子育てに配慮した生活環境の充実を図る。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
12	子育て・福祉・医療	高齢者福祉の充実	高齢者を支える地域づくり	重点プラン 「地域包括ケアシステム」の構築		高齢者福祉課／社会福祉課／健康課	「地域共生社会」の実現に向けて、全ての市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築します。また、多様な主体との連携により、利用者の視点に立った保健・医療・福祉に関するワンストップ総合相談体制を整備するほか、在宅医療・介護の連携や認知症対策、生活支援サービス、地域ケア会議などによる“まろごと支援”を推進します。	【高齢者福祉課】 ・規範的統合研修の実施 ・地域づくりフォーラム開催 ・介護予防・地域づくり研修の実施（保健推進員） ・介護予防としての体操教室の新規立上げ支援 ・移動販売と地域のマッチング 【社会福祉課】 ・包括的相談支援事業 【健康課】 ・保健師が地域における保健部門の担当として、「通いの場」に向き、介護予防の健康教育や健康相談を実施した。	【高齢者福祉課】 【事業の効果】 ・地域の困りごとを話し合う「協議体」の設置に向け、地域づくりフォーラムを2回開催し、地域での助け合いに関する機運醸成を図った。 ・地域で活動する保健推進員を対象に地域づくりと介護予防に関する研修会を開催（R5は体操教室についての講座）し、介護予防・地域づくりに関する知識の向上と機運醸成を図った。 ・移動販売の地域への導入支援を行い、新規で市内2地区で移動スカーの運行が開始された（市内全8地区）。 【事業の課題】 ・「協議体」の設置に至らなかった。 【社会福祉課】 ・地域福祉の中核となる館山市社会福祉協議会へ事業委託。世代や分野にとらわれない総合的窓口機能を設置。相談者に寄り添い、適切な支援ができるよう行政及び福祉関係機関と連携を図った。 【健康課】 ・地域を代表し、中心的な役割を果たす人材の掘り起こし。 ・介護予防に資する住民主体の「通いの場」の立上げ機運の醸成	【高齢者福祉課】 ・社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを2名配置し、協議体の設置・運営、地域互助組織の立上げ支援を推進する。 ・協議体メンバーを手上げ方式で市民から募集し、ワークショップを行い、地域の自治会、地区社協などの関係者とネットワークした協議体の設置を目指す。 ・地域の互助活動の立上げ支援、運営支援を行う。 ・引き続き移動スカーなど民間サービスと地域のマッチングを行う。 【社会福祉課】 ・住民主体の地域での話し合いの場をつくり上げるために、地域ごとのワークショップを開催。 ・その中で住民から選ばれる「支え合い相談員（仮称）」を掘り起こし、「支え合い相談員」を補佐する住民の集まりである「支え合い会議（仮称）」を立ち上げる。 ・併せて地域の「支え合い会議」と専門機関とのネットワーク化を進め、自然災害時における助け合いや日常生活における移動手段の確保など、「自助」「互助」の地域活動と「共助」・「公助」による、地域共生社会の実現を図る。 【健康課】 ・保健部門からのアプローチとして、関係機関と連携し、「通いの場」への支援を継続する。
13	子育て・福祉・医療	高齢者福祉の充実	高齢者を支える地域づくり	地域で高齢者を支える体制づくり事業	7	高齢者福祉課	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するため、配食サービスや家族介護用品支給事業を実施するとともに、高齢者を介護している家族のための「介護家族のつどい」や認知症の高齢者を理解するための「認知症サポーター養成講座」を開催します。また、一番身近な介護の現場の声を聴き、事業に反映します。	【事業の効果】 ・認知症初期集中支援チームを医療法人に委託し、初期認知症患者に対して専門的な支援活動を行った。 ・介護家族のつどいを4回開催し、事業を通して地域づくりを進めた。 【事業の課題】 ・認知症初期集中支援チームについて、周知を図り、市民の認知度を上げること。	【事業の効果】 ・認知症初期集中支援チームを医療法人に委託し、初期認知症患者に対して専門的な支援活動を行った。 ・介護家族のつどいを4回開催し、事業を通して地域づくりを進めた。 【事業の課題】 ・認知症初期集中支援チームについて、周知を図り、市民の認知度を上げること。	●認知症高齢者支援事業 引続き以下の事業を継続する。 ・介護家族のつどい開催 ・認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催 ・認知症初期集中支援チームの設置 ・認知症地域支援推進員の養成・配置 ・認知症ケアパスの更新および利用促進
14	子育て・福祉・医療	高齢者福祉の充実	高齢者を支える地域づくり	重点プラン 地域で高齢者を支える体制づくり事業（地域包括支援センター事業）		高齢者福祉課	高齢者の総合的な相談窓口として、介護予防や権利擁護事業等を行う地域包括支援センターの体制強化を図ります。また、公正・中立的な立場から、地域包括支援センター運営協議会による地域包括支援センターの運営を支援します。	【事業の効果】 ・地域において、高齢者の困りごとに関する相談体制が確保される。 ・関係機関と情報共有、連携を行うことにより、きめ細やかで包括的な対応、適切なコーディネートが可能となる。 ・相談者や関係機関、民生委員など地域の関係者などをつなぐネットワークの中核となる。 【課題】 ・情報発信の強化 ・地域ネットワークの機能強化	【事業の効果】 ・地域において、高齢者の困りごとに関する相談体制が確保される。 ・関係機関と情報共有、連携を行うことにより、きめ細やかで包括的な対応、適切なコーディネートが可能となる。 ・相談者や関係機関、民生委員など地域の関係者などをつなぐネットワークの中核となる。 【課題】 ・情報発信の強化 ・地域ネットワークの機能強化	・地域包括支援センターが行う総合相談、権利擁護や地域づくり活動などを積極的に情報発信し、地域包括支援センターの業務や機能についてさらなる周知を図り、地域福祉の向上に繋げる。 ・人口のボリュームゾーンである団塊の世代が70代に差し掛かり、相談、介護サービス需要の増加が見込まれることから、包括支援センターの主幹業務である「総合相談」「権利擁護」「ケアマネジャー支援業務」「介護予防」に注力できる体制整備を行う。 ・地域の組織、関係者、関係機関と積極的に関わりを持ち、市との連携を強化することにより、問題解決力の向上と、地域ネットワークの強化を図る。
15	子育て・福祉・医療	高齢者福祉の充実	高齢者を支える地域づくり	社会参画・生きがい活動の促進事業	6	高齢者福祉課	高齢者の就労や社会参画、生きがいづくりを促進するため、シルバー人材センター・老人クラブ・「通いの場」（ふれあいいきいきサロン）への助成など社会福祉協議会の活動を支援します。	【事業の効果】 ・敬老祝金を支給 ・シルバー人材センターに補助金を交付 ・社会福祉協議会に地域福祉事業活動費補助金を交付 ・老人クラブ補助金を交付	【事業の効果】 ・敬老祝金を40名に支給した。 ・シルバー人材センターの受注件数は、派遣業務は増加しているが、請負業務は減少しているため請負業務の受注拡大が課題である。 ・老人クラブのクラブ数、会員共に減少に歯止めがかからない。 ・社会福祉協議会のサロン活動支援について、54団体に支援を行った。	・高齢者の就労や社会参画、生きがいづくり促進のため、シルバー人材センター等への支援を行う。
16	子育て・福祉・医療	高齢者福祉の充実	高齢者を支える地域づくり	高齢者見守り事業	8	高齢者福祉課	高齢者が安心して住み慣れた地域での生活を継続できるように、関係団体等による「館山市高齢者見守りネット」の拡充を図ります。	【事業の効果】 ・高齢者見守りネット協力団体による見守りが行われた。	【事業の効果】 ・金融機関、郵便局をはじめ協力団体が、さり気ない見守りを行っていた。通報により保護、入院、家への帰宅、サービスの利用に繋げることができた。 ・新たな見守りの目目として今後、地域へのアピールも必要である。	・高齢者見守り事業 関係団体等による高齢者見守りネットワークの構築を行う。地域の民生委員、町内会、社会福祉協議会の地域ボランティア、警察署、新聞販売店等の関係機関と行政・社会福祉協議会によるネットワークを構築している。地域包括支援センターは、関係機関からの情報提供や通報により、高齢者の支援や介護サービス利用へつなげる。
17	子育て・福祉・医療	高齢者福祉の充実	高齢者の生活支援	館山市高齢者保健福祉計画の推進		高齢者福祉課	『館山市高齢者保健福祉計画』に基づき、介護保険給付の円滑な実施と、高齢者のニーズに沿った福祉施策を推進します。	【事業の効果】 ・計画策定委員会を設置し、計3回の計画策定委員会を経て、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする館山市高齢者保健福祉計画を策定した。	【事業の効果】 ・介護給付費準備基金の活用により、介護保険料の基準額を据え置くことができた。 ・要介護（要支援）認定者数が増加傾向にあるため、介護（予防）給付費の増加が見込まれる。	・策定した計画に沿って、高齢者保健福祉及び介護保険事業を円滑に進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。 ・随時、進捗状況を点検・評価することで、計画的な施策・事業の推進に係る課題を整理・検討し、改善に努める。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
18	子育て・ 福祉・医療	高齢者福祉の充実	高齢者の生活支援	高齢者の権利擁護事業		高齢者福祉課	高齢者の生命を守り、尊厳をもって、その人らしく自立した生活が継続できるように、権利を擁護するための虐待防止や成年後見制度などの各種支援を行います。	・高齢者虐待ネットワーク会議を開催した。 ・また、職員が高齢者虐待防止対策研修等に参加し、高齢者虐待に関する対応力の強化を図った。 ・市長申立による成年後見申請をして、高齢者の権利擁護を図った。 ・安房3市1町で立ち上げた「安房地域権利擁護推進センター」により権利擁護の充実を図った。	・高齢者虐待について、虐待を受けている高齢者及び擁護者の支援を行っている。 ・身寄りのない高齢者については、市長申立により高齢者に後見人を建てることができた。 ・成年後見の報酬助成を行うことで成年後見制度の利用促進に繋がった。 ・高齢化に伴い、後見人が必要となる高齢者が増加するが、後見人となる人材の不足が生じ始めている。	●高齢者の生命を守り、権利を擁護することにより、高齢者の尊厳を守るための各種支援を行う。 【高齢者虐待防止事業】 - 高齢者虐待の防止及び早期発見に努め、高齢者の権利を擁護する。 ・高齢者虐待に関する啓発（パンフレットの配布、広報等による市民への周知活動） ・高齢者と接する機会のある関係機関による情報収集及び見守りの強化（高齢者虐待防止ネットワーク会議開催） 【成年後見制度利用支援事業】 - 成年後見制度利用助成事業の活用及び、市長申立により成年後見制度が利用できるよう支援する。また、安房権利擁護支援センターの周知を図り、市民の誰でもが、後見制度の相談、利用ができるようにする。
19	子育て・ 福祉・医療	高齢者福祉の充実	高齢者の生活支援	安定した介護保険制度の運営		高齢者福祉課	適切な要介護（要支援）認定に努めるとともに、ケアプラン点検や介護事業所への指導強化により、介護給付費の適正化を図り、介護保険制度の安定的な運営に努めます。	・介護給付の適正化を図るため、「要介護認定の適正化」「介護給付費の通知」「ケアプラン点検」を実施した。 ・介護保険被保険者に対して適切な介護サービスの提供が行われるよう、介護事業所への集団指導及び運営指導を実施した。	・要介護認定者の増加の中、介護給付費の抑制を図ること。 ・介護給付適正化事業実施のための体制づくり	・介護人材の確保、総合事業の今後の展開等、高齢者保健福祉施策を一体的にとらえ、長期的な施策の検討を行う。
20	子育て・ 福祉・医療	高齢者福祉の充実	高齢者の生活支援	老人ホーム入所措置事業		高齢者福祉課	家庭の事情等により、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を救済するため、養護老人ホーム等に入所措置します。	・家庭の諸事情及び経済的な事情により、在宅で養護を受けることが困難な高齢者の養護老人ホームへの措置入所を行った。	・養護老人ホームへの入所により、安心して生活することができている。 ・高齢化に伴い、在宅で養護を受けることが困難な高齢者が増加している。	●家庭の事情などで在宅で養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホームへ入所措置をする。 【養護老人ホームへの措置】 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを措置 【特別養護老人ホームへの措置】 65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者が、やむを得ない理由により介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認める場合に措置実施
21	子育て・ 福祉・医療	高齢者福祉の充実	高齢者の生活支援	在宅福祉サービス事業	9	高齢者福祉課	高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるように、緊急通報装置等の日常生活用具の給付・貸与や家回りの草取り等の軽度生活援助、福祉カーの貸付を行います。	・日常生活に支障のある高齢者等を対象として、緊急通報装置をはじめとする日常生活用具の給付・貸与を行った。 ・草刈り、剪定など軽度生活援助を実施した。 ・高齢者や障害者の家族に対し、車椅子に座ったまま車に乗れる軽自動車（福祉カー）の貸し出しを行った。	・緊急通報装置：1 0 件（新規件数） ・軽度生活援助：2 5 件（年間件数） ・福祉カーの貸し出し：111件（年間件数） ・事業の周知が課題	●日常生活用具給付等事業 - 在宅の要援護老人、一人暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与する。 ①IH調理器⇒心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な低所得の一人暮らし高齢者等 ②火災警報器⇒低所得の寝たきり高齢者等 ③自動消火器⇒低所得の寝たきり高齢者等 ④緊急通報装置⇒一人暮らし高齢者等 ●軽度生活援助事業 - 在宅の高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助の費用の一部を助成する。 ①家回りの草取り ②家回りの生垣、庭木等の手入れ ③家屋、備品等の軽微な修繕等 ④視覚に障害のある者に対する朗読及び代筆 ●福祉カー貸付事業 - 高齢者や身体障害者の外出や移動を支援するために、車椅子に対応した福祉カーを貸し付ける。 ＜利用対象者＞①心身障害者（児）及び高齢者並びにその家族 ②社会福祉団体及び社会福祉法人 ③社会福祉ボランティア ④その他市長が適当と認める者 ＜費用負担＞貸付料無料。ただし、使用した燃料費は利用者負担 上記事業について、広報等によりPRに努める。
22	子育て・ 福祉・医療	障害者福祉の充実	障害福祉サービスの充実	館山市障害者計画の推進		社会福祉課	『第5次館山市障害者計画』に基づき、障害のある人もない人も、共に住み慣れた地域でいきいきと、安心して暮らせるまちづくりを目指します。	・第6期館山市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に基づき事業展開した。また、令和5年度に館山市障害福祉計画（第7期）及び館山市障害児福祉計画（第3期）を策定した。具体的事業については、令和3年度末においての障害福祉計画の達成状況を評価分析し現計画の実施に生かした。	・財政面の確保 ・地域に相談支援事業所など社会資源が少ない	・障害者基本計画（計画期間：令和6年度～令和11年度）の点検・評価（PDCAサイクルの実施） ・「障害者基本計画」…障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画の遂行 計画期間：令和6年度～令和8年度 ・「障害者福祉計画」「障害児福祉計画」…自立支援給付・地域生活支援事業の事業量や確保策を策定 計画期間：障害福祉計画（第7期）、障害児福祉計画（第3期）（令和6年度～令和8年度）の遂行

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
23	子育て・福祉・医療	障害者福祉の充実	障害福祉サービスの充実	障害者支援に関する事業		社会福祉課	『障害者総合支援法』に基づき、障害の状態に応じた各種福祉サービスの給付を行います。また、心身障害者（児）医療費の給付を行います。さらに、居宅や施設において、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援を提供することにより、障害者等の生活の安定と自立支援を図ります。	・障害者総合支援法に基づき介護給付、自立支援医療給付等を行った。また、地域生活支援事業として、訪問入浴、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具、配食サービス等を実施し、障害者等の生活の安定と自立を図った。	・財政面の確保 ・地域に相談支援事業所など社会資源が少ない	・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の適正かつ安定的な運用を図る （介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具） ・地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた事業を効率的・効果的に行う地域生活支援事業（訪問入浴・移動支援・意思疎通支援・日中一時支援・日常生活用具・地域活動支援センター・配食サービス） ・障害者の医療費負担の軽減を図り、心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図る ・各種障害福祉サービス等制度を周知するための情報提供の体制や相談支援体制の充実を図る。
24	子育て・福祉・医療	障害者福祉の充実	障害福祉サービスの充実	障害児支援に関する事業		社会福祉課	『児童福祉法』に基づき、障害児通所等給付事業を行います。また、障害児を養育する保護者の子育て支援や経済的負担を軽減するため、放課後デイサービスの利用助成等を行います。さらに、心身障害児の特性に応じた適切な指導や相談を行い、社会性や知育の向上を支援するため、簡易マザーズホーム*を運営します。	・障害児通所等給付事業を行い、また、放課後デイサービスの利用助成を行った。 引き続き簡易マザーズホームを運営し心身障害児の特性に応じた指導や相談を実施し、保育園、幼稚園、こども園とも連携をとり対応した。	・財政面の確保 ・地域に相談支援事業所など社会資源が少ない ・障害児通所当給付事業、簡易マザーズホームを実施し、発達に遅れのある子の訓練を実施した。また、同時に保護者へのアドバイスを実施した。	・障害児通所等給付事業の適正かつ安定的な運用を図る。 （児童発達支援・放課後デイ・保育等訪問支援等） ・心身障害児の特性に応じ適切な指導や相談を行い、その育成を助長する ・障害児を養育する保護者の子育ての支援や経済的負担を軽減する。 （放課後デイ利用助成・難聴児補聴器購入） ・児童発達支援センターの設置について検討する。
25	子育て・福祉・医療	障害者福祉の充実	障害者の社会参加促進	地域生活のための支援事業		社会福祉課	障害者の社会参加の促進、福祉の増進や権利の尊厳を守るため、障害者団体に対する支援、福祉タクシーの利用助成による障害者の外出支援、各種福祉手当の支給、障害者の権利擁護に関する取組を行います。	・福祉タクシーの利用助成、障害者の移動支援、成年後見制度利用支援事業等を実施し、館山市身体障害者福祉会をはじめとする障害者支援団体に補助金等を交付した。	・財政面の確保 ・地域に相談支援事業所など社会資源が少ない ・福祉タクシーの利用助成及び移動支援を実施したことにより、障害者の社会参加を促すことができた。 ・成年後見制度利用助成を実施したが、後見人となる専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が少なく、引き受け手が不足している。よって、後見人として法人後見及び市民後見人が期待される。 （市民後見人の養成）	・各種障害者団体への補助 ・外出支援（福祉タクシー） ・G H の運営補助・家賃助成 ・各種福祉手当の支給 ・自立支援協議会の運営 ・障害者虐待対応の窓口等となる「障害者虐待防止センター」において障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を行う。 ・不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮など市民への周知。対応要領や地域協議会設置の検討などを行い、障害者の権利の尊重と差別のない社会づくりを推進する。
26	子育て・福祉・医療	低所得者福祉の充実	低所得者福祉の充実	生活困窮者自立支援事業		社会福祉課	生活保護の受給に至らない生活困窮者に対する相談支援や住宅確保給付金の支給を行うとともに、支援内容の拡充を検討します。	・生活保護まで至らない生活困窮にある者の相談・支援窓口機能を果たしている。また、真に生活保護が必要な者への助言（つなぎ）の場となっている。	・事業の周知による制度の活用促進（館山市、社会福祉協議会）	・生活困窮者自立支援法に基づく相談事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施する。
27	子育て・福祉・医療	低所得者福祉の充実	低所得者福祉の充実	生活保護事業	13	社会福祉課	生活困窮者に対し、状況に応じた扶助を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。	・生活保護法に基づき、最低限度の生活の保障及び自立の促進が図られた。	・特になし	・生活保護法に基づく要保護者に対する援助。（相談、保護の決定、各種扶助費の支給、就労支援等。）
28	子育て・福祉・医療	地域福祉の推進	地域福祉の推進	地域福祉に関する事業		社会福祉課	地域福祉推進の重要な拠点となる社会福祉協議会の活動支援と安定運営に向けた支援を行います。	・補助金の交付	・社会福祉協議会における事業の周知	・地域福祉の拠点となる社会福祉協議会の安定運営。 ・小域福祉圏活動及びボランティア活動の補助を行い、地域福祉の推進を図る。
29	子育て・福祉・医療	地域福祉の推進	地域福祉の推進	館山市地域福祉計画の策定		社会福祉課	地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として『地域福祉計画』を策定し、推進します。	・令和4年度、令和5年度にかけて館山市地域福祉計画を策定し令和6年度より公表。 ・市民アンケート実施 ・市民懇談会（ワークショップ）開催	・地域福祉計画を策定するにあたり、地域の現状・ニーズ把握のため市民アンケート及び各地域で住民座談会を開催。自助、共助、公助の理解を深め、館山市の福祉の方向性を住民と共有するきっかけとなった。	・地域福祉計画の周知及び計画の推進を図る。
30	子育て・福祉・医療	地域福祉の推進	地域福祉の推進	自殺対策の推進		社会福祉課	『自殺対策計画』に基づき、生きることへの包括的な支援を進めるとともに、関連施策と連携した対策など、自殺対策を推進します。	・「自殺対策計画」については、「地域福祉計画」の中に含め、策定した。策定にあたっては、自殺対策強化交付金を活用した。 ・9月の自殺予防強化月間のうち自殺予防週間9月10日から9月16日の期間は、館山市のランドマークである館山城のライトアップを実施し、自殺予防を啓発した。	・自殺対策計画を策定し、自殺予防の取組の一つであるゲートキーパーを養成した。	・自殺対策計画は、令和5年度末に完成した。総合計画においては「自殺対策の推進」として、自殺対策計画を基にPDCAサイクルの実施など、事業の推進を図る。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
31	子育て・福祉・医療	保健・医療体制の充実	医療体制の充実	重点プラン 救急医療体制の確保		健康課	安房郡市広域市町村圏事務組合に対し、救急医療に関する費用を負担し、休日や夜間の医療体制の充実を図ります。また、小児救急医療体制の実現や看護師確保に向けた取組の働きかけを行います。	・安房郡市広域市町村圏事務組合が実施する休日及び夜間における救急急病の診療事業に係る経費を負担した。 ・社会福祉法人 太陽会が実施する救急医療事業の運営に要する経費の一部を補助した。 ・看護師等の医療資源の安定的な確保を図るため、養成機関に対して適切な支援を行った。	・看護師等の医療資源確保による地域医療の安定化を図るとともに、市民ニーズの高い小児救急医療体制の確保など、安全・安心のまちづくり。	・救急医療については、安房郡市広域市町村圏事務組合の共同処理事務である病院群輪番制病院運営事業や在宅当番医制事業、夜間急病診療事業に係る負担金の支出や、市内の医療機関が行う救急医療事業の運営に要する経費の一部を補助し、休日や夜間における医療体制の維持・確保を図る。 ・安定的な地域医療及び救急医療体制の確保を図るため、看護師等の養成・確保に資する取組を継続的に行う。 ・市民ニーズの高い小児救急を含む小児医療体制の確保について、機会を捉えて市内の医療機関等に働きかける。
32	子育て・福祉・医療	保健・医療体制の充実	医療体制の充実	看護師等修学資金貸付制度	16	健康課	看護師等養成施設に在学している看護師志望者に対し、修学資金の貸付を行い、市内をはじめ、安房地域での看護師の確保を図ります。	・入学時期に合わせて市広報に制度の概要を掲載した。 ・看護師確保策について検討するために、看護協会安房地区部会の役員と情報交換を行った。	・安定的な制度運用のために、貸付原資の確保が必要。 ・債権の管理。	・制度そのものの見直しを含め、より効果的な看護師確保策を検討していく。
33	子育て・福祉・医療	保健・医療体制の充実	医療体制の充実	かかりつけ医の普及・定着		健康課	かかりつけ医をもつことの重要性を広く周知し、その普及・定着に努めます。	・家庭訪問や健康相談の際に、かかりつけ医を持つことの重要性を説明し、適正な医療へ繋ぐ支援を行った。	・個々により受療状況が異なるため、個別対応が中心であり集団への働きかけが難しい。 ・目標設定、効果判定が難しい。	・家庭訪問や健康相談の場で、個別の状況を確認しながら、周知に努めていく。
34	子育て・福祉・医療	保健・医療体制の充実	医療保険制度の健全な運営	国民健康保険運営事業		市民課	被保険者の疾病などに対して必要な給付を行うため、国民健康保険制度の円滑で安定的な運営に努めます。	・国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対する必要な給付を行った。	・被保険者に必要な給付を行うことができた。 ・今後見込まれる国民健康保険被保険者数の減少や保険税収入の減少、被保険者の高齢化による1人あたり医療費の増加に対応する必要がある。	・平成30年度から国民健康保険の財政運営の主体が千葉県に移行した。千葉県と協力して事業運営を行う。 ・今後の館山市の国民健康保険財政の見通しを踏まえ、国民健康保険税の課税額の引き上げを行う。
35	子育て・福祉・医療	保健・医療体制の充実	医療保険制度の健全な運営	後期高齢者医療運営事業		市民課	高齢者に対する医療の確保と適切な保険給付を行うため、後期高齢者医療制度の円滑で安定的な運営に努めます。	・保険者である後期高齢者医療広域連合を通じて、後期高齢者医療制度加入者の疾病・負傷・死亡に対する必要な給付を行った。	・高齢化に伴う被保険者の数の増加、医療費の増加に対応する必要がある。	・令和2年度より開始した保健事業と介護予防の一体的実施推進事業により、高齢者の健康保持・増進に努めていく。
36	子育て・福祉・医療	保健・医療体制の充実	医療保険制度の健全な運営	短期人間ドック助成事業	17、18	市民課	満40歳以上の国民健康保険被保険者や後期高齢者医療被保険者を対象に、短期人間ドックの費用助成を行います。	・国民健康保険、後期高齢者医療それぞれにおける本事業の対象者のうち、申請者に対し、受診費用の7割（上限額2万円）を助成した。 【国保】 R5年度 対象者の2.5% 226件 4,520,000円 (R4年度 対象者の2.1% 203件 4,060,000円) 【後期】 R5年度 対象者の0.8% 84件 1,678,480円 (R4年度 対象者の0.8% 74件 1,480,000円)	・総合検診や本事業により、健診の受診率の向上が望まれる。	・助成事業を継続し、より利用しやすい制度を検討していく。 ・令和6年度から国保の助成対象者を「加入期間1年以上」から「6カ月以上」に変更する。
37	子育て・福祉・医療	健康づくりの推進	コミュニティ医療の充実	コミュニティ医療推進事業		健康課	医療・介護・福祉関係者と行政・市民が一体となり、近隣市町などとの連携を深めながら、情報共有や人材確保を含めた医療資源の充実に取り組み、高齢化社会に対応した体制を構築します。また、「たてやま健幸ポイント事業」の実施により、市民の健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣のきっかけづくりや維持・定着を目指します。	・保健推進員の今後のあり方を検討するため、行政と市民（区長・保健推進員）でワークショップを開催した。 ・千葉県看護協会安房地区部会の役員と情報交換会を実施し、看護師確保対策の検討を開始した。 ・HPVワクチンの接種勧奨及び高血圧・減塩に関する資料を作製し、活用を図った。 ・たてやま健幸ポイント事業を継続して実施した。	・市民を交えた住民協議会を実施し、保健推進員に対する市民のニーズを把握することができた。 ・地域の課題が多岐に渡るため、マンパワーの確保と庁内各課及び様々な関係者とのさらなる連携が必要である。 ・たてやま健幸ポイント事業や健幸サロンを含む健康増進事業及び、疾病の予防のための健康プロモーションを通じて、市民の健康意識の向上が図られた。	・各種事業を通じて、健康・福祉・医療の各分野に係る市民ニーズの把握や課題の抽出・把握に努める。また、市民を含む様々な関係者との連携により、課題解決に向けた取組を進め、市民の自らの健康に対する意識の向上を図るとともに、市民の健康寿命の延伸につなげていく。
38	子育て・福祉・医療	健康づくりの推進	保健活動の推進	健康増進事業		健康課	健康手帳の交付や健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導を実施し、生活習慣病の予防・健康増進に関する正しい知識の普及を図ります。また、健康状態をセルフチェックする「健幸サロン事業」を実施し、普段から健康を意識した生活の定着を目指します。	・健診後の結果説明会や家庭訪問により、生活習慣病予防のための保健指導を実施した。 ・結果説明会の未利用者や拒否者に対しては電話連絡をし、健康状態の確認と保健指導を行った。 ・定例の「健幸サロン事業」に加え、出張版のサロンを実施し、より多くの市民に対して、健康増進のきっかけ作りができた。	・健診後の保健指導により、生活習慣病の発症・重症化予防ができている。 ・健幸サロン事業は定着しており、健康づくりの気づきの場になっているが、利用者の固定化が見られ、新規利用者の開拓が必要である。	・特定健診及び後期高齢者健診で抽出した対象者に、ハイリスクアプローチとして保健指導を実施するとともに、広く市民に対して正しい知識の普及を図るポピュレーションアプローチを実施していく。 ・地域の健康課題をテーマに取り上げ、周知方法等に工夫を凝らしながら、継続していく。
39	子育て・福祉・医療	健康づくりの推進	保健活動の推進	地域ぐるみ健康づくり支援事業		健康課	保健推進員による母子保健、健康増進、生活改善などに関する調査・相談を推進するとともに、地域の自主健康づくり団体を支援します。	・保健推進員に対し、母子保健、生活習慣病予防、フレイル予防に関する研修会を実施し、保健推進員が自身の健康を考える機会を作った。	・保健推進員は区長推薦であるが、人選に苦慮しているため、今後の活動のあり方や定数について検討が必要。 ・「自分たちの地域の健康づくり」という意識を持ってもらうことが必要。	・保健推進員と地区担当保健師が密に連絡をとりながら、保健事業推進を図る。 ・保健推進員の活動内容の周知、区長など地区の中核となる人との連携を進める。
40	子育て・福祉・医療	健康づくりの推進	保健活動の推進	重点プラン 健事業と介護予防の一体的実施の推進		健康課	高齢者の健康の保持・増進のために健診結果やレセプトデータなどを分析することにより、地域の健康課題を抽出・把握し、その解消に向けて保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康寿命の延伸を図ります。	・健診、医療、介護を利用していない高齢者にアンケートを実施した。また、未返信者に対しては家庭訪問を行い、直接保健指導をすることで、必要な支援につなげた。 ・「通いの場」に出向き、フレイル予防のための健康教育や健康相談を実施した。	・健康状態不明確者に対して保健指導を実施することで、医療や介護のリスクがある人を関係機関につなげることができる。 ・地域の医療関係団体をはじめとする各種団体との連携を図ることが必要。	・健診結果等のデータが無く、閉じこもりの可能性のある高齢者等を訪問し、個別的支援を行う。 ・保健師等が地域の「通いの場」を訪問し、「フレイル」の予防や生活習慣病等の重症化予防のための健康相談や保健指導を実施する。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
41	子育て・ 福祉・医 療	健康づく りの推進	予防活動 の充実	生活習慣病対策	19、20	健康課	各種がん検診や特定健康診査、後期高齢者健康診査、健康診査等を実施し、市民の健康的な生活を支援します。	・総合検診等各種検診の周知を、広報誌・ホームページ・総合検診ポスターの掲示・新聞掲載・はがき通知・SNS等で実施した。 ・特定健康診査は、未受診者対策として、AIによる対象者分析を活用した個人の健康意識に応じた受診勧奨通知や、SMSによる受診勧奨を実施した。 ・各種がん検診、特定健康診査の精密検査未受診者へ電話、家庭訪問にて受診勧奨した。	・総合検診は、時期に応じて対象者を絞り通知するなど工夫し、はがきや電話、SMS等による受診勧奨をしたことにより、徐々に予約数・受診数が増加している。 ・令和5年度の特定健康診査の暫定受診率は33.6%と上昇したが、令和元年度の受診率まで回復していない。 ・今後も引き続き、安心して受診しやすい体制を作り、継続した受診勧奨を行う必要がある。	・受診しやすい検診体制の整備として、健診自己負担金の無料化、早朝・土日実施、レディースデー・メンズデーの設定、大腸がん検診同日実施を行う。 ・周知方法の工夫と強化（ポスター・広報誌・ホームページ・SMS等）を行うとともに、状況や時期に応じてはがきや電話、SMSによる受診勧奨を継続していく。 ・未受診者対策として、健診受診経験の有無・受診頻度、生活習慣病レセプトの有無など対象者に合わせて内容の異なる受診勧奨ハガキを通知する。
42	子育て・ 福祉・医 療	健康づく りの推進	予防活動 の充実	予防接種事業	21	健康課	予防接種法に基づく定期予防接種と、定期予防接種対象者以外の人への高齢者肺炎球菌・成人風疹ワクチン接種を実施します。	・接種率が向上するようチラシ、広報紙、ホームページ等で周知を図るとともに、接種対象者や保護者への各種SNSや、個別通知による再勧奨を実施した。 ・接種率が低い予防接種においては、安房3市1町と安房医師会が協力して接種勧奨ポスターを作成し、小中学校、高校及び各種事業所等に掲示を依頼した。また、子供を取り巻く関係機関職員向け勉強会を実施した。	・特例臨時接種としての新型コロナワクチン接種は、安房医師会の協力のもと、安房3市1町や医療機関等と連携し、効率的かつ効果的なワクチン接種につなげることができた。 ・定期予防接種は、引き続き、未接種者への勧奨に努める必要がある。	・令和6年度より開始となる5種混合ワクチンや、定期接種となった新型コロナワクチンの接種開始に際し、円滑な実施を行う。 ・HPVワクチン接種（キャッチアップ接種を含む）の安全性と有効性の周知を図り、接種希望者が増加するよう、情報提供等に努めていく。
43	子育て・ 福祉・医 療	健康づく りの推進	予防活動 の充実	重点プラン 感染症予防対策	22	健康課	結核・肺がん検診の受診率向上に向けた取組や新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症対策等により、感染症の発生及びまん延の防止を図り、公衆衛生の向上に努めます。	・新型コロナウイルス感染症について、安房保健所や安房医師会等の関係機関と定期的な会議を開催し、新型コロナウイルスの感染状況に応じた対策を実施した。 ・結核・肺がん検診の周知を、広報誌・ホームページ・総合検診ポスターの掲示・新聞掲載・SNS等で実施した。	・新型コロナウイルス感染症については、市民や関係機関の感染症に対する意識の向上が図られた。 ・結核・肺がん検診の受診者数は、前年度より増加したが、令和元年度の台風被害前の状態で回復していない。	・結核・肺がん検診の受診率向上に向け、周知や受診勧奨を行う。 ・感染症の発生に備え、備蓄（消毒薬等）の管理と関係機関との連携を図る。
44	教育・文 化	学校教育 の充実	「生きる 力」を育 成する教 育の推進	重点プラン 「生きる力」を 育成する教育の 推進		教育総務課	学力向上プロジェクト委員会の充実や学力向上推進コーディネーターの有効活用などにより、小中一貫した教育活動を推進します。	① 学力向上推進コーディネーターの配置 □ 人数：3名（各校月1回巡回指導） □ 第一中学校区（3校） □ 館山中学校区（8校） ② 学力向上プロジェクト委員会に代えて全国学力・学習状況調査の分析と活用に係る研修会を実施した。	① 教職員へ中学校教育や他校での実践例を踏まえた学力向上の指導助言を行うことで、授業の質の向上を図った。 ② 全国学力・学習状況調査の結果を分析することにより、各学校の児童生徒の状況に沿った対策を講じることができた。	① 学力向上推進コーディネーターを中学校に特化した授業力向上推進コーディネーターと改め、中学校3校に各1名のコーディネーターを配置する。教職員の授業参観（年3回）を行い、指導助言する。 ② 県から外部講師を招へいして分析・対策についての研修を行う。
45	教育・文 化	学校教育 の充実	「生きる 力」を育 成する教 育の推進	福祉・環境・ キャリア教育の 推進		教育総務課	学校での指導や職場体験学習を通じ、豊かな人間性や社会性をはぐくみながら、変化の激しい社会の中で、たくましく生きる力を育成します。	・職場体験学習を再開	・市内の事業所にて職場体験を実施し、働くことの意義について考える一助となった。	・チャレンジ感動in館山（中学生職場体験学習） ・ゆめ仕事びったり体験（小学生職場体験学習）
46	教育・文 化	学校教育 の充実	「生きる 力」を育 成する教 育の推進	国際理解教育の 推進		教育総務課	小・中学校に英語指導を行う外国語指導助手（ALT）を配置し、国際感覚豊かな児童生徒の育成に取り組みます。	① 各学校へのALT配置 □ 人数：5名 □ 小学校 週1日～2日 □ 中学校 週4日 ② 英語教育指導推進コーディネーター □ 人数：1名 （各校月1回巡回指導）	① 英語を母国語とする外国人の生きた英語に触れることにより、正しい英語知識の習得を図った。 ② 元中学校の英語教員を全小学校に派遣し巡回指導をすることで、令和2年度から必須となった小学校での外国語教育の授業力等向上を図った。	・各学校へのALT配置の継続、教師用デジタル教科書の導入により、児童生徒の外国語への興味・関心、学習への意欲向上につなげる。 ・デジタル教科書の機能を活用した個に最適化された学習とALTによる実際の会話として活用する指導により、英語教育の学力向上を図る。
47	教育・文 化	学校教育 の充実	「生きる 力」を育 成する教 育の推進	情報（モラル） 教育の推進		教育総務課	高度化する情報社会の中で、健全かつ有効に情報を活用していくための正しい知識と技術の習得、適切な判断力・活用力の育成を図ります。	・令和3年度から情報機器（タブレット端末）を活用した授業が開始されたことに伴い、各学校では実際の機器を使用した情報モラル教育を実施 ・市教委職員を各学校の生徒指導委員会へ派遣し、個別対策が必要な案件の対応策について協議	・国や県から提供される情報モラル教材やポスター掲示、リーフレットなどを活用した教育を実施し、正しい知識と技術の習得、適切な判断力・活用力の育成を図った。 ・ICT支援員が作成した情報モラル教材を周知し、活用を促進している。	・教職員向けの各種研修会により、情報モラル教育を実施 ・日常的な学校生活の中で繰り返し情報モラル教育を実施する。
48	教育・文 化	学校教育 の充実	「生きる 力」を育 成する教 育の推進	学校給食事業		教育総務課	安全かつ安定した学校給食の提供を図るため、維持管理及び運営を一体とした事業を実施します。また、栄養や食習慣に関する正しい知識の習得を指導し、児童生徒の健やかな心身の育成を図るとともに、学校給食にできる限り館山市産及び千葉県産の食材を使用することにより、食育や地産地消を推進します。	・PFI手法により、学校給食センターの維持管理及び運営業務を実施した。また、適正な施設設備の維持管理及び運営に係るモニタリングを行った。 ・地産地消の推進として、お米は全て館山産を使用し、そのほかの食材は、仕入れ業者に地場産物を導入するよう依頼した。献立の工夫として、千葉県産食材をメニューに取り入れた千産千消デーを6月と11月に実施した。 ・物価高騰による食材料費へ交付金等を活用したことにより、給食費の値上げをせず、安全安心な給食の提供ができ、保護者負担の軽減にもつながった。	・学校給食の提供は1日あたり3千食を超えることから、安定した供給が求められる。 ・館山産の生産物の流通は限られており、規格に合った学校給食に使用する食材を入手することは極めて困難な状況である。 ・食育は、学校給食の工夫だけでは難しく、学校が実施する食育指導が必要不可欠であり、学校と学校給食センターとの連携が求められる。	・学校給食において地産地消を推進することで、地域内流通による地域活性化を図るとともに、地元の新鮮な食材をできる限り活用することにより、食育の推進につなげる。 ・地域で収穫された食材を取り入れたメニューにすることで、地場産業の理解や重要性を認識してもらい、郷土への愛着を感じてもらう。 ・学校と学校給食センターが連携し、計画的な食に関する指導の実践や、栄養摂取の偏りや欠食など食生活の乱れに起因する健康面への影響があることを、児童生徒及び保護者に対し継続して周知していく。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
49	教育・文化	学校教育の充実	「生きる力」を育成する教育の推進	小・中学校体育振興の推進		教育総務課	陸上競技大会の開催や県中学校総合体育大会等への参加促進により、児童生徒の体育実技及び体力の向上を図ります。	・各種大会への選手派遣費用を支援	・各種大会への選手派遣等により、体育実技のレベルアップと体力向上が図られた。	・令和4年度から委託料を補助金化し、体育振興会による選手派遣費に加え、各中学校での部活動備品購入費に対する支援を行い、体力・技術向上を図っている。
50	教育・文化	学校教育の充実	「生きる力」を育成する教育の推進	小児生活習慣病予防検診事業	24	教育総務課	近年、増加傾向にある生活習慣病の早期発見や適切な指導のため、児童生徒に対する検診を実施し、疾病の予防を図ります。	・小学校5年生及び中学校2年生を対象に、検診を実施した。 検査項目：脂質・肝機能・貧血・糖代謝	・小児期からの病気の早期発見、指導を行うことにより、将来的に市民全体の健康に結びつけたい。	・継続して事業を行うことで、医療機関の受診が必要な児童生徒には、受診・説明会参加を促し、児童生徒だけでなく家族の生活習慣病予防に対する意識を高める。
51	教育・文化	学校教育の充実	「生きる力」を育成する教育の推進	特別支援教育体制の推進		教育総務課	特別な支援を必要とする児童生徒への一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関とのネットワークの構築を図ります。	① 特別支援教育学習支援員の配置 人数：31名 ※各校1名～5名 (児童生徒の状況による) ② 特別支援対策チームによる巡回相談の実施（令和4・5年度） 人数：4名	① 特別支援教育学習支援員を配置し、支援が必要な児童生徒へのサポートを充実させた。 ② 特別支援対策チームによる巡回相談員（園2名、小・中2名）を配置し、教育支援についての園への理解促進を図ることにより、幼児期からの切れ目ない支援体制を整えた。 ・特別な支援を要する子供の人数及び割合が年々増加傾向にある。	・特別支援対策チームは解散し、各校の実態に応じた支援員の増員、園1名、小・中1名の巡回相談員を配置し、各園・各校の特別支援教育体制の充実を図る。
52	教育・文化	学校教育の充実	「生きる力」を育成する教育の推進	教育相談体制の充実		教育総務課	スクールカウンセラーやいじめ相談室などを積極的に周知し、児童生徒の様々な悩み（学力や人間関係、いじめ等）に対する教育相談体制の充実を図ります。	① 不登校児への学習支援として教育支援センターに指導員を配置（2名） ② いじめ相談の相談窓口として相談員を配置（2名） ③ 学級実態把握によるいじめ等への対策として児童生徒の心理検査を実施（年2回）	・教育支援センター及びいじめ相談室の運営等により、課題や悩みを抱える児童生徒や保護者への支援を実施 ・増加傾向にある不登校児への対策	・市が直接実施している事業に加え、県負担事業であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材を活用し、相談体制の充実及び関係機関との連携を図る。 ・教育支援センター及びいじめ相談室の部屋を拡充すると共に、アウトリーチ型機能の充実を図る。 ・市福祉部門との連携強化による切れ目ない支援体制の構築
53	教育・文化	学校教育の充実	「生きる力」を育成する教育の推進	児童生徒の安全対策の充実		教育総務課	災害・事故等に対する安全指導と、緊急時への備えを行い、児童生徒の安全確保に努めます。	① 県内における通学中の死亡事故を受け、通学路交通危険個所の再点検を実施（県・警察との連携事業） ② 災害時における学校と危機管理部門との連絡体制の構築	① 交通危険個所の再点検を元に、各施設管理者において対策を実施 ② 各種警報等の発令が予測される場合に危機管理部と迅速な連携体制の元、学校への情報提供を実施	・各学校が作成済みの、危機管理マニュアルの確認、職員・児童生徒への意識啓発、訓練の継続実施
54	教育・文化	学校教育の充実	「生きる力」を育成する教育の推進	教職員研修の充実		教育総務課	教職員の資質・力量の向上を図り、特色ある教育活動を推進します。	・県教委及び市教委主催の各種階層別、分掌別研修を実施（校長・教頭研修、学校経営研修、生徒指導主任研修、教務主任研修、特別支援教育研修など）	・教職員の資質、力量の向上が図られるとともに、研修を通じて、学校間の情報交換の機会となっている。	・引き続き、効果的な教育実践が営まれるよう各種研修の実施による資質向上を図る。
55	教育・文化	学校教育の充実	教育活動の充実	地域資源・地域人材を活用した特色ある学校づくり		教育総務課	歴史副読本『さとみ物語』等を活用した授業を展開するなど、地域資源・地域人材を活用した学習を推進し、児童生徒の地域への誇りと愛着心を高めます。	・小学校6年生、中学校2年生において、歴史副読本「さとみ物語」を活用した授業を実施 ・地域人材を活用し、地域の特色を活かした授業を実施（苺栽培、海洋教育等）	・児童生徒の地域の自然、歴史等への理解が深まり、また、地域住民の学校活動への関心が高められた。	・引き続き、地域住民や関係団体との協力体制を構築し、地域への理解や地域への愛着心を高める教育活動を実施する。
56	教育・文化	学校教育の充実	教育活動の充実	芸術・文化による豊かな心の育成		教育総務課	児童生徒へ優れた芸術・文化に接する機会を提供し、豊かな心の育成を図ります。	・音楽鑑賞教室の実施（市内小学校3・4年生） ・館山市文化祭「子ども音楽会」の実施	・音楽活動を通じた情操の育成	・音楽鑑賞教室の開催（隔年6月開催） ・館山市文化祭「子ども音楽会」の開催 ・県吹奏楽コンクール参加支援及び各中学校合唱コンクールの開催支援
57	教育・文化	学校教育の充実	就学・通学への支援	就学費援助事業		教育総務課	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費等の援助を行います。	・経済的な理由により就学困難な児童生徒に対し、必要な援助を行い、義務教育を円滑に受けられるように努めた。	・三位一体改革により、平成17年度から国の補助が廃止され、市の単独事業であるため、財政的負担が課題となっている。	・経済的な事情が原因で就学に不自由を来すことのないよう、今後も制度の継続が必要。国の補助額（支給単価）改定に合わせ、拡充していく。
58	教育・文化	学校教育の充実	就学・通学への支援	ふるさと創生奨学資金貸付事業		教育総務課	経済的な理由により、義務教育終了後の就学が困難な生徒に対し、奨学資金の貸付を行います。	・令和5年度 3月末現在貸付者：13名 ・令和5年度 3月末現在返還者：41名	・昨今の厳しい経済状況の中で、学生への経済的な支援が重要となっている一方で、返還金の回収強化が課題となっている。	・経済的理由により就学の機会を失うことのないよう、制度を継続していく必要がある。 ・一方、滞納額が増えており、数名の高額滞納者に対する督促が課題となっている。
59	教育・文化	学校教育の充実	就学・通学への支援	重点プラン 遠距離通学支援事業		教育総務課	遠距離通学の児童生徒に対し、スクールバスの運行等により通学支援を行います。	【対象者】小学校2km以遠、中学校4km以遠から通学する児童生徒（学区外通学者は除く） 1 市所有スクールバス運行（登校1便・下校2便） ① 房南小（富崎／神戸の一部：大神宮・中里・竜岡） ② 館山中（九重／館野の一部：広瀬・腰越・稲） ③ 館山中（神余地区） ④ 館山中（西岬地区）※R④～登校時スクールバス化 2 車両借上スクールバス（登下校1便） ⑤ 館山中（畑地区） □ R4～保護者・学校要望により神余地区と分別 □ R5 館山中1名 ⑥ 那古小（西郷・姫宮地区） □ R5 三芳小区域外就学厳格化のため	・遠距離通学に伴う保護者の負担軽減が図られた。 ・スクールバス運行により、通学する児童生徒の安全な通学手段を確保することができた。 ・「スクールバス通学」は「無料」、「路線バス通学」においては「運賃の実費」を支給。また、「自転車通学」においては「維持管理費」の一部を支給	・令和7年度以降の館山中学校の移転に伴う対象区域の変更について検討する。 ・今後も、遠距離通学となる児童生徒の安全確保と負担軽減、保護者の経済的負担軽減のため、支援を実施する。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
60	教育・文化	学校教育の充実	教育環境の整備・充実	重点プラン 学校施設の整備 充実		建築施設課／教育総務課	学校施設の耐震化を図るとともに、防音対策など、学習環境向上のための施設整備や老朽化した学校施設の改修を行います。	・第二・第三統合中学校整備事業 ・北条小学校プール改築 ・那古小学校屋上防水工事 ・那古小学校フェンス改修工事 等	・児童生徒等の学習環境及び衛生・安全面の改善が図られた。 ・館山中学校の新施設供用開始に向け、施設の環境整備が図られた。 ・学校再編協議内容を踏まえ、事業について検討・調整・実施等を行う。	「将来に向けた学校のあり方に対する基本方針」に基づく学校施設の整備 ①第二・第三統合中学校整備事業（設計・工事・監理）：校舎、第2体育館、グラウンド、外構 ②大規模改造（トイレ）：船形小、館山小 ③長寿命化改良事業：那古小、館山小（南棟）、船形小、西岬小（低学年棟）
61	教育・文化	学校教育の充実	教育環境の整備・充実	学校用教材備品の整備		教育総務課	新学習指導要領に基づく備品を計画的に整備し、快適な学習環境と教育効果の向上に努めます。	・概ね各校の要望どおりの備品を整備することができた。	・老朽化した学校用備品の更新や必要な教材の購入を行ったことにより、学習環境の整備が図られた。	・新学習指導要領に基づく備品を過不足なく整備する。 ・急な購入にも対応できるよう予算残額を学校間で調整できるよう柔軟な対応をする。 ・理科備品については文部科学省の基準にできるだけ近づける。 ・学校図書を整備する。
62	教育・文化	学校教育の充実	教育環境の整備・充実	重点プラン 少子化に対応した教育環境の向上		教育総務課	『館山市学校再編基本指針』に基づき、教育環境の向上を目的とした中・長期的な学校再編を検討します。	○ R 5.4～6月 保護者意見の集約化（望ましい学校規模） ※ 各地区組織との協議（学校のあり方を考える会など） ※ 各地区保護者との意見交換会 ○ R 5.6～8月 各地区住民へ保護者の考えの説明・周知 ○ R 5.7～10月 学校再編計画の素案作成 ※ 先進自治体への視察、有識者会議での議論 ● R 5.11月 「館山市学校再編計画」（素案）公表 ○ R 5.12～R 6.3月 素案について各地区保護者との意見交換	○ 少子化の時代においても、未来を担う子供達により良い教育環境を提供するため「新しきもの・より良きものを創造する」ことをコンセプトに、市内全ての小中学校を対象とした「館山市学校再編計画」の策定（R 6年度中）に向け、予定を前倒して“計画素案”を保護者や地域の方々へ提示することが出来た。 ○ 各地区保護者の大部分の方々から、同素案に対して理解を頂けたところ。	○ R 6.4月 安房地域初となる「小規模特認校」の設置に向け、学校教育目標・具体的な取組手法の検討 ○ R 6.4～8月 各地区との意見交換会 ※ 6月／各地区意見交換会（市内9カ所） ○ R 6.8～10月 有識者会議（学校再編調査検討委員会）において計画策定（答申）に向けた協議 ● R 6.10～11月 パブリックコメント～計画策定 ○ R 6.11月～（新）学校開設に向け開校準備委員会等の設置 ※ 校名・校歌・校章・通学方法・学校教育目標などの準備
63	教育・文化	学校教育の充実	教育環境の整備・充実	学校区コミュニティの形成		教育総務課	地域との連携・協力により、地域を挙げて次世代を担う児童生徒を育てる体制をつくります。	・各学校にて学校評議員を委嘱し、学校運営や教育活動に関する協議を実施した。	・地域住民が学校の運営状況を把握し、地域と学校との連携活動等の理解を深めた。	・引き続き、学校評議員制度を活用した地域連携を図る。 ・国が進める部活動の地域移行について、協議を進める。
64	教育・文化	学校教育の充実	教育環境の整備・充実	重点プラン 情報教育環境の整備	23	教育総務課	「GIGAスクール構想」の実現に向けて整備したICT環境を活用し、効果的な指導・学習を推進します。	・児童生徒一人一台タブレット端末を活用した授業を実施	・各種研修やICT支援員を活用し、タブレット端末を活用した授業を実施 ・ICT機器を活用した更なる効果的な学習を実施するため、全ての教職員が活用できる技術の習得が課題点	・館山市教育問題研究委員会答申の授業実践や各学校の実践の好事例を周知するとともに、引き続きICT支援員の活用を進め、学校現場での更なる活用を目指す。 ・国が進めるGIGAスクール構想第2期に向けて端末更新に向けた準備を進める。
65	教育・文化	青少年の健全育成強化	青少年の健全育成	青少年健全育成体制の充実		生涯学習課	P T Aや子ども会、青少年相談員、各種社会教育関係団体の自主的な活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。	・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いなが、ガールスカウト・あわ夢まつり・フラメンコ事業及び青少年相談員による各種活動が実施できた。	・少子化や児童・生徒のライフスタイルの変化による参加者の減少や、地域コミュニティの変化による子ども及び子ども会加入者が減少してきている。 ・地域交流の場の減少や人と人との繋がりが変化している状況でのイベント開催方法等の模索が必要である。	・青少年健全育成事業の見直しを行い、学校、家庭、地域との連携を促進し、実施しやすく、参加しやすい事業を行い、体験・学習機会の拡充と各種団体の自主的な活動支援を行う。少子化に対応した体制づくりを推進する。
66	教育・文化	青少年の健全育成強化	青少年の健全育成	放課後子供教室の推進	25	生涯学習課	地域の人とともに勉強やスポーツ、文化活動、遊びなど、様々な体験ができる放課後子供教室を実施します。	新型コロナウイルス感染症の5類相当への移行後も感染防止対策を講じながら実施した。インフルエンザ等による学年・学級閉鎖や夏場の熱中症の危険度が高い日などは講座を中止した。 当初予定：160回 開催：145回 KPI:90.6% （参考R4 96.9%）	・子どもから人気もあり、参加率もいいことから効果はあるものと考えている。 ・学力向上を視野に入れた学校教育との連携及び学童クラブとの連携が必要である。 ・コーディネーターやボランティアスタッフ等の育成及び拡充を推進する。 ・学校規模（生徒数）による実施回数や必要なスタッフの数等に差が生じている。	・地域で健全な青少年を育成するため、学校・家庭・地域の連携と協働を強化し、学校を核とした地域づくりを推進する。 ・新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、日常における基本的感染対策を求めず事業を実施する。
67	教育・文化	青少年の健全育成強化	青少年の健全育成	ふるさと体験活動の推進	26	中央公民館	子どもたちの郷土への誇りや愛着心、「生きる力」をはぐくむため、自然や歴史、文化、農業体験等、幅広い分野の体験講座を開催します。	青少年を対象に以下の講座を開催した。 ・沖ノ島探検隊 23人	・自然体験を通じて、自然界の仕組みや生態系について学ぶことができた。また、自然環境の大切さを肌で感じることで、環境保護への関心が図られた。 ・事業内容が自然体験教室に偏っている。	・子どもたちが恵まれた地域資源を体験活動を通して学びながら、郷土への愛着心や生きる力をはぐくむための体験講座を提供する。 ・地域の自然や歴史、文化、農漁業体験等幅広い分野での体験講座の実施。 ・関係課等との連携のほか、NPOや市民団体など協力を模索し、「ふるさと館山」を広く理解してもらえる事業の構築。 ・青少年が自ら考え、解決する能力をはぐくむことのできる体験講座の企画。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
68	教育・文化	生涯学習の推進	学習機会の提供	生涯学習講座・教室の開催	26、27	中央公民館／図書館	豊かな地域資源と様々な情報資源を活用し、多様な学習機会を提供することより、市民の自主的な学習活動を促進します。	【図書館】 ・「図書館まつり」を開催し、「館内見学会」「児童向けおはなし会」「電子図書館体験」「本のリサイクル市」など様々なイベントを実施することで、多くの来場者に図書館に対する理解と親しみを深める機会を作った。 ・一般向けに電子図書館の利用に関する講座を開催した。 ・学校向けに学校図書室の利用促進等運営相談を実施した。 ・図書館ロビーに「小学校教科書コーナー」を設置した。	【図書館】 ・新たな講座やイベントの実施により、子どもから大人まで図書館の利用、役割等について理解が深められた結果、来館者数、貸出点数の増加につながった。 ・今後も引き続き、図書館資料の利活用、図書館機能や役割の周知につながるような行事を計画的に立案・実施していく。	【図書館】 ・図書館で実績のある講座及び図書館ならではのテーマで市民のニーズに応じた講座の実施に努める。 ・図書館にとどまらず、内容に応じて他部署との連携を図り、講座を実施することで、市民の生涯学習を推進する。 ・本を通じた市民交流や、読書の楽しみを得られる機会の提供と市民の自主的な学習活動につながるような事業を継続して行う。
69	教育・文化	生涯学習の推進	学習機会の提供	家庭教育事業の推進		中央公民館	家庭教育学級や子育て支援講座等の実施による家庭教育の知識向上とともに、子育てについての相談窓口及び情報提供の充実により、家庭教育力の向上を図ります。	・家庭教育学級の開設支援や講演会の開催、子育て支援事業を開催した。 ・家庭教育や子育てに対する相談窓口の運営を行った。	・家庭教育学級を通じて、親子のコミュニケーションが図られた。 また、家庭教育学級を通じて得られる人間関係やネットワークの構築が図られた。 ・家庭や青少年、児童を取り巻く環境の変化への対応が求められている。	・家庭教育学級や子育て支援講座等の実施による家庭教育の知識向上と併せて、学校、家庭、地域、関係機関での子育て支援の連携を強化し、子どもを取り巻く環境把握や子育てについての情報提供と相談窓口の充実を図る。 (具体的な内容・その他の検討事項) ・家庭教育学級や子育て支援講座等の実施により、家庭教育の知識向上と併せて、親同士が気軽に語り合う場や学びの輪づくりを目指す。 ・子どもを取り巻く環境把握や子育てについての情報提供と相談窓口の充実。 ・学校、家庭、地域、関係機関での子育て支援の連携強化。
70	教育・文化	生涯学習の推進	学習機会の提供	児童サービスの充実		図書館	子どもの発達段階に対応した魅力的な書架づくりと、児童と本とを結び付けるきっかけづくりを行うことにより、本の楽しさに触れられる機会を提供します。	【図書館】 ・「幼児向けおはなし会」は11回、「児童向けおはなし会」は23回、「英語で楽しむおはなし会」は1回と計画通りに実施。「わらべうたの会」は新型コロナウイルス感染拡大のため休止していたが、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、令和5年5月より再開した。 また、子ども向け講座として「なつやすみ宿題大作戦～関東大震災を調べよう！～」や「図書館のしごと体験し隊！」を実施した。 ・「館山市子ども読書活動推進計画」を策定した。 ・児童資料所蔵数：40,261冊、児童資料個人貸出冊数36,098冊 【移動図書館】（幼保・小学校等） ・運行日数：107日、貸出点数：11,001点 【学校への団体貸付】 ・貸出件数：26件、貸出冊数：772冊	・これまでの「おはなし会」「わらべうたの会」「子ども向け講座」のほかに、「図書館まつり」では「クイズラリー」や「本の投票企画」など新たな取り組みにより、子どもと本を結びつけ、図書館への理解を深め、本に親しむきっかけづくりを行った。 ・児童の発達段階に応じた児童資料の収集に努め、児童の図書館利用につなげるとともに、児童サービスについて周知を図り、本の楽しさに触れる機会を提供する。 ・地域の中で子どもと本をつなぐ立場にある学校や家庭等の大人への支援についても取り組んでいく。	・成長に応じた資料を工夫し、わかりやすく配架する。 ・各種おはなし会や講座の実施、学校との連携・支援、見学・職場体験等の受入を行う。 ・児童及び児童に関わる保護者、教職員、ボランティアに対しての読書相談を行う。 ・広報誌、HP、SNSなどを使用し、児童サービスに関する情報発信を行う。 ・「館山市子ども読書活動推進計画」の実施に努める。
71	教育・文化	生涯学習の推進	学習機会の提供	図書館機能の充実	27	図書館	市民の「読みたい」「知りたい」「調べたい」という知的好奇心にこたえることのできる資料を収集・提供するとともに、図書館資料を使つての調査相談（レファレンス）サービスの提供やインターネットによる蔵書検索・予約、図書館システムの利活用による効率的な資料管理により、市民の多様なニーズに対応した資料や情報の提供を行います。	・総所蔵点数163,354点、総貸出点数：111,689点 電子図書資料点数：2,161点、電子図書貸出点数：1,771点	・施設の老朽化や経年の蓄積等により、収蔵能力が限界を迎えているため、図書館システムによる適切な資料管理と更なる除籍作業を進めることが課題となっている。 ・除籍作業を進めた結果、昨年に比べ総所蔵点数は減少したが、貸出件数は増加した。ただし、電子図書の貸出数は減少したため、今後、電子図書の利用促進に取り組む。 ・資料の網羅的継続的な収集、資料を活用した市民の課題解決の支援、地域の発展に繋がるような図書館運営が不可欠である。 ・司書の専門職としての確固たる位置づけと、継続的な育成・配置が重要である。	・バランスの取れた蔵書構成を心がけ、図書館システムを利活用した適切な資料管理を行い、除籍作業に注力する。 ・図書館資料の活用、レファレンスサービス（調査相談）の充実を図り、市民が暮らしの中の課題を見つけ、解決できるよう支援する。 ・他の公共図書館との連携による相互協力システムを活用し、市民のニーズに応える。 ・広報誌、HP、SNSなどを使用し、電子図書をはじめ、図書館事業に関する情報発信を行い、市民への周知を図る。
72	教育・文化	生涯学習の推進	学習活動の支援	サークル活動の支援		中央公民館／博物館	新たなサークル参加者を増やすための活動や自主的なサークル活動等に対する専門性を活かした指導、助言等の支援を行い、活動の活性化を図ります。	【中央公民館】 ・中央公民館サークル連絡会の活動支援や協働事業を実施した。 ・中央公民館、地区公民館等で活躍するサークルが日頃の成果を発表する場として、サークルフェスティバルを開催した。 ・令和5年度開催のサークルフェスティバルでは、ワークショップ形式のなどの体験会を設けた。 【博物館】 ・市民サークル「城山古文書会」へ博物館収蔵資料の写真をテキストとして提供した。	【中央公民館】 ・高齢化の進むサークル活動の維持が課題となっている。 ・サークルフェスティバルでは、ワークショップ形式のなどの体験会を通じて、多世代間交流が図られた。 ・サークル活動への新たな参加者を増やすための事業展開や自主的なサークル活動の支援となった。 【博物館】 ・博物館収蔵資料の写真をテキストとして提供し、サークル活動の維持、活性化を図った。	【中央公民館】 ・サークルフェスティバルでは昨年に引き続き、体験会などを設け、「学び・集う」楽しさを伝える場として、「健康」と「幸福感（幸福感）」を体感する場として、参加者や来場者の相互の親睦と交流を図る。 【博物館】 ・サークル等の市民学習活動に対し、要望に応じて学芸員の派遣や資料提供等を行う。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
73	教育・文化	生涯学習の推進	学習活動の支援	生涯学習ボランティア制度の充実	28	生涯学習課／博物館	学校への支援や多様化する学習ニーズに対応するため、市民の豊富な知識や経験等を活用する仕組みづくりを進めます。また、ミュージアムサポーターを拡充することにより、博物館事業の充実を図ります。	【生涯学習課】 ・82講座（市：60講座、市民ボランティア22講座）を開設した。 ・100回の講座を実施し、2,260人の参加があった。 ・防災講座や手話サークルの講座などは複数回開催した。 【博物館】 ・ミュージアムサポーター「絵図士」による文化財マップ作成や本館での展示を監修した。 ・作成した文化財マップを本館で配布し、博物館が運営するWEBサイトで公開した。 ・文化財マップ 3点 里見家の女性／西長田観音院／相浜神社 ・館内展示 3件 那古寺／鷹ノ島弁天／崖観音と諏訪神社	【生涯学習課】 ・豊富な知識、経験等を有する市民は潜在していると考えられるが、それら人材のより一層の活用が必要となっている。 【博物館】 ・豊富な知識、経験等を有する市民に活動の機会を提供し、人材の活用を図った。 ・市民による主体的な地域資源の掘り起こしを行い、学習や文化観光に活用した。	【生涯学習課】 ・出前講座等、生涯学習に関する市民活動の拡充を図るため、市民の学びの機会を提供する仕組みづくりや利便性の向上に努める。 【博物館】 ・ミュージアムサポーターの活動を継続する。 ・指定管理者自主事業との協働も視野に入れ、さらに魅力アップした事業展開を図る。
74	教育・文化	歴史の継承と文化の振興	歴史・文化の保存・継承	郷土に関する展覧会・講座等の充実	26、28	博物館／中央公民館	歴史・文化など地域資源の情報発信や地域課題の解決という視点から、郷土資料の収集・保存と情報提供機能の充実を図ります。	【博物館】 ・博物館本館・分館・館山城（八犬伝博物館）における常設展・テーマ展のほか、本館において以下の企画展を実施した。 新収蔵資料展「あたらしい資料のご紹介」 千葉県誕生150周年記念事業・関東大震災100年企画展「関東大震災と館山」 開館40周年記念収蔵資料展「たてはく大図鑑」 ・博物館資料や文化財を活用した教育普及事業として、以下の講座・講演会等を実施した。 歴史教室「古文書を読んでみよう」 歴史教室「わたしの町の歴史探訪」 分館収蔵資料解説会 「なつやすみ宿題大作戦」（図書館と共同開催） 講演会（関東大震災関連、小網寺密教法具国指定記念） 【中央公民館】 ・一般市民を対象にした「ふるさと講座」については、地域の歴史や文化、自然をテーマとした講座を5回開催した。 ・「安房地区公民館連携講座」（安房郡市3市1町）は、各市町の特徴を生かしたテーマに沿った講座を2回開催した。	【博物館】 ・県誕生150周年記念事業補助金を活用し、関東大震災に関する企画展・講座等を実施することで、市民が過去の災害について学び、防災意識を高める機会を提供した。 ・資料収集、調査研究の成果を展示や講座等で市民に還元し、新たな地域情報を発信できた。 ・常設展のみでは紹介しきれない収蔵資料を企画展で活用できた。 ・教育普及事業の実施により、市民等に学習機会を提供し、地域への理解や愛着を醸成した。 ・図書館・中央公民館・危機管理課等の関連部署と連携することにより、事業の効率化・充実化を図ることができた。 【中央公民館】 ・地域の歴史や文化について学ぶことにより、地域資源の価値が再認識される機会となった。 ・人口減少・社会情勢に配慮した講座が求められている。 ・人口減少・高齢化により、市の枠組みを超えた連携が必要である。	【博物館】 ・年3回程度の企画展を開催する。 ・図書館・中央公民館など関連部署との協働を推進し、事業の効率化と魅力アップを図る。 ・展示解説会の動画公開やデジタルアーカイブの充実など、インターネットを活用したサービスを進める。 ・指定管理者自主事業の監修を行う。 ・現在の講座を継続しつつ、指定管理者自主事業との協働も視野に入れ、新たな切り口から生涯学習の推進を図り、より多くの市民に学習機会を提供する。 【中央公民館】 「ふるさと」を基本テーマとした魅力ある各種講座を開催し、市民の幅広い世代に対し、郷土に関する学習機会の提供に努める。 (具体的な内容・その他の検討事項) ・今まで以上に幅広い年代に参加してもらえる講座内容を検討する。 ・安房地区公民館において、引き続き連携した事業を継続していく。
75	教育・文化	歴史の継承と文化の振興	歴史・文化の保存・継承	郷土資料の収集・保存と提供		博物館／図書館	歴史・文化など地域資源の情報発信や地域課題の解決という視点から、郷土資料の収集・保存と情報提供機能の充実を図ります。	【博物館】 ・新規収蔵資料は1,722点あり、内訳は以下のとおり。 寄付 1,520点 購入 191点 移管 6点 寄託(更新除く) 5点 ・収蔵資料の特別利用は136件あり、内訳は以下のとおり。 調査研究 42件 出版物掲載 27件 テレビ取材 22件 展示調査等 19件 その他 26件 【図書館】 ・郷土資料の所蔵数は前年度に比較し、43点の増で、7,964冊となった。 ・ボランティアによる郷土資料の修復。	【博物館】 ・市民等からの寄付を中心に多くの地域資料を収集できた。 ・WEBサイトを活用したデジタルアーカイブ等の公開により、資料利用を促進できた。 ・実物資料の収集にあたっては、収蔵スペースの有効活用と拡大が必要である。 ・実物資料は所有者の関心の低下や建物の取壊しにより廃棄の可能性が高く、さらなる資料収集の重要性周知が必要である。 【図書館】 ・一般流通していない資料を含めた郷土資料を網羅的に収集し、適切な管理を行うこと、資料の性格から次世代への資料の継承が重要であり、周知、活用方法についても考える必要がある。 ・館山市図書館のみが保有する資料のデジタル化を検討する。 ・ボランティアによる資料の修復により、資料の維持に努めているが、後継者不足もあり、その育成が課題である。	【博物館】 ・収蔵庫の効率的な活用と保存環境の改善を図る。 ・収蔵資料の整理と収蔵資料目録の整備を進め、収蔵資料情報の公開を目指す。 ・館山市に関する歴史資料、民俗資料を保護するために、資料の所在を把握する資料所在調査を実施する。 ・学芸員と市民ボランティアによる資料の所在情報についての協力体制を構築する。 【図書館】 ・館山市及び千葉県・安房郡市に関する資料について、網羅的に収集し、適切に整理・保存していくことで、地域の歴史や文化を将来にわたって継承する。 ・郷土資料の提供及び調査相談に応じ、学習活動の支援を行うことで、地域の歴史・文化等への理解を深める。 ・資料に関する情報発信を積極的に行う。 ・郷土関係資料について、活字資料のほか、映像資料や音声資料、電子資料を系統的に収集し、市民のニーズに対応した資料を提供する。 ・資料のデジタル化など、利活用につなげることのできる資料保存の方法について検討する。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
76	教育・文化	歴史の継承と文化の振興	歴史・文化の保存・継承	博物館機能の充実		博物館	博物館本館、館山城、渚の博物館それぞれの特色を活かした効率的な運営方法を検討します。また、指定管理者との連携・協働を推進します。	・本館・館山城の個別施設計画を修正し、施設方向性をあり方検討から長寿命化へ変更した。 ・展示室・収蔵庫の保存環境整備のため、施設燻蒸を行った。 ・施設設備の維持管理 本館集会室カーテン修繕、し尿浄化槽排水管修繕 他 ・指定管理者による「南総里見八犬伝総選挙」「馬琴展」等の自主事業に対し、助言・監修や資料提供等を行った。	・事業仕分けの結果をふまえ、あり方検討となっていた施設方向性を長寿命化へと変更した。 ・施設の老朽化により、施設利用者に対し快適な空間、環境を提供することが困難となっていく。また、今後発生する施設・設備更新には相応の費用が予想される。 ・国指定重要有形民俗文化財を保管する博物館分館収蔵庫をはじめ、収蔵庫の保存環境を適切に維持管理していく必要がある。そのためには日常管理とともに定期的な燻蒸の実施が必要である。	・個別施設計画に基づいた計画的な維持管理を図る。 ・指定管理者との協働により、民間業者のノウハウや技術を活かし魅力ある、かつ、適正な運営を展開する。 ・博物館3施設（本館・館山城・分館）について、それぞれの特色を活かした事業展開により、効率的な運営を行う。
77	教育・文化	歴史の継承と文化の振興	歴史・文化の保存・継承	文化財の保存・活用	29	生涯学習課	文化財の調査・指定により、修復や防災対策等、保存に必要な措置を計画的に行います。また、活用を図るため、広く市民が文化財に親しむ機会を提供します。	・文化財保存活用地域計画の策定に向け、事前準備を行った。 ・文化財保護強調週間に合わせ、2日間5か所で非公開文化財の特別公開を実施した。 ・文化財説明看板等の修繕及び新規設置を実施した。また、全ての看板の点検を実施し、看板台帳を更新した。 ・沼サング層等の文化財周辺の環境整備を行った。 ・市広報や会議所だよりを活用し、建設事業者や設計事務所に対し、埋蔵文化財包蔵地の周知を行った。 ・文化庁の補助事業を活用し、各地区が実施した祭礼道具の修理に対し助言を行った。	・非公開文化財の特別公開は初めての試みであったが、2日間で延べ1,041人の見学者が訪れた。 ・国・県・市の指定文化財や登録文化財を合わせると100件以上となるため、巡回等により計画的に看板の設置や補修を図っていく必要がある。 ・看板の設置により文化財の周知が図られた。 ・文化財周辺の環境整備を行い、文化財の適切な保存と来訪者への理解が深められた。	・文化財保存活用地域計画の策定を確実に進め、令和7年度末の完成、令和8年7月の文化庁認定を目指す。 ・所有者（管理者）の理解、協力のもと、適切な文化財の保存、整備と活用を図る。 ・未指定文化財の把握につとめ、新たな指定や登録を検討する。 ・歴史、文化資源のネットワーク化による館山市の歴史文化の情報発信に努める。
78	教育・文化	歴史の継承と文化の振興	歴史・文化の保存・継承	観光スポットとしての歴史文化遺産の活用	29	生涯学習課	寺社、戦国大名里見氏、青木繁「海の幸」、近代の戦争遺跡等に関連する歴史文化遺産や市内から輩出した偉人の歴史学習を推進するとともに観光やまちづくりに活かします。	・千葉県誕生150周年記念事業として、千葉県民の日に赤山地下壕跡を無料開放するとともに、オリジナル缶バッジの製作体験を実施した。 ・基金を活用し、市指定有形文化財「小谷家住宅」の修理を行った。 ・市内に設置されている野外彫刻作品をパブリックアートとして、市ホームページやSNS、新聞連載等で紹介した。また、専門家を講師に迎え、3月に城山公園「彫刻の径」の作品を対象に清掃ワークショップを開催した。	・千葉県民の日は赤山地下壕跡に155人が入壕し、缶バッジ製作体験には75人が参加した。 ・8月14日に赤山地下壕跡内のコンクリートモルタル吹付部分が剥離したため、休壕措置をとっている。今年度、都市計画課で工事を実施する予定である。 ・パブリックアートの周知により、関心が広まった。清掃ワークショップには22人が参加した。	・「赤山地下壕跡」が休壕中のため、豊津ホールを活用し、周辺の博物館や文化財史跡等を紹介する展示を検討する。 ・市有形文化財「小谷家住宅」の一般公開に係る取り組みの支援を促進する。 ・利用（観光）客が手軽に情報収集できる情報発信ツールの強化を行う。 ・NPOや市民団体、観光関係団体と連携を図り、文化財をまちづくりに活かす。 ・パブリックアートのさらなる活用を促進する。
79	教育・文化	歴史の継承と文化の振興	歴史・文化の保存・継承	民俗芸能伝承者の育成		生涯学習課	民俗芸能大会への出演支援や継承のための映像記録作成により、伝承者の育成を図ります。	・民俗文化財の状況把握に努めた。 ・新型コロナウイルス感染の拡大により民俗芸能の実施が困難となっていたが、徐々に再開してきている。	・少子高齢化やライフスタイルの変化により伝承者が減少し、後継者育成が難しくなっている。 ・活動を続けるうえでの資金が不足している。 ・民俗芸能の実施が困難になっている中、文化庁の補助事業を活用し、各地区が祭礼道具の修理を積極的に行った。。	・継承のための映像記録等の収集・保存・デジタル化を推進する。 ・デジタル化した映像記録を活用する。 ・国県等の補助金を活用した各団体の取組みへの支援を行う。 ・芸能大会出演への活動支援を行う。 ・講座等を活用した民俗芸能の普及を進める。
80	教育・文化	歴史の継承と文化の振興	歴史・文化の保存・継承	国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」の保存・整備		生涯学習課	地権者や地域住民、市民団体と連携し、適切な保存管理を行います。また、広域連携により、国史跡「里見氏城跡」の整備・活用による地域活性化に向けた検討を行います。	・地域と連携し保存管理を行った。 ・南房総市と連携し、里見氏城跡の整備・活用の検討を行った。 ・今後の方針について、千葉県や南房総市と情報交換を行った。	・史跡として整備していくためには権利関係の整理が必要である。 ・また、南房総市にある国史跡岡本城跡との連携した整備も必要となる。 ・管理委託により、史跡の適切な保存管理が図られた。 ・文化財保存活用地域計画の策定にあわせ、稲村城跡の整備方針についても検討していく必要がある。	・市民参加型の史跡保存整備のため、稲区への管理委託の継続と市民活動への支援を行う。 ・指定範囲を拡大し史跡の保存管理を万全とするため、未指定地の土地所有者の理解と同意を得る取組みを検討する。 ・道の駅グリーンファーム館山と連携し、来訪者に必要なガイダンス施設やトイレなどの便益施設の整備を検討するとともに、南房総市の国史跡「里見氏城跡 岡本城跡」をはじめとする戦国大名里見氏に関する城郭群の保存・活用のネットワーク化を進める。
81	教育・文化	歴史の継承と文化の振興	歴史・文化の保存・継承	歴史・文化情報の発信強化		博物館	館山市の歴史・文化に関する情報を、博物館が運営するWEBサイト「たてやまフィールドミュージアム」において発信し、地域の魅力発信に努めます。また、文化庁が運営するポータルサイト「文化遺産オンライン」に博物館収蔵資料の一部を掲載し、以前から要望のあった南総里見八犬伝、戦国大名里見氏、郷土史関連の収蔵資料をインターネットで公開します。	・博物館で実施した企画展の概要や、ボランティア等が作成した文化財マップの内容を、WEBサイト「たてやまフィールドミュージアム」において公開し、蓄積した。 ・文化庁が運営するポータルサイト「文化遺産オンライン」において、博物館収蔵資料の一部を公開している。 ・学芸員による企画展解説・紹介動画を館山市公式YouTubeで公開した。	・調査研究や企画展の成果をインターネット上で公開することで、利用者層の拡大を図った。 ・資料データベースの更新、維持管理が必要である。	・市HPやたてやまフィールドミュージアムの情報を随時更新し、調査研究や企画展の成果を発信していく。 ・学芸員による展示解説動画やデジタルアーカイブの充実など、インターネットを活用したサービスを進める。 ・指定管理者による情報発信との連携を図る。
82	教育・文化	歴史の継承と文化の振興	文化の振興	芸術文化活動の充実		生涯学習課	「館山市文化祭」や「館山市サークルフェスティバル」など、芸術文化活動の発表の場を提供し、市民の自主的な活動を支援します。	・市民に優れた文化鑑賞の機会を提供するため、芸術文化協会・茶道連盟の活動に対して助成を行った。音楽鑑賞協会が開催した世界的なピアニストであるスタニスラフ・ブーニン氏のコンサートを後援・市HPなどで情報発信した。	・各団体に対する補助を行うことにより、コロナ禍明けであっても円滑な事業の実施ができ、市民に対し優れた文化鑑賞等の機会を提供することができた。 ・各団体の高齢化により会員の固定化、会員が減少しており、団体組織の活性化が課題となっている。	・館山市芸術文化協会、館山音楽鑑賞協会、館山市茶道連盟、公民館等のサークル活動が行う自主的な文化活動を支援し、優れた芸術文化への鑑賞機会の提供や市民の生きがいがいづくりに努める。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
83	教育・文化	歴史の継承と文化の振興	文化の振興	全国大学フラメンコフェスティバルの開催		生涯学習課	館山市の温暖な気候と、「学生フラメンコのまち館山」のイメージを情報発信し、学生フラメンコをきっかけとした交流人口・関係人口の拡大を図ります。	・花火大会の開催に合わせ、「花火とフラメンコ」として事業を計画したが、花火大会の延期により商工会議所のホールにて実施した。 ・令和4年度から、補助事業に変更となり、館山商工会議所青年部が主体となった実行委員会により事業実施となった。	・団体への補助を行うことにより、市民に対し希少な勸奨等の機会を提供することができた。 ・参加者が年々減少していく傾向にあり、また、特定の関係者の尽力により維持している部分もあるので、今後の事業の継続に対する対策が必要である。 ・主要メンバーの変更や学生の参加状況の変化等により開催できる内容・規模等の検討が必要となっている。	・温暖な気候と南欧風のまちづくりエリアとマッチするフラメンコフェスの開催地としてのイメージを発信し、交流人口の拡大に努める。 ・実施内容・規模等により予算措置を行う。
84	教育・文化	スポーツの振興によるまちづくり	市民スポーツの振興	生涯スポーツの機会提供		スポーツ課	「館山ファミリースポーツクラブわかしお」の活動支援や各種スポーツ大会の開催など、スポーツに親しむ機会を提供し、市民の健康・体力の保持増進を図ります。	・スポーツ推進委員等と連携し、高齢者社会に対応した生涯スポーツを推進した。 ・総合型地域スポーツクラブ「館山ファミリースポーツクラブ”わかしお”」活動の支援活動を行った。 ・コロナ禍における、市民一人ひとりの健康に対する意識が高まる中、新たな日常に即した個人の運動習慣の機運醸成を図るため、ラン&ウォーク案内看板を活用したイベントを開催した。	・スポーツ推進委員の確保、指導者の減少及び高齢化が課題となっている。	・コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、各種イベントも通常開催により再開されている。市民ニーズやスポーツ環境等の状況変化を捉え、安心安全にスポーツを親しめる機会を提供する。 ・スポーツ推進委員等の指導者に各種研究大会や講習会等への参加を促し、指導者の養成及び資質向上に努める。
85	教育・文化	スポーツの振興によるまちづくり	市民スポーツの振興	社会体育団体の育成支援		スポーツ課	社会体育団体の育成・支援を通じ、市民の健康・体力の保持増進や競技力向上、青少年の健全育成等を図り、活力ある社会の実現を目指します。	・館山市スポーツ協会（R5：23団体・会員約3,800人）、館山市スポーツ少年団（R5：21団体・団員294人・指導者90人）への補助金を交付し、活動を支援した。	・少子高齢化により会員数が減少傾向となっている。	・各団体とスポーツイベントを共同開催することにより、連携を強化し、社会情勢や各団体の活動状況に応じた育成・支援に努める。
86	教育・文化	スポーツの振興によるまちづくり	市民スポーツの振興	社会体育施設の整備充実		スポーツ課	生涯スポーツの推進のため、既存体育施設の適切な維持管理・整備を行い、利用者の利便性・安全性の確保に努めます。	・出野尾多目的広場更衣室エアコン更新工事など施設の環境改善を行うことで、利用者の利便性向上を図った。	・施設の老朽化により、大規模改修が必要な施設があるため、各施設の存続・あり方等を検討していく必要がある。	・老朽施設の改修等により安全な施設環境を整える。 ・点在する社会体育施設の集約について検討する。
87	教育・文化	スポーツの振興によるまちづくり	市民スポーツの振興	学校体育施設開放		スポーツ課	小・中学校の体育館・グラウンド・プール等を市民に開放し、市民の健康増進や体力づくり、地域に密着したスポーツ・レクリエーション活動を推進します。	・コロナ禍における感染対策を行いながら、年間を通して市民の健康増進やスポーツ活動の場の提供を行った。	・学校体育施設の利用に当たって、学校施設・備品の使い方や整理整頓などの利用マナーについて、利用団体に対し、改めて周知徹底していく必要がある。	・効率的、効果的な利用が図られるよう、利用調整会議を開催する。 ・学校教育活動に支障がないよう学校との連絡を密にし、利用団体への情報提供や周知を徹底し、より円滑な運用に努める。
88	教育・文化	スポーツの振興によるまちづくり	スポーツ観光の推進	重点プラン オリンピック・パラリンピックのレガシー（遺産）を活かしたまちづくり	31	スポーツ課	観光施策と融合したスポーツ観光を推進し、館山湾をはじめとする自然環境や既存体育施設等の有効活用により、対応可能な競技の事前キャンプ等の誘致を進めます。また、市民のスポーツへの関心を高め、健康増進や体力づくり、競技力の向上に努めます。さらに、事前キャンプの実績を、館山の良好な自然環境と関連付け、来訪者向けに情報発信していきます。	・市内設置したラン&ウォークコースを活用し、市民の健康増進を図った。 ・OWS競技において、日本選手権に続き、日本学生選手権が館山市において初開催され、OWSの聖地として改めて、PRをすることができた。 ・「支える」スポーツとして、タテトラ、マラソンの各ボランティア講習会を実施した。（参加者50名）	・サイクルツーリズムについて、競技団体に加え、一般サイクリストの集客を目指し、さらにPRする必要がある。 ・スポーツ及び健康増進に関する行動に効率的にアクセスできる環境を整え、市民の関心を高めることが重要となる。 ・スポーツ観光の交流人口の拡大に向け、競技関係団体のほか、関係機関との連携体制の強化をしていく必要がある。	・スポーツ目的で訪れる交流と観光施策との融合により交流人口の増加と経済活性化につなげていく。 ・併せて、市民自らが自然環境を含めた館山のポテンシャルを再認識し、スポーツへの興味・関心を高め、継続した体力づくりや健康増進・競技力の向上を図っていく。 ・スポーツを「する」・「見る」・「支える」ためのスポーツボランティアの育成 ・東京オリパラの開催を契機として、スポーツ健康都市を令和2年11月3日に宣言。 ・スポーツ観光客数の目標値37.7万人を達成するため、競技関係者に加え、一般サイクリストなどにも館山を知ってもらうため、近隣（東京・神奈川等）のサイクリング団体などに働きかけ、来訪者の増加につなげていく。
89	教育・文化	スポーツの振興によるまちづくり	スポーツ観光の推進	館山若潮マラソン大会の魅力向上	30	スポーツ課	大会環境の向上とスポーツボランティアの育成・拡大に努め、大会参加者・地域住民などのニーズを可能な限り反映した大会を実施します。	・これまでのファミリーの部をファンランの部へ変更し、中学生以上は1人でも参加できる大会に変更した。 ・海外からのエントリーに対応できるように、大会ホームページや大会案内に英語版を作成した。海外エントリー者43名と過去最多となった。 エントリー者数：6,092名	・コロナ禍以降、エントリーが伸びておらず、フルマラソンの部では、定員の7割程度のエントリー数に留まった。今後、エントリー者の獲得回復を図るとともに、選手の安全面の確保や交通渋滞への対応、また、スポーツボランティアの育成・拡充が必要である。	・定員数までのエントリー数回復までにはある程度の時間を要することが考えられる。今後、業務を進める中で可能な限りニーズ及び動向の情報を収集し、エントリー者数の獲得や安全な大会を開催できるよう準備を行う。 ・従来からの課題として市職員の負担、少子高齢化による大会役員及びボランティアの減少、物価の高騰、物品等の調達困難、参加ランナーの減少など、多くの課題がある。スポーツボランティアの育成・拡充、大会参加者・応援・スタッフ・地域住民のニーズを可能な限り反映し、現行の大会運営にこだわらず、様々な角度から検証し、大会運営の見直しを行う。
90	教育・文化	スポーツの振興によるまちづくり	スポーツ観光の推進	スポーツイベントの開催	30、31	スポーツ課	自然環境や既存体育施設等を最大限に活かし、スポーツ愛好者からトップアスリートまで、幅広い層の交流人口の拡大を目指します。	・若潮旗争奪全国高校剣道大会は、中止。 ・若潮旗争奪千葉県小学生剣道大会は、コロナ禍において4年振りの開催。（58チーム参加） ・若潮旗争奪関東中学生剣道大会は、開催。（77チーム参加）	・少子化に伴う地元剣道競技人口の減少、学校統廃合による審判員の確保が課題となっている。	・業務を進める中で可能な限りニーズ及び動向の情報を収集し、安全な大会を開催できるよう準備を行う。 ・スポーツイベントを開催するうえで、関係団体と協議し、内容の充実及び効率的な運営を行う。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
91	教育・文化	国際交流・地域間交流の促進	国際交流・地域間交流の促進	国際交流の推進	32	市民協働課	館山国際交流協会の活動を支援し、スポーツや文化活動、ホームステイを通じた姉妹都市交流など、市民レベルでの交流を行うことにより、次世代を担う子どもたちや若者に対して異文化への理解を促します。また、オリンピックを機に海外のトップアスリートが館山で事前キャンプを実施していることから、彼らとの関係を継続するなど、新たな交流者・協力者を増やすことにより国際交流の裾野を広げていきます。	・館山若潮マラソンに参加するために姉妹都市（ベリンハム市：アメリカ、ポートステイーブンス市：オーストラリア）から来訪したランナーの4年ぶりの受け入れや、姉妹都市へのグリーティングカードの送付など、館山国際交流協会とも連携することで、継続しての交流を実施した。	・新たな交流者・協力者を獲得し、館山国際交流協会の新規会員、国際交流の新たな担い手として、関係を継続させていく手段の構築が必要。	・これまで続けてきた館山国際交流協会を中心とした姉妹都市との交流事業の継続。
92	教育・文化	国際交流・地域間交流の促進	国際交流・地域間交流の促進	多文化共生のまちづくり	32	市民協働課／危機管理課	案内表示や看板設置、パンフレット作成に際し、外国語表記による情報発信に努めます。また、市内で暮らす外国人のために行政・生活情報の多言語化を進めます。さらに、災害発生時の案内等、多言語対応による支援を進めます。	・英語版ホームページの改良・改善に努めた。	・ICT技術の発達により、限られた予算・人的コストでも多言語化を進めることが可能となってきた。市を取り巻く状況を見極めながら、多文化共生に向け、環境整備を行っていく必要がある。	・生活情報・行政情報について、優先順位を定め、国・県からの情報提供などを活用しながら多言語化を進める。 ・ICT技術の活用により、市庁舎窓口などで、多言語でのコミュニケーションが可能な環境整備を行う。
93	教育・文化	国際交流・地域間交流の促進	国際交流・地域間交流の促進	国内都市との交流の推進		市民協働課／危機管理課	国内の友好自治体等とのイベントに相互参加することにより、地域間交流を推進するとともに、館山市の知名度向上とイメージアップを図ります。また、「災害時相互応援協定」を締結している自治体に対し、災害発生時の人的・物的支援を行います。	・災害時相互応援協定を締結している鳥取県倉吉市、兵庫県丹波篠山市、山梨県笛吹市のイベントに参加し、人的交流等を行った。	・現状の取組以外に、住民もより巻き込んだ都市間交流の模索が必要と考えられる。	・交流対象としているイベントを精査し、新たな事業・イベントでも都市間交流を実施する。 ・自治体間での職員交流なども行いたい。
94	産業・経済	観光の振興	海の魅力を活かし観光振興	重点プラン「館山湾振興ビジョン」に基づく海辺のまちづくりの推進		観光みなと課	「館山夕日栈橋（館山港多目的観光栈橋）」の利活用など、『館山湾振興ビジョン』に示された7つの戦略を推進するとともに、必要な見直しを行います。	・「館山湾振興ビジョン」に基づき、関係機関、市内事業者、市民団体等と連携し、クルーズ客船をはじめ各種船舶の寄港誘致、海辺のまちづくり推進や“渚の駅”たてやまの機能強化に資する事業を展開した。 ・ポートセールスを積極的に行うとともに、外国船社との意見交換会等に参加した。 ・館山港の有する資源や特性を活用し、環境対策を通じた地域活性化について国・県・市と関係団体等で検討を進めた。（館山港UMIプロジェクト検討会）	・客船等の寄港は少なかったが、引き続き、各関係機関、市内事業者、市民団体等との連携、民間船会社との連絡調整などを行うことができた。 ・館山港UMIプロジェクト検討会においては、3つのワーキンググループにより、館山港の活用について具体的な検討が進められた。 ・策定から10年以上が経過した『館山湾振興ビジョン』について、個別の事業の完了や状況の変化などが生じているため、ビジョンの見直しを含め検討していく必要がある。	・『館山湾振興ビジョン』に示された7つの戦略について、庁内及び関係機関との連携、港湾管理者（千葉県）への要望、船会社や官公庁へのポートセールスなどを進め、事業の推進を図る。 ・ビジョンの見直しの検討。 ・館山港UMIプロジェクト（ブルーカーボン生態系の保全等・みなとアメニティの向上・地域振興）の推進
95	産業・経済	観光の振興	海の魅力を活かし観光振興	海路の充実	33、34	観光みなと課	旅客船の定期航路化・寄港船舶の増加に向けた取組を行うとともに、季節運航の利用客増加に向けた積極的なPRを行います。	・ポートセールスを積極的に行うとともに、外国船社との意見交換会等に参加した。 ・レンタサイクルの活用により“渚の駅”たてやまからの二次交通の充実を図った。 ・高速ジェット船「春の季節運航」について、積極的にプロモーションを行った。	・クルーズ船寄港1件（8/8 にっぽん丸） ・高速ジェット船「春の季節運航」は、前年を上回る乗降客数となった。特に、東京⇄館山便については、対前年度比170.4%と大幅に増加した。 ・クルーズの活性化を見据え、引き続き効果的かつ強力にポートセールスを行う必要がある。 ・クルーズ船や高速ジェット船季節運航を地域経済活性化に繋げるための効果的なPR実施及び着地型観光メニューの開発が課題。	・船会社へのこれまで以上に積極的なポートセールスを展開していく。（クルーズ船・官公庁船） ・季節運航の利用客を増加させるため、より積極的、効率の良いPRを行う。 ・館山下船者数の増加を図り地域経済活性化を目指す。 ・船会社と館山での下船者を増やすツアー企画の造成を行う。また、ツアー造成時期を見直し、周知期間の延長を図る。（高速ジェット船） ・JR館山駅から客船ターミナルのある“渚の駅”たてやまへの二次交通の充実。
96	産業・経済	観光の振興	海の魅力を活かし観光振興	海岸利活用事業	33	観光みなと課	館山港を拠点に、ウミホタル観察会や釣り大会など、海を活用したイベントを促進し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図ります。また、北条海岸芝生広場などの海浜エリアを活用し、イベントの開催を支援するなど、海岸や砂浜のにぎわいを創出します。	・民間団体主体で開催されるウミホタル観察会を後援した。 ・北条海岸芝生広場などの海浜エリアを活用した「北条海岸BEACHマーケット」を千葉県誕生150周年を記念した「館山チアアップ・千葉県誕生150周年記念パレード」と同日開催し、海浜エリアの賑わいを創出した。（北条海岸BEACHマーケット来場者数：8,500人） ・砂浜を活用したビーチバレーコートを開設した。 ・過去、NPOにより行われていた館山夕日栈橋での釣り大会は、栈橋の工事等の関係もあり開催されなかった。	・アフターコロナにおいて、各種イベントが再開され、海辺の賑わいが戻りつつある。 ・港湾・海岸を活用した市民主体のイベント等に対し、引き続き支援していく。	・ウミホタル観察会については、令和元年度より市民主体型のソフト事業として実施。（また旅倶楽部、海辺の鑑定団） ・引き続き、ビーチバレーコートの設置などを行い、海辺の賑わい創出を行っていく。 ・官民連携により海辺の賑わい創出を進める。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
97	産業・経済	観光の振興	海の魅力を活かした観光振興	海・浜空間利用者のマナー向上	33、34	観光みなと課	千葉海上保安部館山分室、千葉県警察館山警察署、千葉県、民間団体等の関係機関と連携し、安心・安全に楽しめる海・浜空間の確保に向けた取組を実施します。また、海・浜空間利用者のマナー向上を図るため、『安心・安全な館山の海水浴場の確保に関する条例』及び「海・浜のルールブック」の普及・啓発に努めます。	・令和5年度は市内4カ所の海水浴場を開設し、マナー等の啓発活動を継続するため、海水浴場監視監によるパトロールを実施した。 ・ゴールデンウィークや海水浴場開設期間及び開設中止期間を含め、海・浜の利用者が増加する時期をメインに、関係機関と連携し、合同パトロールによる啓発活動を実施した。（令和5年度3回実施）	・水上オートバイや小型ボートなどのマリレジャーについては、それ自身が違法行為ではなく、一部のルールを守らない者が問題であり、かつ、他の計画事業において、マリレジャーを観光資源として捉えていることから、一様に排除することが難しい。 ・市内の海岸全体を条例適用範囲とし、条例の実効性を高めるには海岸管理者である千葉県との調整が必要となる。	・海浜パトロール等における啓発活動は、指導に強制力が伴わない等の点において活動効果に限界があるが、GWや海水浴場開設期間の海・浜の利用者が増加する時期を中心に、関係機関と連携して、合同パトロールや、海水浴場監視監（警察OB等）による指導・監督を継続し実施していく。 ・引き続き条例適用範囲外の海・浜ルールブックの周知及び啓発活動を行っていく。 ・キャンピングカーなど大型車両による駐車場の複数区画使用の改善対策や受益者負担に基づく駐車場の有料化について、引き続き千葉県に要望していく。
98	産業・経済	観光の振興	海の魅力を活かした観光振興	重点プラン 水上オートバイ対策	33、34	観光みなと課	海水浴客と水上オートバイ利用者のエリア分けの可能性及び水上オートバイの適正な運航やマナー向上について、千葉海上保安部館山分室、千葉県警察館山警察署、千葉県、漁協や民間団体等の関係機関、利用者、事業者と協議・検討する場を設けるとともに、海岸管理者である千葉県に対し、水上オートバイの危険操縦や騒音等を規制するための条例制定、登録制の導入などについて要望を行います。	・関係機関と連携した合同パトロールにより、水上オートバイの危険航行防止の啓発活動を実施した。 ・近隣市町と水上オートバイへの対応について意見交換を行い、連携して対応していく上での関係構築を図った。 ・水上オートバイの危険な上げ下ろし防止対策として八幡海岸駐車場での車止めを設置し対策を引き続き実施した。	・対策実施により水上オートバイの危険な上げ下ろし作業の防止効果があった。 ・水上バイクの危険な航行や一部の悪質なマナー違反者により、海水浴客の安全や周辺住宅への騒音問題が課題となっている。	・水上オートバイの航行自体は違法ではないことから、禁止することはできないと考えているが、計画案のとおり海岸利用者の棲み分けの可能性や関係機関と連携したマナーの向上の協議、検討を行うと共に、海岸管理者である千葉県に対し、条例制定などを要望していく。
99	産業・経済	観光の振興	海の魅力を活かした観光振興	海水浴場の開設	33、34	観光みなと課	館山市の重要な観光資源である美しい砂浜・海岸を維持するとともに、海水浴客が安心・安全に利用できる海水浴場を開設します。	・令和5年度は市内4カ所の海水浴場を開設した。 ・海水浴場開設期間中において、沖ノ島の環境保全に活用するため「沖ノ島環境保全協力金」の趣旨に賛同する来訪者から任意で寄付を受ける取り組みを継続して実施した。	・関係機関の協力もあり、37日間の期間中、大きな事故もなく海水浴場を開設することができた。 ・市内4カ所の海水浴場のうち、入込数が少ない浜について、開設の継続の有無について、引き続き検討していく必要がある。 ・遊泳者が安心安全に利用できるよう、水上オートバイ等のマリンスポーツ利用者のマナー向上の啓発活動等を引き続き実施していく必要がある。	・館山市の重要な観光資源である美しい砂浜・海岸を維持するとともに、海水浴客が安心・安全に利用できる対策を実施し、海水浴客の増加と館山市のイメージアップを図る。 ・ライフセーバー等の配置や海水浴場監視監のパトロールにより、海水浴客の安全確保に努める。 ・鏡ヶ浦クリーン作戦や定期的な清掃の実施により、美しい海岸を維持する。 ・入込数が低迷している海水浴場については、開設の継続の有無について引き続き検討する。
100	産業・経済	観光の振興	海の魅力を活かした観光振興	特定地域振興重要港湾館山港の整備・利用の促進	33、34	観光みなと課	旅客船や多様な船舶の寄港に関わるポートセールスを推進するとともに、「館山夕日栈橋」の整備拡充に向けて、国・県への要望活動を行います。	・船会社、関係官庁等に対するポートセールスを継続した。 ・千葉県の実施する館山港修築工事について経費負担した。 ・『館山港港湾振興ビジョン』に掲げた栈橋規模への拡充について、国・県へ整備促進を要望した。 ・「館山夕日栈橋」先端部の一部拡幅完了後の具体的な事業について千葉県と調整をはじめた。	・国・県への要望活動を継続した結果、栈橋先端部の一部拡幅が事業化され、工事が進められている。 ・事業主体（港湾管理者）が千葉県であるため、千葉県で予算化されないと、整備が進まないため、引き続き、機会をとらえて積極的に要望活動を行っていく必要がある。	・平成22年4月に供用開始され「館山夕日栈橋」は、『館山港港湾振興ビジョン』に示された栈橋規模にはなっていないことから、今後、港湾管理者である千葉県に、いわゆる「フルスペック化」について、継続して要望をしていく必要がある。 ・引き続き「館山夕日栈橋」先端部の一部拡幅完了後の具体的な事業について千葉県と調整を進める。 ・費用対効果を考えた官公庁船の寄港誘致が必要である。 ・観光資源とのネットワーク構築と後背地の連携強化が必要である。
101	産業・経済	観光の振興	観光の魅力を高める資源の活用	観光産業活性化支援事業	33、34	観光みなと課	館山市観光協会や館山市温泉事業組合等に対して支援し、ニーズに合った観光振興施策と新たな観光メニューの開発を促進します。	・館山市観光協会、館山市温泉事業組合、観光振興支援事業への補助金を交付した。 ・エネルギー価格高騰等の影響を受ける観光産業の支援やアフターコロナでの観光需要の回復を図るため、観光地域循環消費促進事業への補助金を交付した。	・観光地域循環消費促進事業を実施し、アフターコロナにおいて昨年を上回る観光客の来訪があった。 ・館山市観光協会では、アフターコロナのインバウンド需要を見据えて、台湾版・英語版ホームページのリニューアルし、インバウンド向けの情報発信を整備した。 ・定住自立圏事業では、各種観光調査、共通コンテンツの情報発信を実施し、地域一体となったプロモーションを行った。 ・観光客のニーズが常に変化しており、観光客の増加を図る上で、その変化に的確かつ迅速に対応する必要がある。	・館山市観光協会、館山市温泉組合に対する支援を行い、変化するニーズにあった観光振興施策を促進する。 ・引き続き、観光協会が実施する定住自立圏事業「データに基づく戦略的観光プロモーション」を支援していく。 ・観光振興支援事業補助制度による魅力的な観光地づくりを目指した観光振興に資する取組の支援を行う。
102	産業・経済	観光の振興	観光の魅力を高める資源の活用	広域連携による観光プロモーション	33、34	観光みなと課	近隣市町や民間団体が組織する南房総観光連盟、宿泊・滞在型観光推進協議会等において、より効果的な取組について検討し、広域的な観光振興を図ります。	・南房総観光連盟ではサイクルツーリズムの推進、宿泊・滞在型観光推進協議会では東京湾フェリーとの連携による各種観光プロモーションを実施した。それぞれの団体で実施した事業は、広域でのガイドブックの作成や合同キャンペーン等を実施した。 ・宿泊・滞在型観光推進協議会では、各市町のグルメを紹介する動画を作成して動画サイトに掲載し、情報発信を図った。	・広域での一体的な観光プロモーションを通じて、南房総地域の観光情報の発信・PRが図られた。 ・広域連携による観光入込客数及び宿泊客数の増を図るため、観光地としての魅力を高め、効果的なプロモーションができるかが課題である。	・引き続き、広域での一体的な観光プロモーションの実施による観光誘客の促進に努める。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
103	産業・経済	観光の振興	観光の魅力を高める資源の活用	インバウンド観光の推進	33、34、35	観光みなと課	台湾をメインターゲットとしたインバウンド観光を推進するとともに、館山インバウンド協議会等との協働による誘致活動を継続することにより、外国人観光客の増加に努めます。	・台湾の学校をはじめ、インターン大学生、各種訪日団体の受入れ対応を行った。 ・スポーツ交流と併せて台湾でのトップセールスを実施し、自治体、旅行会社、観光施設、各種団体を訪問し、館山への来訪促進を図った。 ・成田空港に繁体字ガイドブックの配架を実施した。	・台湾との人脈強化が図られた。 ・トップセールスを実施した台湾旅行会社によるツアーが実施された。 ・外国人の南房総に対する知名度が低い。 ・館山インバウンド協議会の会員が少ないなど、ハード・ソフト両面での受入体制の強化が必要である。	・訪日のリピーター率が高い台湾からの誘客を図るため、ブロガー等個別の人物・団体へのPR、人脈形成維持強化、館山インバウンド協議会等との協働による誘致活動を実施していく。 ・誘致活動を通じて、インバウンド観光の機運を醸成し、館山インバウンド協議会の会員増及び民間宿泊等施設の外国人観光客の受入体制の強化に努める。
104	産業・経済	観光の振興	観光の魅力を高める資源の活用	体験型ツーリズムの促進	33、34	観光みなと課	海や山の恵まれた自然、歴史や戦争遺跡等の文化財、温暖な地ではぐくまれる農産物、豊かな海に生息する魚介類など、館山市の多様な観光資源を活用し、体験型ツーリズムの促進と積極的な情報発信を図ります。	・館山市観光協会の体験ふれあい推進事業において、個人旅行者向け保存版体験ガイドブックの作成・配布を行った。 ・各体験プログラムの動画を作成し、SNS等でのPRを行った。	・情報量が充実し、視認性の高いガイドブックの作成・配布、各種体験内容を紹介する動画の作成・掲載を実施し、より効果的な情報発信ができた。 ・「館山体験観光の街づくり協議会」の体制や情報発信力の更なる強化が必要である。	・「体験観光の街づくり協議会」を支援し、事業者同士の連携を活性化させ、組織的な情報発信やインバウンドの受入対応の向上を促す。 ・館山市観光協会の体験ふれあい推進事業において、体験ガイドブックの内容更新やプロモーション動画の効果的な活用により、体験プログラムの情報発信力の強化を検討する。
105	産業・経済	観光の振興	観光の魅力を高める資源の活用	グリーン・ブルーツーリズムの推進	33、34	農水産課	農作業体験や市民農園等の観光農業、観光定置網等の観光漁業などと連携した体験観光を推進し、交流人口の増加に努めます。	・民間団体が実施する農漁業体験、収穫体験に対して情報の集約及び積極的なPRを行う等の支援を行った。	・従来の市場出荷に加え、観光農漁業に対する意識の醸成と他産業との連携強化を図る。	・民間団体が実施する農作業体験に関する情報の集約及び積極的なPRを行わない必要に応じて支援をする。 ・農家民宿に関する情報の集約及び積極的なPRを行なうことにより、滞在型の体験農業を推進する。 ・市内農産物直売所をホームページなどによりPRし地産地消を推進する。 ・観光定置網、釣り船等の既存メニューの充実を図るとともに、磯遊び、漁業体験などの新たな取り組みの他、漁港機能の多目的利用を検討し、農漁村の活性化と地域全体の振興を図る。
106	産業・経済	観光の振興	観光の魅力を高める資源の活用	観光施設管理事業		観光みなと課	来訪者が迷わず安心して観光施設巡りができるよう、観光施設案内サイン等の充実を図ります。また、来訪者が快適に過ごせるよう、公衆トイレの美化及び洋式化を推進します。	・来訪者の利便性と快適性を高め、市のイメージアップを図るため、公衆トイレの日々の清掃を実施した。 ・施設の適切な維持管理のため、老朽化の激しいトイレを1箇所解体した。 ・来訪者の市内周遊による、滞在時間の拡大を図るため、観光案内看板等の更新や維持管理に努めた。	・外国の方々が来訪した際にも快適に観光施設を巡れるよう、観光案内看板の多言語化を推進していく必要がある。 ・社会のIT化が進む中、既存看板類の存続を再検討する必要がある。 ・老朽化が進む既存施設については、引き続き適切な維持管理を実施する必要がある。	・施設の適切な維持管理や利便性の向上により、観光地としての魅力向上を図る。 ・温暖な館山のイメージを定着させるため、房総フラワーラインなどの道路や駅前ロータリー等に花卉を植栽する。 ・公衆トイレの美化や改修等による快適性の向上から、観光地としての魅力を向上させることにより、滞在期間の延長、宿泊客の増加、来訪リピーターの獲得を目指す。 ・来訪者が多数訪れる沖ノ島の自然環境保全に活用するため、趣旨に賛同する来訪者から「沖ノ島環境保全協力金」の受付を行う。
107	産業・経済	観光の振興	ブランド化の推進	重点ブランド食のブランド化の推進	36	食のまちづくり推進課	ご当地グルメや房州鮎、果物狩り等の優れた観光物産に加え、新たなグルメの開発やブラッシュアップ、積極的なPRなど、民間団体等と連携した「食」のブランド化を推進します。	ご当地グルメや房州鮎、果物狩り等の優れた観光物産に加え、新たなグルメの開発やブラッシュアップ、積極的なPRなど、民間団体等と連携した「食」のブランド化を推進します。	・館山市産の農水産物やその加工品のブランド化とPRの推進のため、「館山ブランド認定制度」を実施し募集を行ったが、申請が無かった。 ・館山産ジビエのブランド化を目指し、販売促進、普及拡大に向けたプロモ活動に対し支援を行った。 ・館山のグルメ商品のプロモーション活動やメニュー開発を行う事業に対し支援を行った。	・ブランド認定制度の定着と推進のためには、制度自体の地域内外での認知度を高めると同時に、認定のメリットが実感できるよう、認定品のPR支援に力を入れる必要がある。 ・ブランド価値を維持するための品質保持・管理方法の検討が必要。 ・館山産ジビエのブランド化のためには、安定供給が必須。 ・リピーター、新規顧客それぞれに向けたPRが必要。
108	産業・経済	観光の振興	ブランド化の推進	「館山ふるさと大使」・「館山ふるさと特使」制度による館山市のPR及び域内活動の活性化	33、34	企画課	国内外で活躍している館山市出身または館山市にゆかりのある方に大使・特使を委嘱することにより、全国に向けて館山市の魅力を発信します。	新規委嘱者は0であった。 スポーツイベントを中心に、市内イベント等に関わって頂いた。	音信不通の大使・特使も見られること、人数が多くなり管理が難しくなってきたことから、制度設計や人数など、一定の整理が必要。	将来的に大使に一本化できるよう要綱等の改正を行う。また、既委嘱の大使・特使の継続意向確認を行う。
109	産業・経済	観光の振興	観光PRの強化	観光イベント事業	33、34	観光みなと課	「たてやま海まちフェスタ」や「館山湾花火大会」を中心とした館山観光まつり、「南総里見まつり」等の観光イベントを民間団体と連携し、特色あるイベントとして開催します。	・「館山観光まつり事業」及びコロナをきっかけに内容が変更された「里見のまちづくり事業」の実施に対する補助金を交付した。 ・「館山観光まつり事業」は、花火大会の警備業務のアウトソーシングを図って実施した。「里見のまちづくり事業」は、一定期間での観光キャンペーンとして、イベントやバスツアーを実施した。 ・「たてやま海まちフェスタ」については、2日間に分散し開催した。	・「館山観光まつり事業」、「里見のまちづくり事業」及び「たてやま海まちフェスタ」の実施により、アフターコロナでの観光振興が図られた。 ・持続可能なイベントとするため、アウトソーシングの活用、内容のブラッシュアップ、検証、改善が必要である。	・一定期間でのキャンペーンに変更したものについて、内容のブラッシュアップや検証、改善を実施し、新規来訪客やリピーター・宿泊客の増加を図り、観光消費の拡大を目指す。 ・「たてやま海まちフェスタ」については、引き続き出展団体等と協議し、新しい生活様式に対応した開催方法を検討していく。 ・持続可能なイベント運営のため、実行委員会において、引き続き、イベント内容の見直し及びアウトソーシングの活用を図る。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
110	産業・経済	観光の振興	観光PRの強化	観光情報の発信・PR	33、34	観光みなど課	海や花などの自然、歴史文化、体験、食、温泉等の優れた観光資源を組み合わせ、メディアへの積極的なアプローチを行います。また、ロケーション支援、観光パンフレットの作成、マスコットキャラクター「ダッペエ」の活用、各種キャンペーンの実施等によるプロモーションを通じて、観光地としての魅力を高め、観光客数の増加に努めます。	・各種メディアへの情報発信やSNSを活用し、旬の情報のPRを行った。 ・コロナ収束に伴って再開された観光キャンペーンのほか、新たな場所での観光キャンペーンも実施した。 ・ロケツーリズム協議会によるセミナーに参加してロケ対応の知識を習得し、ロケ実績による情報発信を行った。	・ガイドブックを海ほたるなど適材適所に掲出したほか、新たな場所での観光キャンペーンを実施し、広くPRが図られた。 ・映画等のロケ実績を活用し、効果的な情報発信を行うことができた。 ・変化する観光客のニーズを捉えた、突き刺さる観光コンテンツの組み合わせによるPR・情報発信をする必要がある。	・観光客ニーズに応じた観光プロモーションの実施に努める。 ・ロケツーリズム協議会を通じて、ロケ対応の知識習得の継続及び人脈強化を図り、ロケ誘致による情報発信力を高める。
111	産業・経済	農水産業の振興	農水産業の活性化	重点プラン 農水産物の6次産業化の推進	36、37、38	農水産課	農漁業従事者が主体となり、加工や販売等を行う事業者と連携しながら、地域資源である農水産物等の付加価値向上を図る6次産業化を積極的に推進します。	・農漁業従事者が主体となって、2次・3次産業事業者との連携を図っている状況。	・農漁業従事者の減少や高齢化、農産物価格の低迷や、燃料や資材等の価格高騰により農漁業経営が不安定となっている。	・農漁業従事者が主体となり2次・3次産業の事業者と連携しながら、農産物等の地域資源の付加価値向上を図ることにより、地産地消の観点からも消費者を含む4者の全てに有効対策である。 1．6次産業化の専門的知識の講習や先進地の視察等 2．相談窓口の開設と定期的な意見交換会の実施 3．経営体育成に向けた包括的支援体制の構築 4．6次産業化に関する情報提供 5．規格外産品の活用による所得の向上 6．高齢者等の雇用の場の確保
112	産業・経済	農水産業の振興	農水産業の活性化	重点プラン スマート農業の推進	37、38	農水産課	農業の効率化や経営規模拡大のためにITやAIなどの先進技術を導入することにより、スマート農業の普及を推進します。	・市ホームページにおいてスマート農業機械購入の補助事業を紹介した。 ・びわにおける農業の空中散布用ドローンを用いた栽培体系マニュアル策定のための検討会に参加協力をした。	・農業従事者の減少や高齢化、農産物価格の低迷などにより農業の衰退が進んでいる。	・スマート農業（AI、ドローン、ロボット等）の活用についてのPR ・スマート農業導入についての営農相談 ・国庫補助事業等による事業化検討
113	産業・経済	農水産業の振興	農水産業の活性化	地産地消の推進	36	食のまちづくり推進課	地域で生産されたものを、その地域で消費する「地産地消」を推進し、地域の農水産業と関連産業の活性化を図ります。	地域で生産されたものを、その地域で消費する「地産地消」を推進し、地域の農水産業と関連産業の活性化を図ります。	・館山市産農水産物の購入を促すため、「地産地消サポーター」「地産地消サプライヤー」「地産地消推進店」登録制度を継続している。 ・館山市産農水産物の利用促進のため、「直売所利用促進キャンペーン」、「じのもん料理コンテスト」を実施した。 ・「館山まるしぇ」については、拠点施設整備事業の開始に伴い、休止している。	・地産地消を強化するための「地産地消推進店」登録制度等の登録メリットを生み出すこと。 ・館山市産農水産物の利用促進のため、「直売所キャンペーン」等に加え、より効果的な情報発信等の方法検討が必要。 ・館山市産農水産物の利用促進のための「地産地消レシピ」は、飲食店での活用が難しいこと。（各店はこだわりがあり、自身のレシピ以外は積極的に使用しない。） ・地域内で必要とされる農水産物を確保するための生産者育成・確保。
114	産業・経済	農水産業の振興	農水産業の活性化	船形漁港周辺の活性化	36、40	農水産課	都市計画道路船形館山線（船形バイパス）の整備に併せ、館山市の北の玄関口の核となる船形漁港を中心としたにぎわいを創出します。	・船形漁港の荷捌き施設の整備に対し補助金を交付し支援した。 ・令和5年12月に館山市船形海業推進地域協議会を設立した。	・船形漁港の荷捌き施設については、衛生管理の強化や水揚げの効率化等により高品質化が図られる施設として、令和5年度に完成し稼働開始。 この新たな施設が、漁港周辺の活性化に繋がっていくよう、地域住民とも連携しながら、検討していく必要がある。	・令和6年度に館山市船形海業推進事業計画の策定をする。 館山市船形漁港における従来の漁業のスタイルに加え、漁港施設を活用した地域活性化方策を令和5年度に設立した官民連携による館山市船形海業推進地域協議会において検討を行ない地域の活性化を図る。
115	産業・経済	農水産業の振興	農水産業の担い手育成支援	重点プラン 農業の担い手育成・確保と組織的な営農スタイルへの後押し	37、38	農水産課	認定農業者や新規就農者等の育成・確保に加え、企業参入や農業法人化、地域ぐるみの組織的な農業経営体などの育成・確保を図るとともに、定年後のリタイア層や都市部からの移住者などの多様な担い手の育成・確保を図ります。	・農業次世代人材投資資金制度の活用により青年の就農意欲喚起及び就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の若手農業者に対し支援を行った。	・高齢者の増加等を考慮し、都市部からの移住者など、多様な担い手の育成・確保が必要である。	・認定農業者など意欲的な農業経営体の育成・確保 ・地域計画策定による地域における担い手の育成・確保 ・農業法人の設立促進 ・企業参入の呼びかけ
116	産業・経済	農水産業の振興	農水産業の担い手育成支援	地域農業活動支援事業		農水産課	高齢化と後継者不足を抱える農村環境の改善や水路・農道等の維持管理を継続していくため、多面的機能支払制度の活用や小規模土地改良事業、補修用材料の交付を行います。	・支援事業を活用し、農道等の維持管理及び高齢者を抱える農村環境改善の取組みを実施した。	・高齢化や後継者不足により、維持管理に対する担い手の負担が増大している。	・地域の共同活動を支援し、担い手に集中した地域資源の維持管理の負担の軽減を図る ・多面的機能支払交付金事業活動組織の支援 ・各地区が自ら行う水路・農道等の補修に関する技術的指導および支援
117	産業・経済	農水産業の振興	農水産業の担い手育成支援	水産振興支援事業	40	農水産課	水産業の振興と漁業経営の安定化のため、漁業後継者の育成や栽培漁業の実践、水難事故の救済等を行っている各種水産業関連団体を支援します。	・漁業後継者の育成や栽培漁業の実践、水難事故の救済を行っている水産業関連団体へ負担金や補助金を交付し支援した。	・高齢化や後継者不足により、漁業従事者の減少が進んでいる。	・担い手となる漁業後継者が漁業体験等を行うための場の提供を図るために漁業団体への支援（安房君津地区水産教育振興連絡協議会への負担金） ・人命救助や財産の保護の活動を行う千葉県水難救済会への補助 ・漁獲量の減少に伴い栽培漁業の実践により漁業資源の増大を図る（東京湾栽培漁業推進協議会への負担金）
118	産業・経済	農水産業の振興	農業基盤の整備	環境と調和した農業の推進		農水産課	化学肥料や農薬の使用低減、農業用廃プラスチックの適正処理など、環境との調和に配慮した農業を推進します。	・園芸用廃プラスチック類の回収を年4回実施し、合計18.35tの農業用使用済みハウス被覆材等を処理した。	・環境保全の促進の観点から、農業者への啓発、指導を継続的にを行い、事業の推進を図る必要がある。	・環境にやさしい農業に取り組み、農薬使用の低減や廃プラスチックの削減を図っていく。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
119	産業・経済	農水産業の振興	農業基盤の整備	畜産振興支援事業		農水産課	畜産業者に対し、酪農ヘルパーの利用普及促進や補助事業の活用による畜産施設等の整備促進、家畜伝染病の予防、乳牛の飼育・改良指導等を行います。	・畜産業者に対する酪農ヘルパー雇入れ費用の一部負担による畜産環境の整備促進、家畜伝染病予防接種への補助等により畜産業の振興を図った。	・高齢化、後継者不足等により農家数が減少の一途を辿っている。 ・施設整備費が高額、し尿処理・臭い等の環境への対策等を考えると個人による新規参入は難しく、法人化による規模拡等の推進が課題となる。	・神余地区の大規模酪農場と連携し、後継者不足が深刻な酪農業に新規就農者を呼び込み、地域の活性化を図っていく。
120	産業・経済	農水産業の振興	農業基盤の整備	重点プラン 有害鳥獣対策事業	39	農水産課	イノシシ等の有害鳥獣による農作物等の被害を防ぐため、館山有害鳥獣対策協議会の活動を支援するとともに、地域ぐるみの取組を促進し、防護柵の設置や狩猟免許の取得を促すほか、県及び近隣市町との広域的な連携に取り組みます。また、捕獲個体の処分施設の整備による省力化並びに食肉加工施設の整備によるジビエの活用に取り組みます。	・イノシシ捕獲数は、2,192頭となり昨年の約2倍近くとなった。 ・防護柵は、ほぼ例年通りの設置延長を確保した。 ・わな猟免許の新規取得者、捕獲従事者も増加傾向となった。 ・南房総市と合同で捕獲従事者向けの研修会を実施した。 ・焼却施設と食肉利用を合わせると、捕獲されたイノシシ全体の7割以上の頭数を占める。	・捕獲作業の安全性を高めるため、銃猟免許の取得促進を図る必要がある。 ・防護柵の設置、農地周辺の環境整備を進めるため、地域ぐるみの活動の促進を図る必要がある。 ・焼却処理施設の安定運営により、捕獲個体の埋却処分に係る捕獲従事者の労力の軽減に繋がった。燃烧プログラムの効率化により、燃料消費を抑制することができた。	・地域ぐるみの活動を促進し、イノシシの棲み家、餌場をなくすための環境整備による被害防止に努める。 ・狩猟免許の新規取得を促進することで、捕獲従事者の確保を図り、生息個体の減少に努める。 ・焼却処理施設の受入日を見直すことで、捕獲個体の集積をさらに促進し、捕獲者の労力低減と環境に配慮した処分の流れを構築する。
121	産業・経済	農水産業の振興	農業基盤の整備	農業生産基盤の整備		農水産課	農業施設の維持管理や農地の区画整理を推進し、農業の生産性の向上を図ります。また、令和元年房総半島台風被害からの復興促進により、農業生産基盤の回復・維持に努めます。	・農道施設の維持管理を継続的に実施し、農業の生産性の向上を図った。 ・災害復旧促進について、農業生産基盤の回復・維持に努めた。	・舗装補修工事等の機能維持の整備を継続的に実施する必要がある。	・道路パトロール等により状況を把握し、計画的に整備を進める。
122	産業・経済	農水産業の振興	農水産業の活性化	重点プラン 農地の保全と有効活用		農水産課	耕作放棄地の再生・有効活用・発生防止に努めるとともに、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を促進し、生産者の所得向上や農村環境の維持保全を図ります。	・農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を図った。	・農業者の高齢化が進み、耕作放棄地面積が急激に拡大している。	・担い手への農地集積・集約化による農業経営の効率化 ・耕作放棄地の再生・有効活用・発生防止 ・地域計画策定による地域ぐるみでの中心的農家への農地集積 ・農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化の促進
123	産業・経済	農水産業の振興	農業基盤の整備	農業経営安定化の支援		農水産課	農業経営の合理化や近代化を図る農業者に対し、農業近代化資金利子補給や農業経営基盤強化資金利子補給等により、経営安定化を支援します。	・農業経営の合理化や近代化を図るために借り入れた資金に対し、利子の一部の補助を行った。また、戦略作物の本作化を進めた。	・農業者の高齢化や減少、農産物価格の低迷などに加え、燃料や資材等の価格高騰により農業所得が低下している。	1. 農業近代化資金利子補給 2. 農業経営基盤強化資金利子補給 3. 経営所得安定対策 ①畑作物の直接支払交付金 ②米・畑作物の収入減少影響緩和対策 ③水田活用の直接支払交付金
124	産業・経済	農水産業の振興	農業基盤の整備	中山間地域の活力維持		農水産課	山間部などを拠点とする農業者等に直接支払交付金を交付し、農業生産活動の維持や農地の多面的な機能の確保に努めます。	・農業者等に直接支払交付金を交付し、生産条件が不利な地域において生産活動を実施した。	・中山間地域では、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利なことから、担い手の減少や、耕作放棄地が増加している。	・集落等に制度内容をさらに周知し、より多くの集落が取組に参加してもらえるよう推進する。 中山間地域等直接支払制度【第5期対策】 ※第5期対策はR2～6年度まで ・対象農地：1ha以上の団地、農振農用地、田で勾配1/100以上（緩傾斜）、勾配1/20以上（急傾斜） ・必須要件：農地の耕作、適切な農用地の維持管理、水路・農道等の維持管理（共同作業の実施）、多面的機能増進活動（景観作物の作付、昆虫類の保護等）、集落協定・個別協定の締結（農地範囲、活動取組など） ・交付金単価（10aあたり・8割単価）：田（急傾斜）：16,800円、田（緩傾斜）：6,400円
125	産業・経済	農水産業の振興	水産業の基盤整備	漁業経営支援事業		農水産課	市内の漁業協同組合の合併促進や新規漁業就業者の増加に向けた取組とともに、漁業施設の近代化・省力化や共済制度への補助等による漁業者への経営安定化を支援します。	・漁業経営の安定のため共済制度加入者への補助を行った。	・漁協の合併にあたっては、各組合それぞれの考え・立場があり、合併へのプロセスや調整も難しく、まとまっていかない。	・市内3漁業協同組合の合併を促進し、経営基盤の強化を図る ・学校との連携による人材確保、相談窓口の活用、各種情報の提供（漁協・学校との連携により実践研修や必要な知識の習得等、千葉県との相談窓口の活用） ・漁業施設の近代化・省力化や共済制度への補助。（漁業近代化施設補助、漁業近代化利子補給、漁業共済補助金） ・他の事業者の参入も含めた水産加工などの新たな事業展開の模索検討。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
126	産業・経済	農水産業の振興	水産業の基盤整備	栽培漁業支援事業		農水産課	稚貝や稚魚の放流、藻場調査や磯根漁場の改良、養殖漁業の導入に向けた取組を支援し、魚介類の安定供給の確保を目指します。	・市内3漁業協同組合が行う「あわび種苗放流事業」「さざえ種苗放流事業」「ハマグリ種苗放流事業」「藻場回復事業」に対し補助金を交付し支援した。	・供給元での種苗の生育状況や供給元の変更により、要望に対し種苗の放流量が減っている。 ・漁業者の高齢化や磯焼けの拡大等により、磯根資源の水揚量が減少している。	・あわび種苗放流事業への補助（あわび種苗放流事業補助金） 漁協が実施するあわび種苗の禁漁区への放流事業を支援する。 ・さざえ種苗放流事業への補助（東京湾漁業総合対策事業補助金） 漁協が実施するさざえ種苗の放流事業を支援する。 ・ハマグリ種苗放流事業への補助(ハマグリ種苗放流事業補助金) 漁協が実施するハマグリ種苗の放流事業を支援する。 ・磯根を保全するため、藻場の調査や磯根漁場の改良等への支援（東京湾漁業総合対策事業補助金）（水産多面的機能発揮対策事業負担金） ・養殖漁業の導入に向けた取り組みを支援
127	産業・経済	農水産業の振興	水産業の基盤整備	漁港利活用事業		農水産課	漁港の集約の検討や『漁港機能保全計画』の策定、漁港維持工事を実施するとともに、県営漁港改修工事負担金を支出します。	・下原漁港において、機能保全計画に基づく補修工事を行うための詳細設計業務委託を行った。 ・市営漁港については、必要な維持工事を実施し、県営漁港については、工事負担金を支出し、維持管理に努めた。	・漁港の老朽化により維持工事経費が増大し、十分な工事ができない。	・漁港の集約を検討 ・機能保全計画及び個別施設計画に基づく漁港維持工事の実施 ・県営漁港改修工事負担金 ・漁港の多目的利用を含め、漁港を中心とした地域活性化の実施
128	産業・経済	商工業の振興	商工業の振興	商店街活性化支援事業	41	雇用商工課	商店街のキャッシュレス化等の環境整備を推進するとともに、商店街での起業や事業承継を支援するなど、市・商工会議所・商店街等が連携し、魅力ある商店・商店街づくりやにぎわいのあるまちづくりの形成を目指します。	・令和6年3月に実施したキャッシュレス決済ポイント還元事業により、商店街のキャッシュレス化の環境整備が浸透してきている。	・商店街のキャッシュレス化等の環境整備を引き続き推進する必要がある。	・キャッシュレス化の推進については、市民・事業者への普及啓発を実施する。 ・商店街での起業支援や商店の事業承継について推進する。
129	産業・経済	商工業の振興	商工業の振興	中小企業融資事業	45	雇用商工課	館山商工会議所及び市内金融機関と連携し、中小企業が資金融資を円滑に受けられ、経営の安定化につなげられるよう、館山市の各種融資制度により支援します。	・館山商工会議所及び市内金融機関と連携し、中小企業の資金融資が円滑に受けられるよう利子及び保証料の補給を行った。 ・前澤友作館山応援基金を活用し、令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策資金融資に対し、引き続き利子及び保証料並びに返済元金の10%の助成を行い、市内中小企業を支援した。	・低金利政策により、一般の低利融資や県の融資制度により、同様の融資が行われている。また、令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策資金融資で、申請件数約600件、融資額約30億円となり、中小企業の経営の安定化に繋がった。 ・これらの影響もあり、館山市融資制度の利用状況は落ち着いていたが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策資金融資の返済が完了した事業者が出てきているため、館山市融資制度の利用件数は増加傾向にある。	・小規模事業者経営改善資金については、商工会議所会員のメリットとして、新規会員獲得に向け事業者に周知していく。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大は落ち着いてきたものの、物価高騰や深刻な人手不足の影響による売上減少が続く事業者もあり、返済困難に陥る事業者など経営相談などを通じ注視していく必要がある。
130	産業・経済	商工業の振興	商工業の振興	伝統的工芸品活性化事業		雇用商工課	地域を代表する伝統的工芸品である「房州うちわ」、「君万歳久光」、「房州鎌」、「唐棧織」の振興を図ります。また、房州うちわ振興協議会に対して支援し、「房州うちわ」の伝統工芸士の後継者育成・確保を目指します。	・房州うちわ振興協議会補助金として、活動を支援した。 ・房州うちわ振興協議会にて、平成25年度より後継者育成事業を実施。また、うちわ作り体験を通じて、教育事業への取組を行った。 ・活動場所や展示の移転があり、会員の皆さんと一緒に活動できる機会が多かった。 ・県外への催事にも積極的に行くことができた	・後継者育成事業により、後継者が育成されてきているが、まだ一人立ちできる状況ではない。 ・房州うちわの知名度を向上させるための施策が必要。	・今後も後継者育成事業及びうちわ作り体験事業を行い、後継者育成を図るとともに、房州うちわの新商品開発等を行い、普及啓発を図る。
131	産業・経済	商工業の振興	商工業の振興	商工関係団体支援事業		雇用商工課	館山商工会議所・館山市商店会連合会・館山たばこ販売組合に対して助成し、団体の団結力・組織力の育成・強化を図り、各団体が地域経済発展の主導的な役割を果たすよう支援します。	・館山商工会議所、館山市商店会連合会、館山たばこ販売組合に対して、運営費補助を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症や物価高騰などにより落ち込んだ市内経済の回復を図るため、商店会連合会が実施する商店街スタンプラリー事業の補助を実施した。	・新型コロナウイルス感染症や物価高騰などによる廃業などの影響もあり、商工会議所、商店会連合会、たばこ販売組合の会員数が減少している。	・商工会議所や商店会連合会等の会員としてのメリットを明確にし、会員増強を図る。 ・物価高騰や深刻な人手不足などの経営課題を解決し、事業収益の改善を図るための手段としてデジタル技術の導入が必要とされていることから、『館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン事業』により市内事業者のデジタル化支援事業及びデジタル人材育成事業を実施する。
132	産業・経済	商工業の振興	商工業の振興	持続可能で倫理的な消費の普及・啓発		企画課／市民協働課／雇用商工課	SDGsの12番目の目標である「つくる責任つかう責任」の実現に向け、フェアトレード商品の購入や地産地消など、人や社会、環境などに配慮した消費行動を促進するため、消費者・事業者・行政が連携して、市民への倫理的な消費（エシカル消費）の普及・啓発を行います。	・市庁舎本館正面階段にSDGsアイコンを掲示。 ・SDGsに関する連携協定を締結した団体と主催したセミナーで、市内事業者へのSDGsの周知に取り組んだ。 ・フェアトレードを推進している団体主催のイベントに後援。	・エシカル消費（倫理的な消費）は、市民1人1人の生活スタイルや消費行動に直結するため、教育分野との連携も必須。 ・「ちばSDGsパートナー」に31の市内事業者が登録した。（令和6年5月時点）	・エシカル消費を市民に周知し、日常の買い物の世界の課題解決に繋がるということを事業者と行政が連携して市民に普及・啓発を行う。 ・SDGsやエシカル消費について市広報や市HPで紹介するなど、行政として引き続き応援し、機運の醸成に取り組む。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
133	産業・経済	商工業の振興	商工業の振興	重点プラン ふるさと納税（ふるさと寄附金）制度の推進	42	行革財政課	ふるさと納税制度を活用し、寄附者に対して館山市の地場産品やサービスなどの返礼品を通して市の魅力を発信することにより、更なる寄附者の増加を目指すとともに、地場産業の振興を図ります。	新規寄附者の獲得とリピーターの確保を目指し、歳入予算額を目標に、主に以下の取組を実施した。 ・寄附ポータルサイトの追加 ・中間事業（受託）者との業務委託契約締結（業務効率化及びスムーズな寄附ポータルサイト追加） ・新規事業者・新規返礼品の開拓 ・ふるさと納税推進のための発信力強化に向けた地域活性化起業人の採用活動 ・富裕層等をターゲットとしたポスティング冊子への広告掲載 ・PRイベントへの参加	（事業効果） ・ポータルサイトの追加や新規返礼品の開拓により、館山市の知名度アップ・寄附額増加が期待できる ・地域活性化起業人の採用により、発信力の強化・ポータルサイトの充実・新規返礼品の創出等の効果的な実施が期待できる（課題） ・持続的な寄附額のアップや地域の活性化には発信力の強化が欠かせないものの、寄附金額の確保を優先させると、市（地域）の魅力・知名度の向上などトータルでの取組（宣伝広告）に手が回らない ・また、令和5年度から、寄附金の募集に要する費用に算入する項目が追加されたため、宣伝広告費用を抑制せざるを得ない状況となっている	・令和6年度も継続してポータルサイトの増強を行い、寄附者の裾野拡大に努める ・地域活性化起業人が持つノウハウを最大限に活かし、経済観光部等と連携しながら、市（地域）の魅力・知名度の向上につなげる ・宣伝広告の実施に当たり、寄附額の増や効果的な市（地域）の魅力・知名度の向上に直結できるようにするための戦略を構築する ・関係人口の増加に向け、館山市に来ていただけるような返礼品の追加を進める（市内店舗等で利用できる電子マネーをはじめ、宿泊施設や各種体験メニューなど） ・南房総市との共通返礼品を増やすなど、南房総市との連携を強化し、2市合同でふるさと納税の底上げを図り、地域の活性化に努める
134	産業・経済	商工業の振興	商工業の振興	半島振興法による諸制度の利活用の検討		企画課	『半島振興法』に関する制度改正等を注視し、対象企業に対して制度を適用するとともに、民間企業等への制度周知による積極的な活用を推進します。	広報紙令和5年8月号にて制度周知を行った。また、雇用商工課所管の起業支援制度と重複適用できる企業であった場合など、相互に制度を紹介した。	確定申告資料を基に税務課にて制度の紹介をしていただけたことで、3月に入ってからの確認申請が多く、周知不足を確認したことから、更なる周知を行いたい。	根拠法令がR6年度末までとなっており、法令延長に向け国が活動を進めていくことから、その動向を注視し、法令延長が決まり次第、条例や計画など、市の対応を行っていく。
135	産業・経済	商工業の振興	商工業の振興	重点プラン リノベーションまちづくり事業	41、45	雇用商工課	まちの建物や空間の新しい使い方と創業希望者などの担い手とをマッチングさせるためのリノベーションスクールを開催することにより、館山駅周辺地域等の空き店舗や未利用地の有効活用を図ります。また、リノベーションスクールの受講生等が事業展開しやすくなるような環境整備を推進します。	・令和5年3月に策定した『館山リノベーションまちづくり構想』に基づき、若者が戻ってきたくなるまちづくりの取組として、高校生によるまちづくり活動「安房六軒高校」を実施した。具体的には、“欲しいまちを皆でつくろう”をテーマに、館山でテレワーク等を行うフリーランスの方を講師に迎え、地元高校生が館山の魅力を発信するショート動画を2本制作した。 ・館山駅東口駐輪場跡地を活用し、顔の見える経済循環の取組として実施された、まちづくり会社（株式会社館山家守舎）の主催による定期イベント「あんもかんもマルシェ」や、館山商工会議所青年部の主催による「駅前朝市」の周知PR等に協力した。	・「安房六軒高校」に参加した生徒へのアンケート調査では、全体22件のうち「満足」が13件、「やや満足」が7件という結果が得られ、地域の魅力を知る機会や、将来の就職の視野を広げられる活動となった。 ・「あんもかんもマルシェ」は計12回、「駅前朝市」は計6回開催され、館山駅前にベビーカーや子供連れ、若者、高齢者、観光客など多様な人が交流する機会が創出された。 ・本事業の拠点施設「sPARK tateyama」では、1階にクレープ屋や無人古着屋などが開業し、3階にはスケボーパークも開設され、また、リノベーションスクール受講生によって、新たに複合施設「YANE TATEYAMA」（本屋、カフェ、宿泊施設、ジビエレザー工房を併設）がオープンするなど、館山駅周辺に日常的に人が集まる試みが続けられており、リノベーションまちづくりの取組が成果として現れている。 ・地域の方々や地元の商店街、事業者等の理解や協力が必ずしも十分とは言えない状況にある。	・『館山リノベーションまちづくり構想』に基づき、引き続き、高校生によるまちづくり活動「安房六軒高校」を実施するとともに、まちづくり会社（株式会社館山家守舎）の主催により、令和6年度に実施を予定している定期イベント「sPARK DAY」など、顔の見える経済循環の取組を官民連携で進めていく。 ・リノベーションまちづくりを将来にわたって持続可能なものとするため、地域の方々や地元の商店街、事業者等の一層の理解や協力を得られるように取り組んでいく。
136	産業・経済	新たな雇用の創出と就業支援の強化	新たな雇用の創出	重点プラン 魅力ある雇用の創出	45	雇用商工課	雇用の需要と供給のバランスを整え、多様な職種選択等に対応できる雇用対策を推進し、魅力ある安定した雇用の場の創出に努めます。	・館山市を中心に、J R東日本千葉支社、館山市観光協会、館山商工会議所、地域事業者、学識経験者など、多様な主体の参画により令和4年度にスタートした「地域で取り組む館山市サテライトオフィス環境整備プロジェクト」の一環として、館山市が推進する「BLUE TATEYAMA WORKATION」や、ホテルファミリーオ館山内に整備した地方創生型ワークプレイス「JRE Local Hub 館山」のプロモーションや、ビジネススクール「TURNSのがっこう－館山科－」（事前座談会、オンラインセミナー2回、現地フィールドワーク）等を実施した。	・J R東日本千葉支社との連携による石和温泉駅記念イベントや、東京駅・千葉駅をはじめとするデジタルサイネージ等を活用したプロモーション活動により、館山市のワーケーションの取組や、市内のサテライトオフィス進出拠点の周知広報が図られた。 ・ビジネススクール「TURNSのがっこう－館山科－」では、地元事業者を対象にした事前座談会で地域の課題をあらかじめ可視化した上で、2回のオンラインセミナーは「複業・兼業で地域と関わる」「ワーケーションで地域と関わる」をテーマに、館山市での現地フィールドワークは「自分らしい働き方を見つける」をテーマにそれぞれ実施。現地フィールドワークには、関東在住者を中心に、新潟県からの参加者もあり、ゲストを務められた地元事業者との交流促進や、館山駅周辺の街歩き等を通じて地域の理解促進につなげることができた。	・引き続き、J R東日本千葉支社や千葉県と連携したイベント等に参加し、館山市が推進する「BLUE TATEYAMA WORKATION」や、ホテルファミリーオ館山の敷地内に整備されたサテライトオフィス進出拠点のPRを行ない、継続的な企業合宿の受入れ、サテライトオフィス誘致等の実現を目指していく。 ・新たに委嘱を予定している地域おこし協力隊（ワーケーション推進業務）と連携し、地域と都市部企業等の人材を繋ぎ、柔軟で多様な働き方としてテレワークやワーケーションを推進し、関係人口の更なる創出・拡大や働く世代の移住促進、地域課題の解決等に向けた効果的な事業展開を図っていく。 ・令和6年度においても、都市部企業の進出や、都市部企業と地域事業者との連携による地域ビジネスの活性化や新規創出を目的としたビジネスビジネススクールの開催を予定している。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
137	産業・経済	新たな雇用の創出と就業支援の強化	新たな雇用の創出	重点プラン 企業誘致推進事業	44	雇用商工課	企業誘致を推進するため、企業訪問や市内企業の情報収集、市内進出希望の企業へのフォローアップを行うとともに、事業者に対して支援します。	・ワーケーションを実践する都市部企業の人材（チーム）及び都内企業へのトップセールス等を実施した。 ・地域おこし協力隊（ワーケーション推進業務）2名と連携し、千葉県庁で開催された「ちばワーケーション受入促進広域連携会議」での講演や、ワーケーション推進サイト等による情報発信・PRを実施した。 ・ワーケーション推進施設の増加による市内受入体制の充実を図った。 ・企業立地及び雇用の促進に関する条例に基づき、対象となった市内事業者に対し、企業立地奨励金（2件）及び雇用促進奨励金（1件）を交付した。	・ワーケーション推進サイトを閲覧した都市部企業から問合せがあり、地域おこし協力隊（ワーケーション推進業務）による調整の下、社員9名が参加した企業合宿が実施されるなど、取組の効果が現れつつある。 ・企業誘致に向けた活動は随時行っているものの、実現には至っていない。	・ノウハウを有する専門事業者と連携し、サテライトオフィス誘致戦略の策定や、地方進出検討企業とのマッチングイベントの開催等を通じて、サテライトオフィスの誘致あるいはサテライトオフィス拠点への企業進出を目指していく。 ・令和4年度に内閣府「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用し、ホテルファミリーオ館山の敷地内に整備されたサテライトオフィスの進出拠点の活用や、館山市ワーケーション推進施設の増加を目指し、市内の受入体制の充実に努めるとともに、新たに委嘱を予定している地域おこし協力隊（ワーケーション推進業務）とともに、都市部企業等へのアプローチを実施していく。 ・活用可能な支援制度（企業立地奨励金等）や公共施設等の周知広報を行ない、千葉県企業立地課と連携を図りながら、企業誘致の実現に向けた活動を継続していく。
138	産業・経済	新たな雇用の創出と就業支援の強化	新たな雇用の創出	起業促進支援事業	45	雇用商工課	ワンストップ相談窓口の充実や創業支援セミナーの開催、起業支援補助金や融資制度などによる支援を行い、起業者数の増加を目指します。	・産業の振興を図るため、起業する個人・法人に対し、その経費の一部を補助した。 ・起業した人、起業を考えている人に向けて、創業支援セミナーを実施した。 ・『館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン事業』による中小企業者への各種相談支援窓口により各種相談の受付を行った。（千葉県産業振興センターや千葉県よろず支援拠点等から経営の専門家の派遣を依頼し、無料相談を行うもの。）	・起業支援事業補助金の交付件数：14件、創業支援セミナーの参加者数：18件、起業等の相談件数（館山市・南房総市の合計）：9件と、館山市での起業に関心が高まる中、起業後のフォローアップ等をどのように行うかが課題となっている。	・引き続き、起業者に対しての補助事業、創業支援セミナー、専門家による相談窓口の設置を実施する。
139	産業・経済	雇用の需要と供給のマッチング強化	就業支援の強化	重点プラン 雇用の需要と供給のマッチング強化	43	雇用商工課	ハローワークや近隣市町、事業者と連携・協力し、地域の雇用ニーズを捉えた求職セミナーの開催や求人情報の提供等により、求人・求職のマッチングの機会を増やすとともに、働きたくなる環境整備と地域人材の育成により、就業支援を図ります。	・7/19（水）と2/14（水）にNPO法人おせっ会及びハローワーク館山と連携し、「南房総のお仕事探しオンライン」と題して、求人数集中の安房地域の企業をYouTubeライブで紹介した。 ・7/28（金）に近隣3市1町及びジョブカフェちばと連携し、地元高校生を対象とした「高校生のための就職応援セミナー」を開催した。 ・10/24（火）に・近隣3市1町及び千葉県ジョブサポートセンターと連携し、中高年（40～65歳）向けの「再就職支援セミナー」を開催した。 ・安房地域の企業の若手職員紹介冊子（AWA VOICE 2024）を作成し、Uターン就職促進のため、1/7（日）開催の成人式で配布した。 ・3/7（木）に近隣3市1町及びハローワーク館山と連携し、南房総地域での就職希望者を対象とした「ジョブサポートinたてやま」を開催した。 ・3/18（月）に近隣3市1町及びハローワーク館山と連携し、安房管内の高校1・2生を対象とした「安房地区合同進路セミナー」を開催した。	・各事業の参加実績等は以下のとおり。 ①南房総のお仕事探しオンライン（夏）：参加企業7社 ②南房総のお仕事探しオンライン（冬）：参加企業8社 ③高校生のための就職応援セミナー：参加生徒27名 ④再就職支援セミナー：参加者13名 ⑤「AWA VOICE 2024」の配布：約350部 ⑥ジョブサポートinたてやま：参加企業18社、参加就職希望者54名 ⑦安房地区合同進路セミナー：参加企業21社、参加生徒192名 ・ハローワーク館山管内の有効求人倍率が2倍前後の値で推移している状況にあり、特定の業種において人手不足が顕著になっている。 ・需給バランスの偏りが生じている。	・引き続き関係機関や近隣市町と連携し、オンラインでの企業紹介、高校生のための就職応援セミナー、ジョブサポート事業等の各種取組を実施していく。 ・人材不足に悩む企業に対して、新たな人材確保方を提案する機会の提供等、企業が抱える問題を緩和・解決する取組を行っている。
140	産業・経済	新たな雇用の創出と就業支援の強化	就業支援の強化	重点プラン 介護・福祉人材の確保に向けた支援	9	高齢者福祉課	これからの超高齢社会に対応するため、各介護施設等で不足する介護・福祉人材の確保を支援することにより、高齢者福祉・介護サービスの充実を図ります。	・安房郡市内で介護職として就労する、介護職員初任者研修（8人）・実務者研修修了者（12人）へ受講費用の1／2を助成した。	・実務者研修修了者が介護福祉士となることで、介護職員としてのキャリアアップや雇用の定着が促進される ・助成制度の周知 ・全国的な労働力不足の中でのパイの奪い合い	・「元気な高齢者」や若者への働きかけ等の直接的な人材確保の検討だけでなく、地域全体での支援による介護事業所の負担軽減など、介護人材不足に対応する施策の検討も合わせて必要となる。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
141	産業・経済	移住・定住の促進	移住・定住の促進	重点プラン 移住・定住促進事業	46	雇用商工課	NPO法人及び関連機関と連携した移住・定住相談体制の充実、関連イベントの実施、最新地域情報の提供、空き家バンク制度の利用促進など、移住・定住の促進につながる支援や移住しやすい環境の強化を図ります。	・両市及びNPO法人おせっ会が連携して移住相談に対応するとともに、おせっ会YouTubeチャンネルで両市の地域情報・企業情報等を紹介した。 ・7/15（土）に三芳農村環境改善センターを会場に実施された、NPO法人おせっ会及び南房総農育プロジェクトの共催イベント「南房総への移住・就農相談会」に南房総市とともに参加し、移住相談対応を行なった。 ・9/17（日）に東京国際フォーラムで開催された「ふるさと回帰フェア」に両市で参加し、移住相談対応を実施した。 ・11/18（土）にふるさと回帰支援センターを会場に、館山市・南房総市共同で移住・定住に係るコロパセミナーを実施した。 ・1/13（土）に東京ビッグサイトで開催された「JOIN移住・交流&地域おこしフェア」に両市で参加し、移住相談対応を実施した。 ・館山市・南房総市共同でトライアルステイ（お試し移住）事業を初めて実施した。 ・9/24（日）に実施された事業仕分けでの意見等を踏まえ、市民課窓口において転入者アンケートを10/2（月）から開始した。	"・令和5年度の移住相談件数は2,504件で、20世帯・50人が館山市に移住された。 ・NPO法人おせっ会のYouTubeチャンネルの登録者数が約4,000人となった。 ・相談件数、移住完了報告者数が年度によってバラつきがみられ、今後の見通しを立てることが容易ではない。 ・トライアルステイ事業には14組の申込みがあり、オンライン面談等を経て、8組にご参加いただいた。 ・観光目的ではなく、両市への移住や二地域居住を検討している個人や家族を対象としたトライアルステイは、両市への移住相談や、地域イベントへの参加を通じた地域住民との交流のほか、利用者ごとにトライアルステイ案内人がコンシェルジュ的な役割を担ったこと等もあり、事後アンケート結果でも好評であった。"	・移住相談業務については、令和5年度に公募型プロポーザル審査を行った結果、令和6年度から令和8年度までの3年間は、引き続きNPO法人おせっ会に委託することとなった。 ・南房総市との定住自立圏共生ビジョンの取組（移住定住・就業促進事業）に位置付けていることから、南房総市及びNPO法人おせっ会と連携し、移住しやすい環境の整備を図るとともに、YouTubeを活用した両市の地域情報・企業情報等の紹介を通じて移住プロモーションの推進を行っていく。 ・昨年度に引き続き、館山市・南房総市共同でトライアルステイ（お試し移住）事業を実施していく。 ・市外からの転入者を対象とする転入者アンケートを継続し、転入者の状況や意向等の把握や、今後の移住・定住促進施策の検討に役立てていく。
142	産業・経済	移住・定住の促進	移住・定住の促進	大学等と連携した教室の開催		企画課	市内に施設を有する大学や連携協定を締結した大学等に対し、市民や子ども向けの教室の開催や市との連携による共同研究の推進についての働きかけを行い、地域の学ぶ力の向上を目指します。また、空き公共施設等を活用し、市内で活動する学生や研究室の拠点を設け、新たな「知の拠点」の創出を目指します。	・包括連携協定を締結している昭和女子大学のプロジェクトである、市内を舞台としたフォトコンテストに協力。	・学生に館山で活動してもらうことで、地域を知ってもらう機会となった。 ・大学施設の都心回帰が進む現状では地方へのサテライトキャンパス設置は厳しい状況であるが、若者の誘致という観点から引き続き動向をうかがっていく。	・市内に研究施設やセミナーハウスを持つ大学等と連携し、教室を開催するなど地域の教育力向上を目指す。 ・市内の大学施設等で学んだ学生が、市内で起業や就職、研究を継続することで、関係人口となるよう支援する。
143	産業・経済	移住・定住の促進	移住・定住の促進	市内高校ブランド化支援事業		企画課	市内高校のブランド化に向けた高校との意見交換を実施するとともに、市内外の中学生や子育て世帯の移住者から“選ばれる高校”になるために、各高校の魅力が向上するための支援を行います。	・高校との意見交換会を実施。 ・安房高校に新設された特別進学クラスの生徒を対象にした都内企業の見学を実施。	・企業見学について、参加生徒から「様々な企業の多様な働き方を学び、将来設計の参考になった」との感想が挙がった。	・引き続き、館山市及び南房総市に所在する高等学校等の学校長と意見交換をすることで、市外（学区外）からの進学者を維持・増加させるための方法や、高等学校と協力しながら市外（学区外）への流出を減らす方法を考えていく。
144	産業・経済	移住・定住の促進	移住・定住の促進	重点プラン 地域資源・人的資源の活用による関係人口創出事業	48	企画課／雇用商工課	「恋人の聖地／鏡ヶ浦から富士の見えるまち 館山」を活用した事業等を実施し、カップルの出会いや思い出、再会の場を提供することにより、移住・定住やUターンの促進を図るとともに、関係人口の創出を目指します。	・人口動態データの分析を通じ、少子化対策・結婚支援の必要性を検討。 ・千葉県が設立した「千葉県少子化対策協議会」及び「同分科会」に参画。 ・引き続き、恋人の聖地プロジェクトに参画。	・千葉県少子化対策協議会に参画することで、少子化対策や婚活支援における県内自治体の優良事例を学べた。	・雇用商工課やNPO法人おせっ会と連携し、人口減少対策・少子化対策のための婚活支援事業の実施を検討する。
145	産業・経済	交流拠点施設を核とした地域活性化	交流拠点施設を核とした地域活性化	交流拠点「“渚の駅”たてやま」機能強化事業	49	観光みなと課	「“渚の駅”たてやま」の機能強化と魅力向上により、来館者の更なる増加を図るとともに、観光情報の発信拠点として、旬の観光情報を提供し、市内観光の周遊性を高めることで、観光の振興と地域経済の活性化を推進します。	・適切な維持管理を行いつつ、さかなクングャラリーの展示を季節ごとに更新する等様々な取り組みにより、施設の魅力向上に務めた。 ・渚の博物館受付前の情報コーナーや施設内の掲示物などにより、市内・近隣エリアの観光情報を発信した。	・来館者数はコロナ禍以前の水準以上となった。過去最高であったR4年度の数値を下回ったが、昨年度は、個人旅行・学習旅行ともに近距離の旅行が好まれた傾向があり、来館者数が大幅に増えたものと考えられる。 ・“渚の駅”たてやまの駐車場の確保が課題。	・情報発信機能の強化として、定期的に施設プラットフォーム等を行う。 ・さかなクングャラリーの展示内容を更に充実させ、来館者の満足度向上を図る。 ・さかなクングッズにつき、定期的に販売商品の見直しを行い購買意欲の向上を図る。 ・“渚の駅”たてやまの駐車場拡大についての検討（駐車場の整備・臨時駐車場の確保等）。
146	産業・経済	交流拠点施設を核とした地域活性化	交流拠点施設を核とした地域活性化	重点プラン 「食のまちづくり」の推進による地域産業の活性化	50	食のまちづくり推進課	地域内の流通システムを構築し、地元食材の活用や新たな特産加工品の開発・提供を支援するなど、多彩な食資源の流通拠点となる「食のプラットフォーム」という位置づけで、「食のまちづくり」拠点施設を整備します。また、地産地消や6次産業化等、農林漁業振興活動に対し、「地域おこし協力隊」制度等を活用することで、地域振興の新たな担い手の育成と地域への定着を図ります。	地域内の流通システムを構築し、地元食材の活用や新たな特産加工品の開発・提供を支援するなど、多彩な食資源の流通拠点となる「食のプラットフォーム」という位置づけで、「食のまちづくり」拠点施設を整備します。また、地産地消や6次産業化等、農林漁業振興活動に対し、「地域おこし協力隊」制度等を活用することで、地域振興の新たな担い手の育成と地域への定着を図ります。	・2月に食のまちづくり拠点施設が開業した。 ・ジビエ加工処理施設を指定管理により運営し、有害鳥獣の捕獲・処理の推進とともに、館山産ジビエの活用促進を図った。 ・館山市産農水産物を使用した加工品開発・改良に対し経費補助を行い、支援した。（R5：5件） ・地域おこし協力隊（1名）を委嘱し、食のまちづくりの新たな担い手育成を行った。	・食のまちづくり拠点施設が開業して多くの関心が寄せられ、体験イベントなどを通じて訪問客に地場産品の魅力がより一層伝わった。 ・関連施策・事業等を拠点施設とうまく連携させ、拠点施設を中心としたネットワークを構築していく必要がある。
147	基盤整備	住環境の充実と市街地の利便性向上	住環境の充実	建築物の耐震化等の促進		建築施設課	住宅の地震や風水害に対する耐性向上等を支援し、建築物の耐震化等を促進します。	・建築士事務所協会と協力し、耐震診断の必要性について広報活動するも、建物所有者自らが行う耐震化に対して具体的な進捗が見られなかった。 ・耐震化診断補助金制度は令和元年度から実施できていない。 ・館山市耐震改修促進計画を令和7年度までに延伸。	・住宅の耐震化への関心はあるものの、耐震診断後に必要となる耐震改修に掛かる費用を考えると、診断そのものも躊躇してしまい、結果、助成制度の利用数が伸びていない。 ・住宅の耐震化のみならず、風水害に対する耐性向上を促進する必要性が高まった。	・非耐震化住宅の所有者に対する啓蒙。 ・民間木造住宅への耐震診断費補助金を予算化（R6年度：3件分）。 ・耐震改修を行う住宅に対する助成を検討。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
148	基盤整備	住環境の 充実と市 街地の利 便性向上	住環境の 充実	重点プラン 空き家対策	51	建築施設課	『空家等対策の推進に関する特別措置法』に基づき、周辺に影響を及ぼす恐れのある特定空家等に対し、適切な行政指導等を行い、安全で快適な住環境の維持に努めます。	・住環境の維持向上に資するため、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある特定空家等に対する行政指導や法的措置を継続して行った。また、（一社）千葉県宅地建物取引業協会南総支部との協定の下、館山市空家バンクの運営を開始した。	・相続等により所有者の特定が困難な案件があるため、対応に多大な時間を要する。 ・特定空家等に対する行政指導や法的措置のみではなく、特定空家等となることを防止する空家管理をしていく必要があり、館山市空家バンクの運営が一定の効果をもたらすと考える。	・継続した空家の追跡調査（フォローアップ）。 ・館山市空家バンクの運営開始。 ・館山市空家等対策計画に基づく包括的な空家対策の推進。
149	基盤整備	住環境の 充実と市 街地の利 便性向上	住環境の 充実	市営住宅の適切な管理		建築施設課	館山市の公営住宅について、『館山市営住宅長寿命化計画』に基づき、適切な管理を行います。	・『館山市営住宅長寿命化計画』に基づき、令和5年度に予定されていた那古住宅2号棟長寿命化大規模改修工事を実施した。 ・笠名の平屋住宅（用途廃止済）1棟について解体工事を実施した。	・予防保全を目的とした建物本体の長寿命化計画は令和5年度で完了し、今後は設備の更新計画の策定・工事実施となるが、今後の耐用年数経過以降の市営住宅の維持管理や現存の市営住宅を廃止する際の代替住宅の確保等、市営住宅のあり方について議論を進める必要がある。	・建物本体に関する長寿命化工事を完了したため、設備更新計画を策定（R6年度）し、更新工事を実施（R7年度以降）する。 ・用途廃止予定住宅入居者への住替え斡旋。 ・退去した用途廃止住宅の解体。
150	基盤整備	住環境の 充実と市 街地の利 便性向上	市街地の 利便性向 上	地籍調査		都市計画課	土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化などに資する地籍調査の調査研究を行い、事業着手について方向性を定めます。	・地籍調査事業の調査研究	・長期間の予算確保及び人員確保等が大きな課題となっている。 ・国では未着手市町村の解消を目指しており、毎年、千葉県から事業実施の検討を要請されている。 ・南海トラフ地震の津波想定地域の一部について、国主導により官民境界基本調査（地籍調査の前段のようなもの）が実施されており、これに追従する必要がある。	・地籍調査の着手に向け調査研究を行う。 ・国土強靱化地域計画（令和3年10月）へ位置付けており、災害対策の観点の検討が必要。
151	基盤整備	住環境の 充実と市 街地の利 便性向上	市街地の 利便性向 上	館山駅東口駅前 広場の整備		都市計画課	館山駅東口駅前広場における適正な車両の誘導と安全な歩行空間の確保を目的とした整備を行います。	・館山駅東口駅前広場改修計画の事業化への検討	・既存駅前広場スペースの中では有効な活用が困難である。 ・整備には交通事業者、警察との協議を要する。 ・改修工事を実施するための詳細設計を行う必要がある。	・移転した駐輪場跡地を含めた活用を図る。 ・リノベーションまちづくりの観点からの活用も検討する。 ・改修工事には、多額の費用が掛かるため、段階的な整備も検討する。 ・交通事業者や地元の意見を聞きながら進めていく。
152	基盤整備	住環境の 充実と市 街地の利 便性向上	市街地の 利便性向 上	館山駅自由通路 等の整備推進		都市計画課	館山駅自由通路等の利用者の安全性・快適性を確保するため、計画的な整備を推進します。	・館山駅自由通路の屋上防水改修工事を実施した。	・平成11年竣工から約25年が経過し、施設の老朽化や塩害による劣化が進行している。 ・計画的な改修を実施することにより、施設整備費等の維持管理費の平準化が図られる。	・内外装、トイレ、エレベーター等、優先度の高い箇所から施設整備を実施し、トータルコスト縮減・平準化につながるよう必要に応じ施設整備内容の見直しを行っている。
153	基盤整備	公園の機 能充実と 緑化の推 進	公園の機 能充実と 緑化の推 進	都市公園の整備	52	都市計画課	『都市公園個別施設計画』を策定し、公園施設の適切な維持管理を目指します。また、憩いの場としての安全性・快適性を確保するとともに、樹木や草地等の計画的な緑地管理を推進します。	・個別施設計画で令和6年度に予定していた船形公園のトイレ解体を令和5年度に前倒しで実施した。	・子供から高齢者までの「遊び」、「散歩」、「運動」などの多様なニーズに対応した公園施設・遊具等の整備。 ・公園施設・遊具の老朽化による修繕やバリアフリー対策、樹木等の緑地の適切な管理、防災機能の充実が求められる。	・老朽化した公園施設・遊具の計画的な改修、防災機能の充実、バリアフリー化等を考慮した安心安全に利用できる公園づくり、さらには、誰もが楽しめ、多くの人々が集まり、地域交流の場となる緑あふれる公園づくりを推進していくため、今後公園全体の長寿命化計画を策定する必要があるが、当面は建築物等の個別施設計画に沿った改修を行い、施設の長寿命化を図る。 ・公園施設や公園緑地の維持管理・更新を、トータルコスト縮減・平準化につながるよう必要に応じ見直しを行う。 なお、館山市内の10都市公園のうち1都市公園は千葉県が管理をしている。
154	基盤整備	公園の機 能充実と 緑化の推 進	公園の機 能充実と 緑化の推 進	花のまちづく りの推進		都市計画課	花のまちづくりの計画的・統一的な推進により、「花のまち館山」の活性化を図ります。	・管轄花壇の維持管理・新規拡大事業の実施(庁舎花壇・正面玄関前周辺への緑花空間の創出・R127沿い花壇・R128沿い花壇・城山公園隣接地へのフラワーファーム創出・館山駅東口旧駐輪場跡地へのフラワープランター等) ・全ての管轄花壇において、地域住民・地元企業・地元町内会・地元老人会・近隣高等学校・障害者就労継続支援施設・ボランティア等と協働により実施。 ・企業等から寄贈された花種や花苗・プランター等を活用した事業を展開。 ・『たてやまっ子園児花育プロジェクト』等花育事業の実施。 ・都市公園において『ガーデンコンテスト』・『ガーデンウィーク』の開催。	・管轄花壇及び主催イベントの全てにおいて地域団体や企業、学校や市民等が関わりながら協働して事業を推進できるようになり、着実にこの事業が市全体へと拡がり、理想的な形で実践と継続の輪が拡大されてきている。 ・館山のその積極的な取組姿勢や創意工夫と努力が認められ『第32回(2022年)全国花のまちづくりコンクール』において『花のまちづくり優秀賞』を受賞し、全国的にも高く評価された。 ・専門的な知識や技術を継承し、継続的に事業に携われる人材の確保が必要不可欠であり課題。	・昨今の社会情勢の急激な変化・人々の価値観の変容等ダイナミックな変革時代の状況に応じた館山独自の『花と園芸福祉のまちづくり』の実践を今後も積極的且つ継続的に推進していく。 ・「植物」や「園芸」のもつ多面的な機能とチカラを中継ぎに、豊かな地域社会の創造と新たな共生の時代を目指す社会連携の実践を今後も拡大しながら推進していく。
155	基盤整備	道路環境 の充実と 河川整備 の促進	幹線道路 網の整備	国道・県道の整備促進		建設課／都市計画課	国道・県道の各道路整備事業における未整備区間の整備促進について、要望活動等を行います。	【建設課】 ・県道の整備については、関連する促進協議会等を通じて要望活動を行った。 【都市計画課】 ・国道410号並びに関連道路整備促進期成同盟会において千葉県に対し要望活動を行った。	・事業主体（県）の事業予算によるところが大きく、また地権者交渉を伴うため、地道な要望活動を行っているが、スピーディーな事業展開になるとは限らない。	・各道路整備事業の未整備区間の整備促進について千葉県に対し、要望活動等を実施する。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
156	基盤整備	道路環境 の充実と 河川整備 の促進	幹線道路 網の整備	重点プラン 東関東自動車道 館山線等の整備 促進		都市計画課	富津館山道路の富津竹岡インターチェンジ～富浦インター チェンジ間の4車線化早期完成を目指し、要望活動等を行います。	・東関東自動車道館山線建設促進期成同盟会等において国、国会議員及び関係機関への要望活動を行った。	・4車線化早期完成のための要望活動を継続的に実施する必要がある。	・4車線化完成区間についての事業効果なども活用した要望活動を実施していく。 ・富津竹岡ICから富津金谷ICまでの区間について、平成31年3月に「財政投融資を活用して実施する4車線化等候補箇所」として選定され、事業許可がされている。 また、上記区間を含む富浦ICまでの区間について、令和元年9月に4車線化等の優先整備区間に選定されており、全区間の早期事業化を求めている。
157	基盤整備	道路環境 の充実と 河川整備 の促進	幹線道路 網の整備	地域高規格道路 の整備促進		都市計画課	地域高規格道路館山・鴨川道路建設に対する要望を継続します。また、東京湾口道路の早期建設に向けての構想の具体化については、房総地域東京湾口道路建設促進協議会などを通じた、国・県への要望活動等を行います。	①館山・鴨川道路 ・地域高規格道路館山・鴨川道路整備促進期成同盟会において国・県などへ要望活動を実施。 ②東京湾口道路 ・房総地域東京湾口道路建設促進協議会において国・県などへ要望活動を実施。	・強力な要望活動を継続的に実施する必要がある。	①館山・鴨川道路 ・地域高規格道路館山・鴨川道路整備促進期成同盟会における国・県などへの要望活動の実施 ②東京湾口道路 ・房総地域東京湾口道路建設促進協議会などを通じた国・県などへの要望活動の実施
158	基盤整備	道路環境 の充実と 河川整備 の促進	幹線道路 網の整備	重点プラン 都市計画道路船 形館山線（船形 バイパス）の整備	53	都市計画課	富津館山道路の富浦インターチェンジ付近の国道127号から館山湾へ直接アクセスできる「船形バイパス」の整備を推進します。	・老朽化が激しい県管理橋梁について、新たに交差点となる箇所にあることから、箱型函渠へと改築する工事を実施した。（令和3年度事故繰越） ・船形バイパスにより分断される市道と県道を結ぶための取付道路の擁壁工事を一部実施した。	・国費（防災安全交付金）の交付率が年度により大きく変動することがあり、交付決定に伴い事業量の調整をしながらの事業遂行となっている。 ・用地取得に至っていない権利者への対応が課題になっている。	・用地交渉において、特殊性を要する案件については、専門的分野の有資格者を通じ必要な対策を講じながら課題の解決を図る。
159	基盤整備	道路環境 の充実と 河川整備 の促進	幹線道路 網の整備	都市計画道路青 柳大賀線の整備	55	都市計画課	国道410号分岐部から県道南安房公園線までの都市計画道路青柳大賀線について、事業中の都市計画道路整備事業の進捗状況を見極めながら整備計画の策定に取り組みます。	・先行取得用地の維持管理を実施	・複数の都市計画道路整備事業は財政的に難しい。 ・未整備区間が約3、5kmと長い為、認可区間を分割する必要がある、その場合、既設の道路と取り付ける道路の改良工事に必要になる。	・事業中である船形バイパスの進捗状況を見据えながら、且つ他の大規模事業との調整を図り事業着手する必要がある。
160	基盤整備	道路環境 の充実と 河川整備 の促進	市道の整備	道路改良事業	55	建設課	安全かつ円滑な通行確保のため、計画的な市道の改良を推進します。	・市道9052号線（二子地内）の用地取得できた区間について、工事を実施した。 ・市道8038号線（稲地内）における道の駅新設事業に伴う、道路改良工事が完了。	・事業実施に必要なとなる用地の確保や、関係機関との協議等に時間と労力が必要となる。 ・道路拡幅には、沿道住民からの用地提供が必要となるが、協力が得られず、整備が進まない。	・市道の安全、円滑な通行の確保と、市民生活の安全安心を確保するため、用地の提供など、関係者の協力を得ながら順次、整備を推進する。
161	基盤整備	道路環境 の充実と 河川整備 の促進	市道の整備	道路排水整備事業	54	建設課	居住環境の改善と安全な通行の確保のため、市民からの要望を踏まえながら、計画的な排水整備を行います。	・市内5路線の排水整備工事を実施した。	・排水整備の要望は、毎年各地区から多数寄せられており、現計画では整備が追いついていない。 ・整備要望に対する財源確保が必要である。	・各地区から新規に多くの排水整備の要望が出されていることから、今後も緊急度に応じた計画的な整備が必要である。
162	基盤整備	道路環境 の充実と 河川整備 の促進	市道の整備	歩道整備事業		建設課	安全・安心な歩行空間の確保のため、自動車交通量の多い幹線市道や学校周辺の歩道等の整備を推進します。	・未実施。	・事業実施に必要なとなる用地の確保や、関係機関との協議等に時間と労力が必要となる。 ・国の交付金事業の重点計画に該当しないため、配分額が少なく計画通りには進まない可能性がある。	・歩行者の安全確保と、円滑な車両通行を確保する上で、歩道整備が必要な箇所について、用地の確保など課題もあるが、整備可能な箇所から整備を行う。
163	基盤整備	道路環境 の充実と 河川整備 の促進	市道の維持管理	道路維持補修事業		建設課	定期的な道路パトロールを実施し、危険箇所の早期発見による迅速な補修を行うとともに、法定外公共物については、資材支給等による維持管理に努めます。	・年々増加する補修要望に対し、工事発注、維持修繕業務委託（日常管理）、直営作業により、道路施設の維持補修を行った。	・道路施設の老朽化が著しく、要望件数も増加するなか、不明埋設物等の老朽化による道路陥没の緊急対応も増加しており、道路施設の更新が課題である。 ・地域住民の高齢化に伴い、草・竹刈りの要望箇所が年々増加しており、市直営での対応が困難となってきた。	・道路施設の老朽化による補修要望や道路陥没の発生件数は増加傾向にあり、対処療法的に維持補修を行っている。また、市民の高齢化に伴い年々増加している、市道等の草刈要望については、市直営及び市道等維持修繕業務委託（日常管理）にて対応しているが、余裕が無い状況である。これ以上の要望については対応が困難となり、業務委託料の予算増による対応が必要である。
164	基盤整備	道路環境 の充実と 河川整備 の促進	市道の維持管理	トンネル及び道路 法面長寿命化 修繕事業	52	建設課	交通の安全確保のため、市内6カ所の道路トンネル及び道路法面について、『長寿命化修繕計画』に基づいた補修を行います。	・法定のトンネル点検(2巡目)を実施した。	・国の交付金により事業を実施するため、配分額が少ない場合は計画通り進まない可能性がある。	・道路法改正により義務化された5年に1回の定期点検や、長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減と維持管理費の平準化を図り、計画的に事業を実施する必要がある。
165	基盤整備	道路環境 の充実と 河川整備 の促進	市道の維持管理	道路舗装補修事業	55	建設課	安全な交通機能を確保するため、『舗装維持管理計画』に基づいた補修を行います。	・幹線市道を中心に市内4路線の損傷の著しい箇所の舗装補修工事を実施した。	・国の交付金事業の重点計画に該当しないため、配分額が少なく計画通りには進まない可能性がある。 ・舗装補修の要望が、毎年各地区から多数あり、補修が追いついていない。	・舗装の老朽化が進んでいることから、安全な交通機能を確保するため、緊急度に応じて計画的な整備が必要である。
166	基盤整備	道路環境 の充実と 河川整備 の促進	市道の維持管理	橋梁長寿命化修 繕事業	52	建設課	安全な交通機能を確保するため、橋梁の点検及び『橋梁長寿命化修繕計画』に基づいた補修を行います。	・法定の橋梁点検は2巡目をR4年度に完了し、点検結果を踏まえた長寿命化修繕計画の見直しも同年度に完了している。 ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、館山大橋(R4繰越)、戸倉橋(R4繰越)、堂の下橋(R4繰越)、三福寺橋の補修工事を実施した。	・修繕計画を策定し、橋梁点検を実施した結果、補修する橋梁数が多く、修繕計画通り進まない可能性がある。	・道路法改正により義務化された5年に1回の定期点検や、長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減と維持管理費の平準化を図り、計画的に事業を実施する必要がある。

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
167	基盤整備	道路環境の充実と河川整備の促進	河川の安全確保	河川整備維持補修事業		建設課	河川パトロールの実施により、河川施設の状況把握や危険箇所を早期発見し、河川の適正な整備・維持補修を行います。	・河川維持工事に伴う業務委託の発注を行い、工事発注に対する測量・設計業務を実施した。 ・竹木伐採及び堆積土砂の撤去などを行ったことにより、被害の拡大を防止するとともに施設の安全性が保たれた。 ・普通河川境川の溢水状況を把握するためR4流域調査業務に続き、効果的な対策手法を検討するための河川調査業務を実施した。	・整備に伴う財源の確保や河川整備事業としての整備に至っていない。	・定期的な河川パトロールを実施し、危険箇所の早期発見による迅速な補修を行うとともに、適切な河川維持管理が必要である。
168	基盤整備	道路環境の充実と河川整備の促進	河川の安全確保	二級河川の整備促進		建設課	河川の氾濫が懸念されている平久里川及び滝川の未整備区間の整備促進について、早期実現を千葉県へ要望します。	・改修促進協議会により、県への要望活動を実施。	・事業主体（県）の事業予算によるところが大きいため、地道な要望活動をしたところでスピーディーな事業展開になるとは限らない。	・平久里川及び滝川の未整備区間の整備促進について千葉県に対し、要望活動等を実施する。
169	基盤整備	道路環境の充実と河川整備の促進	河川の安全確保	雨水排水路等の整備	54	都市計画課	雨水排水路の修繕工事を行うとともに、浸水がみられる箇所（北条中央排水路・楠見1号排水路・那古下水路）の計画的な整備を行います。	・随時雨水排水路の修繕工事を実施 ・楠見1号排水路改良工事（第1期）を実施（令和4年度繰越） ・楠見1号排水路改良工事（第2期）を実施（令和6年度へ繰越）	・船形バイパスの付帯工事で宇田排水路の改良工事を実施していくが、その他の雨水排水路改良工事を実施するだけの財政力が課題となっている。 ・那古下水路はJR内房線の線路下を横断していることから、その箇所の改修はJRへの委託工事となり、事業実施には時間と多額の費用を要する。	・周辺地域での冠水被害の解消を図るため、計画的に排水路の改修を進める。 ・雨水排水路の流下能力に余裕のある水路については、汚泥撤去作業が不要になるような修繕工事を検討する必要がある。
170	基盤整備	交通体系の充実	地域交通網の確保・維持	自転車利用促進事業		企画課／観光みなと課／市民協働課／建設課／スポーツ課	市民や来訪者が、安全・快適に、また効率よく移動できるまちを実現するため、走行環境の確保に努めるとともに、二次交通や観光振興としての自転車活用について検討します。	【企画課】 ・県（国）等から送付される情報の収集及び庁内関係課への情報提供の実施を行った。 【観光みなと課】 ・来訪者等の二次交通及び観光振興を図るため、拠点となる館山駅及び“渚の駅”たてやまにおいて、来訪者等のニーズに合った自転車配備等を行い、サイクルツーリズムの推進を行った。	【観光みなと課】 ・館山市観光協会のレンタサイクル事業では、サイクリングマップを作成して利便性の向上を図り、貸出台数が過去最高となった令和4年度と同水準となった。	【観光みなと課】 ・館山市観光協会のレンタサイクル事業において、利便性・顧客満足度の更なる向上を図るとともに、効果的な情報発信に努める。
171	基盤整備	交通体系の充実	地域公共交通網の確保、維持	重点プラン 持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの確保・維持	56	企画課	『館山市地域公共交通網形成計画』で重点的に取り組む分野としている「市街地の回遊性向上」、「公共交通空白地対策」、「観光二次交通の整備・確保」について、市民や公共交通事業者、その他関係機関と連携し、公共交通網の見直し・改善を行います。	・館山市街地循環バスは、一定の需要が確認できたため、令和5年6月から本格運行を開始した。 ・令和5年9月末で廃止した路線バス平群線に代わる移動手段として、これまでのバス路線よりも集落の中まで入り、かつ、路線バスエリア外であった館野・九重地区（一部）を対象に加え、事前予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」を運行を開始した。 ・豊房地区を中心とした買い物シャトルサービスについては、利用者ニーズとの乖離が見られたため、令和5年12月から「チョイソコとふよさ」に移行し、実証運行を開始した。 ・利用の少ないバス路線に対し補助を行った。	・高齢化が進み、運転免許返納者が増加傾向にある中、移動手段を維持確保することは、安心して暮らせる環境づくりや生活の質向上につながると考えられる。 ・課題として、「各事業の継続性担保」「交通空白地対策（長い距離を歩けない高齢者が年々増加）」「コストバランス」等が挙げられる。	・南房総・館山地域公共交通活性化協議会の取組を推進する。 ・本格運行となった市街地循環バスに、EVノンステップバスを導入するとともに、クレジットタッチ決済の導入するなど利用促進策（停留所の見直しや周知強化等）及び車内広告等の収入源確保に努める。 ・利用の少ないバス路線を他の形態に移行させるなどの検討を通じ、赤字補助金額の減を目指す。
172	基盤整備	交通体系の充実	地域公共交通網の確保、維持	重点プラン 新たなシステムの導入等による利用しやすい公共交通の実現		企画課	利用者の利便性向上や運行業務の効率化、移動を楽しむために必要なグリーンスローモビリティや自動運転、MaaSの構築、キャッシュレス化等、新たな技術やシステムの導入等に取り組めます。	・富崎地区では、集落支援員による「富崎ぐるっとバス」の運行が継続的に行われた。（車両はカーシェアを活用） ・南房総・館山地域公共交通活性化協議会において、決済手段としてのマイナンバーカードの活用実証実験及びキャッシュレス決済動向調査を行い、どのような手段が最も効果的かを検証した。	・地域内交通の確保が図られたが、カーシェアを活用した事業であるため、費用負担などの事業継続に課題が出てきた。 ・路線バスにキャッシュレス決済を導入するかどうかについては、「路線バスに乗車するとき、キャッシュレス決済が使えず困った」と答えた割合及び「キャッシュレスを導入してほしい場面」で公共交通機関を選択した割合（特に65歳以上の割合）を見ると、多額の投資をしてでも導入すべきと判断するにはやや弱い結果となった。今後もよりよいキャッシュレス環境のあり方について、公共交通分野以外との連携も視野に入れながら取り組む必要がある。	・タクシー事業者と連携し、高齢者の通院・中高生の帰宅や深夜時間帯の乗合タクシーなど、利用者のニーズに合わせた実証運行を行う。MaaSやキャッシュレス等、公共交通の利便性を更に高め、より分かりやすくするための事業に取り組む。
173	環境共生	自然環境の保全と景観形成の促進	自然環境の保全	森林・里山保全整備事業		農水産課	松くい虫のまん延を防止するため、保安林などの松林を重点的・計画的に防除し、森林機能の保全を図ります。また、里山の保全整備として、旧館山工業団地用地の利活用を検討します。	・薬剤駆除等による松くい虫のまん延防止を実施し、健全な保全を図った。 ・森林環境整備事業補助金事業（市単独事業）により、森林の保全整備を実施した。	・保安林等の松くい虫による被害を未然に防止するため、継続的に松くい虫の防除が必要となる。 ・森林を支える集落の過疎化や森林所有者の高齢化が進んでいる。	・松くい虫の発生に関する情報などを基に薬剤駆除を実施し、被害の減少に努める。 ・地域住民等による活動組織が実施する森林の保全管理活動などの取組みを促進する。 ・旧工業団地用地の利活用を検討する。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
174	環境共生	自然環境の保全と景観形成の促進	自然環境の保全	自然環境保全対策事業		環境課	自然環境を守るための指導・規制や緑化の推進・啓発活動に努めます。また、自然環境の保全活動に取り組む団体を支援します。	・自然環境保全活動団体支援事業補助金 R5：2団体（564千円）	・補助金の交付により、自然環境の保全活動に取り組む団体を支援することができ、自然環境保護を図ることができた。 ・市民に対する自然環境保護に対する関心の更なる醸成。	・千葉県による自然公園に係る自然保護に関し連携する。 ●海洋プラスチックごみの削減のための陸上における廃棄物の適正処理、SDGsへの取組みを推進する。 ・プラスチック・スマートフォーラム等を活用した情報収集を行う。
175	環境共生	自然環境の保全と景観形成の促進	自然環境の保全	埋立事業者への指導・監督強化		環境課	『館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』の的確な運用と事業者への指導・監督強化により、土壌汚染や災害発生の未然防止に努めます。	・条例による許可 R5：0件	・規制対象外の物での埋め立てについて、それらに対する規制の必要性の検討。	・規制対象外となっている埋立て事業への対応を検討。 ・千葉県条例改正の動向確認。
176	環境共生	自然環境の保全と景観形成の促進	公害防止対策の推進	公害防止対策事業		環境課	公害発生防止のための水質調査や土壌調査などを行います。また、工場設置事業者等と公害防止協定を締結するなど、公害の発生防止に努めます。	・地下水、浸出水、河川の水質検査を実施。 R5：18か所 ・無断埋立ての可能性のある現場の監視 R5：1件 ・不法投棄の発見 R5：11件 ・その他公害等の監視等 R5：65件	・過疎、高齢化による耕作放棄地や空地、空家が増加し、環境課のみでの対応が困難な事案が増加している。	●公害防止協定の締結の推進 ・公害防止協定の締結 ・公害防止協定に基づく調査・指導・監督 ・市民からの苦情相談等に対し、状況により現地調査等を実施し、原因者、相談者双方に助言・調整を行い、問題の早期解決に努める。 ・地域環境の保全のためにパトロールを行い、無断埋立て等の適切な指導を行う。 ・環境対策監視監等のパトロールによる監視及び指導（市職員2名）
177	環境共生	自然環境の保全と景観形成の促進	公害防止対策の推進	不法投棄防止対策事業	57	環境課	巡回パトロール及び防犯カメラによる監視強化などにより、不法投棄の防止に努めます。	・パトロールや防犯カメラでの監視による不法投棄の防止対策を実施。 R5：不法投棄の発見11件	・監視強化により、不法投棄への早期対応、事案の拡大防止につながった。	・パトロール、県等との連携（合同パトロール、現場調査等）、広報紙やSNS等による周知により、不法投棄の防止と早期発見に努める。
178	環境共生	自然環境の保全と景観形成の促進	景観形成の促進	景観まちづくりの推進		都市計画課	『館山市景観計画』に基づき、自然景観や歴史的・文化的景観などの視点も加えた良好な景観の形成を図ります。また、重点地区の館山駅西口地区では、南欧風の街並みづくりと調和し、海洋性リゾートへの玄関口にふさわしい空間づくりの形成を図ります。	・重点地区である館山駅西口地区の色彩基準の見直し検討 ・景観計画及び景観条例に基づく指導	・これまで形成されてきた館山駅西口地区の景観の維持を図る。 ・鶴谷八幡宮周辺地区の横の生垣の連なり、船形バイパス沿道地区などの重点地区候補地区の重点地区への移行の検討を行う。	・基準見直しに向けて館山駅西口地区住民との意見交換を行っている。 ・景観セミナーなどを実施し、景観計画の周知を図る。 ・重点地区の追加指定
179	環境共生	環境・衛生対策の充実	廃棄物処理体制の充実	し尿収集運搬事業		環境課	市民（利用者）の衛生的な生活環境の確保と負担軽減を図るため、し尿収集運搬事業の円滑な運営を支援します。	・し尿収集業者に対し、業務実績に基づく補助を実施。 R5：収集量4,355,910 ℓ	・し尿収集業者による安定的かつ円滑な収集が実施された。 ・人口減少等により収入が減る一方、市内全域の収集を実施するためには収集量の多少によらず一定の費用を要する事業である。	・事業の構造的な赤字が避けられないことを踏まえた上で、安定的かつ円滑なし尿収集を可能にする事業者への支援を実施する。
180	環境共生	環境・衛生対策の充実	廃棄物処理体制の充実	粗大ごみ処理施設運営事業		環境センター	施設の適正な維持管理により、粗大ごみの効率的な処理や資源リサイクルの推進に努めます。	・令和4年度をもって当該事業は終了済。		
181	環境共生	環境・衛生対策の充実	廃棄物処理体制の充実	最終処分場運営事業		環境センター	ガレキ類等の安定した最終処分を図るとともに、周辺環境の保全のため、適正な浸出水処理と施設の機能確保に努めます。	・綿密な日常点検、適正な運転管理を実施し、確実な水処理を行った。 ・焼却灰処理を民間業者に委託し、最終処分場の延命化を図った。	・適正な運営により許可期限（令和15年度）までの継続運営は見込めているが、新たな施設を建設することは非常に困難であることから、現存施設の更なる延命化を図る必要がある。	・引き続き適正な浸出水処理、焼却灰の全量処理委託、ガレキの受入、その他施設の運転管理を行っていくとともに、施設の延命化を図るため、廃棄物（ガレキ類）の更なる再資源化による搬入量の抑制だけでなく、場外搬出を視野に入れた検討が必要である。
182	環境共生	環境・衛生対策の充実	廃棄物処理体制の充実	清掃センター運営事業		環境センター	ごみの効率的、効果的な処理を行うため、清掃センターの設備・機器の定期点検や補修を実施し、適正な維持管理と施設の延命化に努めます。また、焼却灰の処理を市外業者に委託し、最終処分場の延命化、機能確保を図ります。	・基幹的設備改良工事（大規模修繕工事）を実施しながら、綿密な日常点検、適正な運転管理を行った。 ・令和5年度より、粗大ごみの分別処理は清掃センター運営事業の一部として開始した。	・綿密な日常点検及び適正な運転管理を行ったことで、安定した施設の稼働が図られた。 ・粗大ごみ処理業務は民間企業へ委託されたが、処理設備の規模が縮小されたことにより、金属類のリサイクル量は大幅に減少してしまった。	・日々の適正な運転管理、適切な定期点検整備の実施及び焼却灰の全量処分委託を実施していく。 ・令和20年度まで設備の長寿命化を図ったところであるが、それ以降の廃棄物処理を継続させるために、直ちに次期焼却施設の建設方針について検討を開始しなければならない。 ・職員の退職による自然減のため、直営による施設の運営は数年以内に立ち行かなることが予想されるため、速やかに運営を民間委託する必要がある。
183	環境共生	環境・衛生対策の充実	廃棄物処理体制の充実	重点プラン 清掃センター長寿命化対策事業		環境センター	国の指針に従い、ストックマネジメント*手法を導入して策定した『館山市清掃センター長寿命化総合計画』に基づき、日常の適正な運転管理と定期点検整備を実施するとともに、延命化対策工事を実施していくことにより、清掃センターの更なる長期活用、ごみの適正処理を図ります。	・令和3～5年度にかけて基幹的設備改良工事（大規模改修工事）を実施し、令和5年度については2号炉及び受入供給設備及び余热利用設備等を更新した。	・基幹的設備改良工事により、焼却炉が更新され、焼却施設の機能回復と省エネルギー化が図られた。	・令和5年度まで長寿命化対策事業により、清掃センターを令和20年度までは延命させることができた。今後は適切な運営により廃棄物処理体制を継続していく。
184	環境共生	環境・衛生対策の充実	廃棄物処理体制の充実	衛生センター運営事業		環境センター	し尿の効率的、効果的な処理を行うため、衛生センターの設備・機器の定期点検や補修を実施し、適正な維持管理と施設の延命化に努めます。また、処理汚泥を肥料として有効活用し、環境負荷の軽減に努めます。	・綿密な日常点検、適正な運転管理を実施し、確実な廃棄物処理を行った。	・適正な運営により確実なし尿処理を行った。 ・設備の老朽化が著しく、廃棄物の性状が計画当時に比べ大きく変化していることもあり、安定したし尿処理を行うことが非常に難しくなっている。	・建設から40年以上経過し老朽化が著しい本施設については、直ちに今後の整備方針を検討しなければならない。 ・現行の施設は、新たな整備方針が決定するまでは最小限のメンテナンスにより安定した処理を継続させる。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
185	環境共生	環境・衛生対策の 充実	水道事業の 経営基盤強化の 推進	県内水道の統 合・広域化の推 進		環境課	千葉県及び関係市町と協力し、南房総地域・九十九里地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合を促進します。	・①九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会 ・②安房地域水道事業統合協議会 令和7年4月を目指し統合協議を行った。	・①及び②では、統合基本計画案の策定に向けて、協議会、幹事会及び専門部会などにおける協議を行った。 ・各水道事業体との統合・広域化は、多数の調整・協議事項があり、これらの合意形成を図る必要がある。	・①及び②のいずれも、令和8年4月の統合を目指し、統合協議を進める。 ・もって、水道用水供給事業体と県営水道の統合の効果享受するために安房地域における末端給水事業体の統合・広域化を推進する。
186	環境共生	環境・衛生対策の 充実	水道事業の 経営基盤強化の 推進	合併浄化槽普及 事業	58	下水道室	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換を支援します。	・単独浄化槽又はくみ取り便槽を撤去して合併浄化槽を設置する者に対し、２０万円の補助を実施した。(6基設置)	・リフォーム補助金の廃止に伴い、浄化槽転換とトイレ改修の併用が出来なくなったことにより、工事需要が減少した。 ・近隣市と比較し、補助金の交付額が低いため、見直しが必要である。	・「君津地域・安房地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき、事業を進める。 ・補助限度額の増額を検討する。
187	環境共生	環境・衛生対策の 充実	下水道の 整備・普及	公共下水道の普 及促進と安定し た運営	59	下水道室	公共下水道供用開始区域での水洗便所改造に対する助成等により、新規接続者の増加に取り組み、公共下水道の普及促進を図ります。同時に、下水道会計の健全化や現在の終末処理場の処理能力を踏まえ、将来的な公共下水道の整備を検討します。また、終末処理場については、適切な長寿命化対策を行うとともに、包括的民間委託により効率的な維持管理を図ります。	・樹・取付管の設置 14ヶ所 ・水洗便所改造資金補助 8件	・公共下水道への接続者の増加については、市から未接続者への働きかけは行っているが、限度があるため、指定工事店等を巻き込んだ働きかけが必要である。 ・整備については、初期投資に起因し、地方債の償還額はピークを過ぎたもののまだ多額の未償還額があり、市財政への負担が大きくなっている。	・新規接続の増加に取り組む。 ・接続義務者となる建物所有者に対して、水洗便所改造補助金の周知などを含む接続推奨に取り組むことで新規接続件数と使用量の増加を図ると共に、未接続者への個別訪問、広報・回覧・ホームページでの啓発、鏡ヶ浦クリーンセンター見学会の開催などを進めてきた中で個別の未接続理由に応じた周知方法を取捨選択し効率化を図る。 ・管渠整備については、令和５年度策定の「館山市下水道事業経営戦略」により下水道事業会計の健全化を目指しながら、市の財政状況や地域の意向等を踏まえ、検討していく。
188	環境共生	資源循環 型社会の 構築	資源循環 型社会の 構築	ごみ減量化・再 資源化事業	60、61、 62	環境課	家庭系ごみの適正搬出と分別や事業系ごみの適正搬出を促進し、更なるごみの減量化・再資源化に取り組みます。	・金属類、ガラス類、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類ごとに、収集運搬及び処理を実施した。 R5：収集量計2,597,670kg	・一般廃棄物処理実施計画に沿った収集運搬及び再資源化を実施できた。 ・将来的に、国の制度や社会情勢が変化する中で、周辺に大規模な処理施設がない状況において、継続的に安定的かつ円滑な再資源化を実施できるかが課題である。	・ごみ搬出場所の適正管理の促進 ・分別の徹底による適正搬出の促進 ・事業系一般廃棄物の適正搬出の促進 ・広報紙やSNS等による周知（適正分別、適正搬出処理、4Rの促進等）
189	環境共生	資源循環 型社会の 構築	資源循環 型社会の 構築	環境美化推進事 業	57、60、 61、 62、63	環境課	ごみの減量化、4Rの推進、不法投棄防止等に関する情報発信（周知）により、環境美化に対する関心と理解を深めるとともに、市内一斉清掃活動（ごみゼロ週間等）等を通じて、地域の環境美化に努めます。	・環境美化ポスターコンクールを実施した。 R5：応募115件	・環境美化ポスターコンクールの応募全作品をイオンタウン館山に展示し、広く啓発することができた。	・市内一斉清掃（ごみゼロ週間） ・鏡ヶ浦クリーン作戦 ・ボランティア用ごみ袋の配付及びごみの回収 ・環境美化ポスターコンクール及び作品展示 ・生涯学習出前講座の利活用促進
190	環境共生	資源循環 型社会の 構築	資源循環 型社会の 構築	地球温暖化対策 事業	62	環境課	公共施設への太陽光発電システム等の導入や住宅用省エネルギーシステム設置に対する支援により、新エネルギーシステムの普及・促進を図ります。また、市が率先して地球温暖化対策に取り組むことにより、市民・事業者の自主的な活動を促進します。	住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 ・補助実績 67件（4,374千円） （内訳） ・定置用リチウムイオン蓄電システム 38件（2,660千円） ・窓の断熱改修 22件（1,121千円） ・太陽熱利用システム 1件（50千円） ・電気自動車 5件（500千円） ・V2H充放電設備 1件（43千円）	・補助金の交付により、住宅用設備等を各家庭に導入することができ、温暖化の防止、エネルギーの安定確保及び家庭におけるエネルギー利用の効率化・最適化を図ることができた。 ・市民に対する脱炭素、温暖化防止に対する高い関心の更なる醸成。	・市民の手本（模範）となるよう「第五次館山市地球温暖化対策実行計画」に基づき、各所管事務事業の中で、館山市役所における地球温暖化の防止に取り組む。 ・毎年計画に基づく活動量調査を実施し、排出量を監視するとともに、結果を公表することにより、市民への普及啓発を図る。 ・公共施設への太陽光発電システム等の導入の検討を促す。 ・住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金により、温暖化の防止、家庭におけるエネルギーの安定確保及び家庭におけるエネルギー利用の効率化・最適化を図る。 ・市民等に対しCO2削減の取組に関連する情報の啓発・普及を図る。
191	防災・安全	防災体制の 強化	防災力の 強化	重点プラン 地域防災力強化 事業	64	危機管理課	防災訓練や防災講座、各種広報活動を通じ、防災知識の普及及び防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の機能強化に取り組みます。	・合同防災訓練 ・各地区訓練支援、防災講座 ・シェイクアウト訓練 ・幼保小中学校防災訓練支援	・訓練不参加者の参加意識の醸成 ・各家庭における自助の取組 ・災害に応じた避難体制の確認 ・自主防災未組織町内会の組織化	・地域防災力の向上のため、自助・共助（近助）に係る防災知識・意識の普及向上及び、自主防災組織の機能強化に取り組む。
192	防災・安全	防災体制の 強化	防災力の 強化	重点プラン 災害対応力強化 事業		危機管理課 ／総務課	災害発生時に備え、『館山市地域防災計画』を見直し、備蓄食糧や各種資機材の整備拡充を図るとともに、災害時の応援協定の充実により、災害対応力の強化に取り組みます。また、避難生活における感染症防止対策等、良好な生活環境を確保するため、『館山市避難所運営マニュアル』を逐次見直すとともに、災害ボランティアセンターを充実させ、福祉避難所を拡充します。さらに、災害時においても、市民生活を支える行政サービスの提供を維持するため、『業務継続計画』を見直します。	・地域防災計画の改訂 ・防災用資機材の備蓄 ・災害協定の締結（4団体） ・館山市業務継続計画（BCP）の改定 ・館山市受援計画の策定	・館山市業務継続計画の改定と館山市受援計画の策定を行ったことで、災害発生時における業務の優先順位や他の機関への応援要請を整理することができた。	・大規模災害発生時の応急対応から災害復旧に至る一連の公助機能の強化を図るとともに、各種計画について、年次的に見直しを進めていく。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
193	防災・安全	防災体制の強化	防災力の強化	重点プラン 国土強靱化地域計画の推進		危機管理課	今後想定される巨大地震や豪雨等の大規模自然災害が発生した場合に備え、地域や社会システム等の脆弱性を検討した上で、最悪の事態を回避するための取組の方向性や内容を取りまとめ、災害に強く安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。	・消防車両・施設の整備 ・広域消防の新分署建設の協力 ・防災行政無線設備の更新	・消防防災力の向上を図り、災害に耐え得る強靱なまちづくりを推進する必要がある。	・第4次館山市総合計画に基づき、強靱化に関する指針として、各分野別事業計画に反映する。
194	防災・安全	防災体制の強化	防災力の強化	重点プラン 災害情報伝達手段の整備	65	危機管理課	防災行政無線を補完するための安全・安心メール、たてやま安心電話等の普及促進により、災害発生時の情報伝達手段を確保します。	・防災行政無線屋外拡声子局の更新 ・屋外拡声子局の修繕	・防災行政無線による情報伝達手段の維持を図った。	・今後の防災行政情報の伝達手段について検討する必要がある。
195	防災・安全	防災体制の強化	津波対策の推進	津波防災まちづくり事業		危機管理課	南海トラフ地震などの最大規模の津波を想定した『津波避難計画』に基づき、必要に応じた避難誘導標識の設置や避難施設の整備を推進します。また、館山市内の海岸における防護、利用及び環境を考慮した津波・高潮対策についての協議を進め、千葉県が実施する津波対策（護岸整備）事業に対する働きかけを行います。	・「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書」に基づく施設利用について、協定締結先の施設状況及び連絡体制を確認した。	・津波災害から安全かつ確実に避難できるよう、あらゆる津波被害想定のもと、住民の津波行動の実態を検証したうえで、津波避難計画を策定（改訂）していく必要がある。 ・「海岸づくり会議」に向け、河川等の防護ライン計画を策定する必要がある。	・南海トラフ地震津波や元禄地震津波等の再来の想定に基づいた、市民の津波避難の備えを周知する。
196	防災・安全	消防・救急の充実	消防環境の充実	重点プラン 消防団拠点施設等の整備	66	危機管理課	老朽化した詰所や津波浸水予想地区に建設されている詰所などについて、安全性を確保した拠点施設とするため、計画的な建て替えを進めます。また、消防団の迅速な災害対応活動を確保するため、老朽化した消防ポンプ自動車を計画的に更新します。	・旧耐震基準による消防団詰所第13部、津波浸水予想区域内にある詰所第14部の両部を第14部に統合し、活動を開始した。 ・老朽化した第5部詰所の移転建設に向けて設計業務委託を行った。	・津波対策として高台への詰所の移転や老朽化した詰所の建替えが必要である。	・老朽化が進む詰所1棟（5部）のR6年度移転建設事業を進める。 ・津波浸水予想区域内にある詰所1棟（14部）の移転建設に向けて事業を進める。（R7年度移転予定） ・現在旧耐震基準による詰所は2棟（3・16部）は優先して建替えを検討する。 ・その他の詰所は築40～45年程度を目途に順次建て替えを検討する。
197	防災・安全	消防・救急の充実	消防環境の充実	消防水利の整備		危機管理課	転落防止とともに清掃不要で常時使用を可能とするため、防火水槽の蓋掛けを行います。また、消防水利の乏しい地区における火災時の迅速な消火活動のため、地区の要望に基づき防火水槽を設置します。	・蓋なし防火水槽3カ所（西長田、竜岡、西川名）の蓋掛け	・防火水槽の新設については、地元区の要望箇所なし。 ・既設防火水槽に蓋をかけることにより、安全性の確保と消防水利を維持することができた。また、水槽内に落ち葉や土砂が滞留しないため、団員の保守作業が軽減された。	・既設防火水槽の蓋掛を毎年度3基を目安として行うとともに、新設要望があった場合は予算化して実施する。
198	防災・安全	消防・救急の充実	消防団活動の充実	消防団員の確保と待遇改善	67	危機管理課	減少傾向にある消防団員の確保が重要となっているため、あらゆる機会を捉え、消防団活動の重要性・必要性をPRします。また、町内会や雇用主へ働きかけするなど、消防団への入団促進を図るとともに、現役団員の退団延長要請や女性・消防団OBの活用など、あらゆる手立てを模索します。さらに、団員の待遇改善を図り、団員士気の向上と入団者が増加するような魅力ある消防団を目指します。	・消防団員とその家族の福利厚生のための『消防団員カード』の配布（協力事業所56カ所）	・団員が活動に参加するために、雇用主の理解を得る必要がある。 ・団員の高齢化が進んでおり、退団の引き伸ばしも限度がある。	・引き続き、消防団員を増やすための取組を進める。 ・費用弁償（出勤報酬）の見直し ・団員の雇用主への団活動協力依頼
199	防災・安全	消防・救急の充実	消防団活動の充実	消防団員の育成及び市民の防火意識の高揚		危機管理課	消防団員の消防・防災に関する知識や技術の向上を図るとともに、装備の更新に努めます。また、火災予防運動の実施等により、市民の防火意識の高揚を図ります。	・消火活動に必要な防火服、防火ヘルメット、活動服、手袋などの安全装備の支給 ・消防学校への入校や訓練を行うことによる知識や技術の向上	・団員数が減少しており、団員1人に掛かる負担が増加している。 そうした中、団活動中の安全管理が重要となり、機械器具の取扱いや災害現場での安全確保が必要。	・活動に必要な資機材の調達・支給 ・安全管理の徹底 ・引き続き、消防団の活動内容の見直しを検討する。
200	防災・安全	消防・救急の充実	消防・救急体制の充実	消防・救急体制の充実		危機管理課／健康課	安房郡市広域市町村圏事務組合に対し、常備消防に関する費用を負担するとともに、構成市町と連携し、消防業務や救急業務の充実・強化を図ります。また、市民へのAEDの普及に努めます。	【危機管理課】 ・西岬分署と神戸分遣所の統合による新分署の建設用地の提供及び併任技師の派出により、神戸分署での業務を開始した。 ・安房消防による救命講習会を市職員を対象に実施 【健康課】 ・健康教育、健康相談を実施する中で、AEDについての話題に触れ、周知を図った。	【危機管理課】 ・新統合分署建設用地の提供により、常備消防による消防力の維持向上に貢献した。 【健康課】 ・広く市民に対し、AEDの普及を図る必要がある。	【危機管理課】 ・構成市町と連携し、常備消防や救急業務の充実強化のための働きかけを行っていく。 ・継続的に職員や市民に対しAEDの普及に努める。 【健康課】 ・あらゆる保健事業を通して、AEDの普及啓発を実施する。
201	防災・安全	交通安全・防犯体制の強化	交通安全・防犯体制の強化	交通安全対策の推進	68	市民協働課	交通危険箇所等の点検を行い、必要な安全施設の整備・修繕を進めるとともに、交通安全教育による交通ルールの徹底に努めます。	・町内会等からの要望による交通安全施設の整備 ・「通学路合同点検」における交通安全施設の整備 ・「道路付属物修繕計画」に基づく案内標識、警戒標識の整備 ・交通指導員による通学路の見守り活動の実施（各小学校と館山中） ・あいおいニッセイ同和損害保険（株）とのテレマティクス技術を活用した交通安全イベントの実施協力	・道路構造等の理由により、道路附属物の設置が難しい箇所の対応が課題。また経年劣化による道路路付属物の修繕箇所が多いことも課題である。 ・イベント開催により包括連携協定を結んだ民間事業者と市と市民が連携し、交通危険箇所の認知及び周知を図れた。	・関係機関と連携して、交通安全施設等の整備及び交通安全思想の普及啓発を行う。加えて、高齢者の運転免許証自主返納を推進する。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
202	防災・安全	交通安全・防犯体制の強化	交通安全・防犯体制の強化	自転車駐車場維持事業		市民協働課	駅周辺の自転車駐車場の整理を行うとともに、自転車利用マナーについての意識啓発を図り、歩行者・自転車利用者・ドライバーそれぞれの安全と良好な通行環境の確保に努めます。	・館山駅周辺の駐輪場（2箇所）の整理及び利用マナーの啓発 ・館山市内の各駅周辺駐輪場（4箇所）の放置自転車の撤去（2回）	・放置自転車や周辺道路への駐輪等、マナー違反対策の強化を図れた。	・特に館山駅周辺の駐輪場内の自転車整理業務と放置自転車撤去作業を引き続き行うことで、館山駅が来訪者を迎え入れる玄関口としてふさわしい環境を維持していく。
203	防災・安全	交通安全・防犯体制の強化	交通安全・防犯体制の強化	防犯環境整備事業	69	市民協働課	館山市防犯協力を会を通じ、防犯パトロールや町内会の防犯灯の設置及びLED化等への支援を行います。また、関係機関と連携して、防犯活動を行うとともに、犯罪の発生しやすい場所への防犯カメラの設置等により、犯罪の未然防止に努めます。	・館山市防犯協会を通じたLED防犯灯設置の支援 ・繁華街である渚銀座の防犯カメラ設置による犯罪抑止 ・館山市内で発生する防犯詐欺情報、行方不明者への対応	・各町内会が管理する防犯灯の負担軽減を引き続き行う。 ・防犯カメラ設置による犯罪抑止や警察の捜査協力を図れた。	・自主防犯活動を推進している館山市防犯協会への支援を引き続き行うとともに、防犯灯のLED化の推進と防犯カメラの設置により、犯罪が起これにくい環境づくりに努める。
204	防災・安全	消費者保護対策の推進	消費者保護対策の推進	安全・安心な消費生活の確保	70	市民協働課	消費生活相談員を配置し、関係機関と連携して消費者トラブルの解決を図るとともに、消費者教育や情報の周知徹底により、トラブルの未然防止に努めます。また、立入検査による生活用品の安全性の確保や商品表示の適正化に努めます。	・消費生活相談員の配置による消費者相談業務の充実や詐欺被害防止活動の実施 ・消費生活コミュニティリーダーを通じて消費者に向けた啓発活動を展開	・消費生活相談員の後任育成が課題 ・悪質、巧妙化した詐欺への更なる対応が必要 ・更なるかしこい消費者の育成が必要	・消費トラブルを未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるために、引き続き、関係機関と連携しながら消費者教育の推進や情報の周知徹底を行っていく。
205	市民参画・行政運営	市民参画の促進	市民と行政の協力的体制づくり	広聴体制の充実		企画課	パブリックコメントや「市長への手紙」、「市長との懇談会」など、市民の声を市政に反映させる既存の仕組みを拡充させながら、世代や組織・団体などにとられない、幅広く多様な意見を取り入れることができる広聴手法を検討します。	・市内高校生の意見を聞く「ヤングミーティング」を実施し、市長が高校生と意見交換する場を設けた。 ・公共施設のあり方をテーマに「市民の声を聴く会」を実施し、市長が市民などから公共施設に対する意見を伺った。	・いずれも初めての取り組みであり、様々な立場の方と市長が直接、意見を交わしたり伺ったりすることができた。	・世代や地域、組織・団体等にとられない、より効果的な広聴手法の検討。
206	市民参画・行政運営	市民参画の促進	市民と行政の協力的体制づくり	市民と行政による協働事業の充実		市民協働課	まちづくりの担い手である市民団体やNPO法人等との連携を強化するとともに、各団体相互の交流を図り、『館山市市民協働条例』等に基づく取組を推進します。	・公開プレゼンテーション審査で選定した3団体に、市民協働事業補助金を交付し、地域課題の解決につながる事業を実施した。	・事業の継続性や必要性が確認でき、地域課題の解決につながる事業を実施したと捉えている。 ・補助回数は3回までのため、対象外となる4年目以降の事業継続が課題。	・NPO等の自主的な活動に対し、関係課及び関係機関と情報共有を密にし、対応を継続する必要がある。 ・市民協働条例や補助制度の周知。
207	市民参画・行政運営	地域コミュニティ活動の推進	地域コミュニティ活動の推進	コミュニティ事業の推進		市民協働課	各地区のコミュニティ活動団体を支援し、地区の助け合いや地域活性化の活動を促進します。また、コミュニティ活動に若者世代の参加を促し、活性化を図ります。	・各地区コミュニティの運営を支援し、市民の自主的な活動促進が図れた。	・人口減少・高齢化により、地域コミュニティの担い手が減少する傾向が懸念される。	・市内10地区のコミュニティ委員会への活動補助を継続するとともに、若者世代をコミュニティ組織に取り組めるような活動内容に改めるよう助言する。
208	市民参画・行政運営	地域コミュニティ活動の推進	地域コミュニティ活動の推進	町内会活動の促進	72	市民協働課	館山市町内会連合協議会の活動を支援するとともに、町内会活動の重要性の周知と加入促進により、自治活動の活性化に努めます。	・館山市町内会連合協議会へ補助金を交付し、町内会の円滑な自治活動を促進するとともに、町内会相互の連絡調整を図った。	・町内会連合協議会に対する補助金額を減ずることについては、町内会組織の運営に支障をきたす恐れが大きい。 ・町内会未加入者等や人口減少により、今後、町内会組織の運営が厳しくなっていく傾向がある。	・町内会組織と市の関わりをバランスよく保ちながら、自主性を損なわないよう支援を続ける。 ・町内会組織の必要性及び重要性を地域住民に周知し、理解してもらう必要がある。
209	市民参画・行政運営	地域コミュニティ活動の推進	多様な主体との連携	地域やNPO等による地域活性化活動への支援		企画課	地域やNPO法人等の主体的な活動としての「館山市の偉人」及び「館山市出身の著名人」にスポットを当てた取組に対する支援を行い、地域の活性化につなげていきます。	・マスメディアから防災無線の音源（YOSHIKI氏作詞・作曲の“Forever Love”）の放送許可申請があり、事務所に使用許可をもらって音源データを提供している。 ・資生堂の創業者である福原有信氏の関連企業の田植えに参加。	・各取組の内容、実施主体、対象者等がさまざまであることから、それぞれに見合った具体的な支援の方策を検討していく必要がある。	・新たな取組を企画・検討していく。
210	市民参画・行政運営	地域コミュニティ活動の推進	多様な主体との連携	「多世代共創社会」・「生涯活躍のまちづくり」の推進		企画課	地方創生の観点から、あらゆる世代の誰もが、移住・定住・関係人口にかかわらず、居場所と役割を持ち、生涯を通じてアクティブに活躍することができる地域づくりを目指します。また、お互いに支え合うことで、医療や介護が必要となった方々もいきいきとした人生を送ることができるまちづくりを目指します。	・生涯活躍のまちづくりについて、生涯活躍のまち推進協議会及びアドバイザー資格を取得した館山信用金庫との情報交換を実施した	・現時点では、日本版CCRCの推進にあたり、財政支援、医療・介護人材の確保、地元住民等との合意形成等、受入環境の整備が主な課題として考えられる。	・移住者・移住希望者の意向やニーズの把握を把握していく。 ・子育ての負担軽減と高齢者の孤立防止の観点から、関係各課と協議・意見交換し、効果的で実施可能な取組を検討していく。
211	市民参画・行政運営	男女共同参画の推進	男女共同参画の推進	男女共同参画社会の実現に向けた取組	73	市民協働課	『第4期館山市男女共同参画推進プラン』に掲げた4つの基本目標を推進することにより、男女共同参画意識の普及に努めます。また、性別による差別をなくすことや多様な性のあり方について理解を深めるため、正確な情報提供とともに、積極的な意識啓発に努めます。	・『第4期館山市男女共同参画推進プラン』の取組結果を取りまとめると共に、コーラル会議で各分野からの意見交換を行い、現状の課題等を把握した。 ・千葉県男女共同参画地域推進員による寸劇事業を実施した。 ・LGBTに関し、あらゆる機会を通して多様性を受け入れられるよう、意識啓発を図った。	・市民アンケートの「男女平等である」とする割合や、市の女性管理職員や審議会等における女性委員の割合が低いものもあるが、社会情勢の変化や多様性への理解促進が必要である。 ・LGBTを含む性的マイノリティの理解や支援が進んでいない。	・コーラル会議を開催し、男女共同参画の理念の推進とプランの進捗管理・評価を行う。 ・県の男女共同参画推進委員の活動や近隣市町との連携を模索しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進める。 ・性の多様性に関する啓発活動を行う。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
212	市民参 画・行政 運営	男女共同 参画の推 進	男女共同 参画の推 進	女性活躍推進事 業	74	市民協働課 ／総務課	『女性活躍推進法』に基づき、女性が職場で能力を発揮し、活躍できる社会を実現するため、結婚・出産・育児等の理由で離職した女性を対象に、再就職に向けた環境づくりを支援します。また、市内事業者に対し、男女共同参画意識の醸成を図り、女性の積極的活用と男性の育児休暇取得を促します。さらに、性別や雇用形態にかかわらず全ての館山市職員が、それぞれの能力・適性を発揮し活躍できる組織を作ることにより、組織力の強化・持続的な行政運営を進めます。	【市民協働課】 ・市広報紙や会議所だよりへ、育児休業に関する啓発記事を掲載した。 【総務課】 ・男女の区別なく管理・監督職への登用を行った。 ・課長・副課長研修の中で男性職員の育児休業について触れるなど、職場において育児休業を取得しやすい環境整備に努めた。	・複雑多様化する行政ニーズに的確に対応できる組織・人員体制を整備しつつ、いかに多様化する働き方に対応するかが課題。	・引き続き「働きやすい職場づくりのための行動計画」に基づく取組を推進する。
213	市民参 画・行政 運営	情報発信 力の強化	情報発信 力の強化・充実	重点プラン 情報発信の強化・充実とシ ティプロモー ションの推進	75、76	秘書広報課	より分かりやすく、親しみやすい広報紙の発行により、市政情報等を的確かつ積極的に発信します。また、動画・SNSなどのインターネット媒体やパブリシティによる情報発信を強化し、統一的なコンセプトに沿って市の魅力や情報を市内外に広く発信します。さらに、市の公式ホームページの情報発信力や即時性を高めるとともに、多言語化を検討します。	【企画課】 ・市の魅力やブランド力の向上について助言をいただくことにより、シティプロモーションをより効果的に展開するため、引き続き参与を委嘱した。 【秘書広報課】 成果品の評価をしてもらうため、市で制作した広報紙や、委託制作したPR動画を全国広報コンクールに応募した。	【企画課】 ・効果的なシティプロモーションについて、矢尾参与の助言等をいただきながら、関係課と連携しつつ推進する。 ・短期的に効果や実績がわかりにくいので、継続することの大切さを全職員に認識してもらう。 【秘書広報課】 PR動画については県の選考委員から高評価を受け、千葉県 の代表に選出された。広報紙についても、改善点と評価できるポイントの講評があった。	【企画課】 ・将来的には、シティプロモーションの専門職の配置や戦略の策定が理想的であるとする。【秘書広報課】 他自治体の広報紙やSNSを参考に、市民をはじめとする利用者に伝わりやすい表現を検討する。
214	市民参 画・行政 運営	情報発信 力の強化	情報化の 推進	重点プラン 電子自治体推進 及び情報セキュ リティの強化		情報課	重要情報のクラウド化の推進や各種デジタル機器の更新を図り、情報安全性の確保に努めます。また、サイバー攻撃など、日々激化する情報セキュリティに対する脅威から、行政・個人情報を守るため、情報セキュリティ対策を強化します。	重要情報のクラウド化の推進や各種デジタル機器の更新を図り、情報安全性の確保に努めます。また、サイバー攻撃など、日々激化する情報セキュリティに対する脅威から、行政・個人情報を守るため、情報セキュリティ対策を強化します。	①仮想環境（インターネット接続環境）の更新を行い、インターネットを安全に利用するための環境整備を図った。 ②J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が主催する「リモートラーニングによるデジタル人材育成のための基礎研修」の受講を庁内に働きかけた。（開催3講座・延べ受講者972名） ③IT資産管理ツール活用し、作業の効率化を図った。 ④グループウェアのワークフロー機能を利用した簡易電子決裁の仕組みを令和6年1月から導入した（3月末時点：ワークフロー作成件数：485件）	①市の情報資産に対する攻撃に対し、より多層的な防御が可能となった。 メール添付ファイル、Webからの取得ファイルについて、追加機能により使用するウイルス対策ソフトが1種類→8種類に増え、リスクを発見しやすくなった。 ②職員のデジタル技術や情報セキュリティ意識の向上が図られた。情報セキュリティコースは特別職・会計年度任用職員を含む全職員が受講 ③各パソコンへのセキュリティ対策の作業工程が短縮された。 ▲1,445時間、費用対効果3,013千円 ④紙で行っていた決裁の一部を電子化することにより事務の簡素化につながった。
215	市民参 画・行政 運営	情報発信 力の強化	情報化の 推進	重点プラン 地域情報化推進 事業		情報課	W i - F i 環境の整備を推進するとともに、I Tヘルプデスクの運営支援や各種講座の実施等により、市民のI C T活用を促進します。	W i - F i 環境の整備を推進するとともに、I Tヘルプデスクの運営支援や各種講座の実施等により、市民のI C T活用を促進します。	・令和5年9月末まで実施された「マイナポイント事業第2弾」について、ITヘルプデスク及びシルバー人材センターと連携した申請支援窓口を展開した。（開設133日、来場者延べ3,574名） ・例年開催しているスマートフォン講座について、令和5年度は市図書館と連携し「電子図書館活用講座」を新規開講した。（開催2日間・延べ受講者35名）	・オンライン申請に不慣れな市民等に寄り添った支援を旨とし、より多くの市民にマイナンバーカード取得のための機会を提供することができた。 ・新たなニーズを掘り起こすことにより、より多くの市民がデジタル技術を体験し、「学んでみたい」という意欲を喚起した。
216	市民参 画・行政 運営	情報発信 力の強化	情報化の 推進	データ利活用の 推進		企画課／情 報課	館山市が保有する公共データについて、市民等が活用しやすい形式によるオープンデータ化を検討します。また、国や民間企業等が提供するビッグデータを分析し、まちづくりに活用します。	【企画課】 地域経済分析システム（R E S A S）や地域経済循環分析の活用による事業検討等を行った。 【情報課】 人口や世帯数などの統計情報、地域防災に関連する防災関連情報を更新、作成した。	【企画課】 ・システムを活用できる職員が限られていることから、周知を図りたい。 【情報課】 ・公共データの活用により官民協働の推進につながることが期待できる。 ・オープンデータ化の正確性（不備・欠如・更新頻度）に課題がある。	【企画課】 ・講習会等を開催し、使用したことが無い職員や、個別計画等を策定する予定の部署の担当者にシステムを周知していく。 【情報課】 ホームページ等で既に公開済みの情報を中心に、順次オープンデータ化に取り組み、オープンデータの公開を進めていく。
217	市民参 画・行政 運営	戦略的な 行財政運 営	財政の安定と健全 化	重点プラン 行財政改革の推 進		行革財政課	『第3次館山市行財政改革方針』等に基づく歳入確保や歳出削減の取組の着実な実行により、財政の弾力性を高め、健全で自主性の高い行財政運営を図ります。	①事業仕分けの実施（12年振り）。 ②使用料・手数料の見直しの検討に着手。事業に掛かる経費、受益者負担割合の整理、他自治体との比較による見直し対象の絞り込みまで実施。	①16事業・施設で事業仕分けを実施したことにより、令和6年度当初予算において事業費ベースで約388万円の削減。 ②適正な料金設定、利用者等への周知・理解が必要となる。	・全職員が行財政改革を自分事と捉え、第4次行財政改革方針における78の取組項目の進捗状況に応じて、適切な対応を今後も実施していく。 ・令和6年度も事業仕分けを実施する。市民判定人の評価や仕分け人からの意見を踏まえ（基づき）、事業の見直しを判断（検討）する。 ・引き続き持続可能な行財政運営の実現を目指すとともに、新たな歳入の確保を積極的に進めていく。
218	市民参 画・行政 運営	戦略的な 行財政運 営	財政の安定と健全 化	重点プラン 公共施設の見直 し	77	企画課	『館山市公共施設等総合管理計画』に基づき、将来の人口規模を見据えた機能複合化・統廃合・長寿命化などを実施します。	・個別施設計画の策定：策定率98％（対象施設：123/125施設） ・廃校利活用：民間事業者へ旧富崎小学校校舎棟の貸付を開始	・計画に基づき施設の再編や長寿命化を推進し、老朽化施設の更新費用や維持管理費用の縮減を図る必要あり ・老朽化施設の解体費用に充当する有利な財源がない ・市庁舎については更新であっても有利な財源が存在しない	・公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の取組推進・進捗管理 ・特に今後統廃合が進む学校施設の跡地活用の推進 ・マンパワー確保と推進強化を見据えた体制強化

第4次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業No.	基本目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
219	市民参画・行政運営	戦略的な行政運営	財政の安定と健全化	企業版ふるさと納税制度の推進		行革財政課	企業版ふるさと納税制度の周知と活用により、地域課題を解決するような特色ある事業に積極的に取り組むとともに、SDGsに資する事業や未来に対する投資となるような事業を実施します。	・営業活動等で使用するチラシの作成 ・企業版ふるさと納税推進に向けた庁内ワーキングチームを組織するとともに営業活動を実施 ・庁内のニーズ把握（企業版ふるさと納税を活用して実施したい事業について各課に照会）	（効果） ・左記取組により、令和5年度の企業版ふるさと納税は8件・28,838千円となった （課題） ・企業側からの視点を踏まえた、市として推すべき魅力ある個別具体事業の提案（構築）	・令和6年度も新たなプロジェクトチームを組織し、事業内容（やりたいこと）をしっかりと固めたうえで寄附金獲得に臨む ・また、寄附者の訴求力を高めるため、動画を作成する等、発信力の強化策に取り組む ・国や中間事業（受託）者が実施するマッチング会やセミナー等に参加し、スキルアップを図る
220	市民参画・行政運営	戦略的な行財政運営	財政の安定と健全化	市税等の徴収率の安定化を図ることによる自主財源の確保	78、79	税務課	自主財源を確保するため、市税等の徴収率の安定化を図ります。また、納税相談等により、納税者の実情に沿った適切な徴収に努めます。	・現年度課税分の徴収強化（新規、少額滞納案件に対する「早期着手・早期接触・早期整理」の実施） ・差押えを前提とした滞納整理 ・滞納者の実情に応じた滞納整理	・安定した徴収率の維持	・現年度課税分の徴収強化（新規、少額滞納案件に対する「早期着手・早期接触・早期整理」の実施） ・差押えを前提とした滞納整理 ・滞納者の実情に応じた滞納整理
221	市民参画・行政運営	戦略的な行財政運営	行政組織力の充実・強化	官民協働によるまちづくりの推進事業		企画課	行政だけではカバーすることが難しい分野に、民間企業の技術や大学の専門的知見を活かすことにより、市民の多様なニーズへの対応や社会課題の解決に取り組みます。	・協定締結先企業が主催するセミナー等の視聴会実施 ・各企業と事業担当課との直接の連携事業も増えてきている	・関係する部署が多岐にわたるので、各課が積極的に連携してほしい。 ・連携を行う目的を明確にし、継続的・発展的な関係性を維持する。	・産官学金労言士等との連携を強化し、意見交換や事業の協働、必要に応じて連携協定の締結を推進する。 ・民間企業との地方創生に関する包括連携協定の締結など、市が取り組む課題解決と企業が推進するCSR活動を関連付け、市民の多様なニーズに対応できる体制を整える。
222	市民参画・行政運営	戦略的な行財政運営	行政組織力の充実・強化	人的資源の有効活用による行政組織力の強化・市民サービスの維持向上		総務課	多様な職員採用方法による人材の確保、職員能力の向上、組織の見直し、職員の適正配置などを進め、多様化する行政ニーズに的確に対応できる持続的な組織体制を構築します。	・都内の大学及び専門学校の就職支援担当者を訪問し、採用試験及び移住促進のPRを実施。 ・人材の確保を図るため、一般行政職上級試験、土木技術職上級試験、建築技術職上級試験、保育教諭職、保健師職の試験日程を早め、7月に実施した。 ・人事評価の給与反映（管理職のみ） ・職員研修として、派遣研修、市独自研修、安房広域による集団研修を実施 ・職員増減員要望調査の実施 ・人事異動等に対する自己申告の実施	・『人的資源の確保』と『職員人件費の抑制』の両立 ・公務員志望者の減少 ・専門職の人員不足 ・研修の効果測定が困難 ・多様な働き方への対応	・「第7期館山市定員適正化計画」に基づく取組の着実な推進 ・複線型人事制度（専任職・専門職の配置等）の検討 ・職員採用試験の改善・工夫による、よりよい人材の確保 ・「館山市職員人材育成基本方針」の見直し
223	市民参画・行政運営	戦略的な行財政運営	行政組織力の充実・強化	窓口サービスの充実		市民課	来庁者へのスムーズな応対や利便性向上に努めるとともに、マイナンバーカードの普及促進、各種証明書のコンビニ交付等、市民ニーズに合ったサービスの提供を行います。	・住基人口44,677人のうち、37,103人にカードを交付している。（交付率83.04％） ※R6.3.31現在 （R4年度末は33,266人に交付し、交付率73.49％）	・今後も職員研修などにより、さらなる窓口サービスの向上に努める。 ・市民の利便性向上と窓口の混雑緩和のため、コンビニ交付等のサービスの利用促進が必要である。	・コンビニ交付の利用を促進させる。 ・窓口業務の委託や書かない窓口の導入を検討する。
224	市民参画・行政運営	戦略的な行財政運営	行政組織力の充実・強化	市民相談事業		市民課	市民の身近な相談窓口である市民相談室において、市民相談員が日常の困りごとに対する助言や専門機関の紹介を行います。	・市民からの相談に対し、必要に応じ関係機関と連携し、相談業務の充実を図った。 R5相談実績： 71件（電話相談含む） ・相談室の開設日については、広報やホームページに掲載し周知に努めた。	・市民の相談内容に応じた最適な関係機関を紹介することで、市民の不安解消が図られた。 ・相談員向けの研修等が実施された場合には、積極的に参加し、知識の向上に努める。 ・館山市社会福祉協議会等関係機関との連携継続に努める。	・引き続き、市民相談員を配置し、市民からの様々な相談に対し、助言や専門機関の紹介を行う。 ・市のホームページや広報を活用し、相談内容に応じた相談窓口の紹介を行う。
225	市民参画・行政運営	戦略的な行財政運営	行政組織力の充実・強化	市民ニーズに応じた納付環境の整備		税務課	多様化する生活スタイルや市民ニーズに柔軟に対応した納付環境を整備し、市民の利便性の向上を図ります。	・更なる納付環境の整備として、スマホアプリ納付の拡大を図った。 ・令和5年4月から、固定資産税・軽自動車税について、共通納税システムに対応したQRコード付き納付書の発行が義務化されたが、納税者の利便性を加味し、市県民税（普通徴収）・国民健康保険税についても、QRコード対応にした。	・通常の窓口納付や口座振替に加え、コンビニ納付、スマホアプリ納付など、納付チャネルの拡充が図られ、納税者の利便性が向上した。 ・急速に進むデジタル化により、時代に即した対応をすることが求められる。	・口座振替やコンビニ納付、キャッシュレス決済の利用促進とともに、近年の情報・技術革新や社会環境の変化に柔軟に対応した納付環境の整備促進を図る。
226	市民参画・行政運営	広域行政の推進	広域行政の推進	重点プラン 中心部への機能集約によるまちづくり		企画課／都市計画課	旧県立安房南高等学校跡地及び安房合同庁舎周辺エリアへの国・県・市・一部事務組合等の行政機能や都市機能の集約により、中心市街地の活性化、住民・来訪者の利便性向上を図ります。	・千葉県、千葉県警察、安房郡市消防本部、館山病院等との協議 ・市道認定や交差点協議、用途地域の変更等は関係課と情報共有しつつ進めた	・市庁舎の移転に向けた検討（場所・時期・規模・所管部署等）を行う必要がある。	・旧千葉県立安房南高等学校跡地の利活用について国・県・市による意見交換等の機会を捉え、将来のまちづくりや住民・来訪者の利便性向上に繋げられるように努めていきたい。

第 4 次館山市総合計画「後期基本計画」進捗状況（政策評価）調査シート

資料2-2

事業 No.	基本 目標名	節名	施策名	計画事業名	資料2-1の 指標連番	担当課	事業内容	R5年度の事業実施状況	事業の効果及び課題	今後の事業展開・改善策
227	市民参 画・行政 運営	広域行政 の推進	広域行政 の推進	重点プラン 定住自立圏構想 推進事業	80	企画課	地方創生や人口減少対策など、地域に共通する喫緊の課題に対し、「定住自立圏構想」や新たな広域連携を推進します。	共生ビジョン2年目となり、各政策を深度化し事業を進めてきた。	・令和5年10月に事業担当者が一堂に会し、事業の進捗状況や今後の進め方について確認した。	時代潮流に即した新規事業の検討や、効果の見込めない事業の終了など、事業の取捨選択を行い、圏域住民の生活環境の維持向上を行いたい。